



救急・消防・防災

休日診療等

湖南広域休日急病診療所

問 大橋二丁目7-3(済生会滋賀県病院前)

☎551-1599 FAX551-1600

かぜやじんましん、子どもの軽度の発熱など、自力により受診可能な比較的軽い症状の場合は、二次救急・小児救急当番病院ではなく、かかりつけ医か、こちらの診療所を受診ください。

診療日 日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

診療時間 10:00～22:00(受付:9:30～21:30まで)

診療科目 主に内科・小児科

注意事項

- 入院や手術はできません。
- ケガなどの外科的症状は診察できません。
- 健康保険証、医療受給者証をお持ちください。
- 診察料(現金)をお持ちください。
- 初期救急医療施設のため、一日分または休日分の投薬となります。
- 症状によっては診察できない場合があります。必ず事前に症状を電話かFAXでお伝えください。
- レントゲン、感染症の検査、血液検査などは実施していません。

子ども医療電話相談

問 一般電話のプッシュ回線、携帯電話、公衆電話など

短縮ダイヤル#8000

一般電話のダイヤル回線、IP電話など

☎524-7856

お子さまのケガや急病で、病院へ行ったほうがよいか判断に迷ったとき、アドバイスを受けることができます。

相談時間

- 平日および土曜日………18:00～翌朝8:00まで
- 日曜日、祝日、年末年始… 9:00～翌朝8:00まで

対象者 県内に在住の15歳以下の子ども、その家族など

救急医療情報案内

問 救急医療情報案内 ☎553-3799

緊急性があると思ったら、迷わず119番で救急車を呼んでください。

救急車を呼ぶほどでもない判断した場合で、適切な医療機関が分からない場合は、上記へお問い合わせください。音声ガイダンスで受診可能な栗東市、草津市、守山市、野洲市の医療機関を紹介します。

中毒110番(誤飲事故電話相談)

問 大阪中毒110番 ☎072-727-2499

(365日24時間対応)

つくば中毒110番 ☎029-852-9999

(365日9:00～21:00まで対応)

化学物質、医薬品などを誤飲し、対処方法に困ったときにご相談ください。

医療ネット滋賀

病院・診療所・歯科診療所・薬局などの医療機関を検索し、日々の健康管理や、もしもの際の安心・安全に備える情報を提供しています。 <http://www.shiga.iryu-navi.jp/>

二次救急(内科・外科系)および小児救急

湖南地域では、入院などが必要な重症患者に対応するために二次救急医療機関として、救急搬送患者などへの救急医療を済生会滋賀県病院、済生会守山市民病院、市立野洲病院、淡海医療センター、近江草津徳洲会病院、滋賀県立総合病院が輪番で実施しています。皆さんが安心して救急医療を受けられる体制を守るため、救急医療の仕組みを正しく理解して、上手に利用するようにしましょう。二次診療業務当番表は、湖南広域行政組合ホームページもしくは市広報紙に掲載しています。小児救急は、済生会滋賀県病院のみです。

火災と救急は119番

119番通報について

栗東市・守山市・草津市・野洲市から119番へ通報すると、「消防局災害管制課(小柿三丁目1-1)」につながります。災害管制課職員が応答しますので、尋ねることに落ち着いて答えてください。場所が判明次第、救急車・消防車・救助車を出動させます。通報が重なりますとメッセージが流れますので、そのままお待ちください。

携帯電話からの119番は、消防局災害管制課で通報を受けるほかに、電波の状態により近隣の消防(本部)局につながる場合があります。栗東・守山・草津・野洲の各市内からの災害通報と判明すれば、消防局災害管制課へ転送されますので携帯電話の通話を切らずにお待ちください。携帯電話からの通報に際して、発生場所、携帯電話番号、氏名をはっきりとお答えください。電波の状態により、音声途切れたりまた切断される場合がありますので、特にご注意ください。

119番を受信すると、火災・救急・救助などの災害種別と発生場所が判明次第、最も近い消防署または近くにいる消防隊等に直ちに出勤指令がかかります。通話を切断しなくても、出動した車両は現場に向かっていますので落ちついて情報を伝えてください。



119番の通報のしかた

火災編

119番です。火事ですか・救急ですか？

「火事です」

消防車の行く場所・住所はどこですか？

「栗東市〇〇〇〇番〇〇マンションの〇階〇〇号です」
「〇〇中学校の南側です」

どこから燃えていますか？

「台所が燃えています」

逃げ遅れ、ケガはありませんか？

「ケガ人が〇人います」
(いるかもしれませんが)、(姿が見えません)

あなたの名前は？

「〇〇です」

今おかけの電話番号は？

「●●-●●●●番です」

救急編

119番です。火事ですか・救急ですか？

「救急車をお願いします」

救急車の行く場所・住所はどこですか？

「栗東市〇〇〇〇番〇〇マンションの〇階〇〇号です」
「〇〇中学校の南側です」

どうされましたか？

『病気の場合』

病気の名前、症状、年齢、性別など

『ケガの場合』

ケガの状況、ケガ人の人数、容態、年齢、性別など

あなたの名前は？

「〇〇です」

今おかけの電話番号は？

「●●-●●●●番です」

通報の種類

問 湖南広域消防局災害管制課

☎552-8119 FAX552-5050

加入電話や携帯電話などからの119番のほか、聴覚や言語などの機能に障がいがある人を対象にしたファクシミリ通報「FAX119」、スマートフォン、または携帯電話による「NET119緊急通報システム」があります。

ファクシミリ「FAX119」

FAXから直接119番をダイヤルし送信してください。

NET119

聴覚・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいがある方で、(火災・救急)緊急通報が必要になったとき、スマートフォンや携帯電話で119番通報ができます。利用には事前登録と設定が必要です。

NET119緊急通報を行うと、災害管制課で受信され、消防車や救急車が出動します。

医療機関

問 湖南広域消防局中消防署 ☎552-0119

市内ならびに近辺の主な病院

番号	病院名	所在地	電話番号
1	済生会 滋賀県病院	大橋二丁目4-1	☎552-1221
2	淡海 医療センター	草津市矢橋町1660	☎563-8866
3	済生会 守山市民病院	守山市守山四丁目14-1	☎582-5151
4	滋賀県立 総合病院	守山市守山五丁目4-30	☎582-5031
5	近江草津 徳洲会病院	草津市東矢倉三丁目 34-52	☎567-3610
6	市立野洲病院	野洲市小篠原1094	☎587-1332
7	滋賀医科大学 医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	☎548-2111

救急車の適正利用にご協力ください

救急車は、けがや急病などで緊急に病院に搬送しなければならない傷病者のためのものです。緊急でないときに救急車を要請すると、本当に救急車を必要とする事故や急病が発生した際、遠くの消防署から救急車が出動することとなり、現場到着までに時間を要し「救える命」が救えなくなることも考えられます。緊急性がなく、救急車以外に搬送手段がある場合は救急車以外の交通機関を利用してください。

傷病者の様子や事故の状況などから急いで病院へ連れて行ったほうがよいと思ったときは、迷わず119番通報してください。

く 以下は広告スペースです

あなたに近い派遣会社

HOT STAFF
for good communication

ホットスタッフグループ

この街で、働こう。

そんなあなたを
ほっとけん!



私たちは地域密着の「あなたに近い派遣会社」です。
お仕事をお探しの皆様、人材にお困りの企業様、
お気軽にご相談ください!

〒520-3047 滋賀県栗東市手原五丁目6番19号
五番街ビル101号室
TEL 077-596-3400
受付・営業時間 受付時間 9:00~18:00
<https://www.hotstaff.co.jp>



防災・防犯

防災行政無線の放送

問 危機管理課 ☎551-0109 FAX518-9833

市内各所に設置されたスピーカーから、地震、台風および洪水などの災害に関する情報や、国民保護関連情報などの生命・身体・財産に重大な影響があると判断される情報について一斉に放送し、市民の皆さんにお知らせします。

音声自動応答サービス

問 危機管理課 ☎551-0109 FAX518-9833

防災行政無線で放送された内容がよく聞こえなかった場合や、放送内容をもう一度確認したい時などに、放送内容が確認できます。

フリーダイヤル 0120-031899(ぼおさいはここ)

栗東市防災・防犯情報配信システム

問 危機管理課 ☎551-0109 FAX518-9833

市内で発生した災害などの情報を、携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスを行っています。防災行政無線で放送された内容が配信されます。

配信する内容

- 1.防犯情報(不審者情報など)
 - 2.気象警報(大雨などの気象警報)
 - 3.土砂災害警戒情報
 - 4.竜巻注意情報
 - 5.震度情報(地震発生後の震度情報)
 - 6.国民保護情報(ミサイル攻撃情報など)
- ※上記のほか、「避難に関する情報」や「行方不明者捜索情報」などの重要情報については、登録者全員に配信します。
- ※登録料・情報料は無料です。ただし、携帯端末などをご利用の場合は、電子メールの送受信やウェブサイトの閲覧時に別途通信費用が発生します。

登録方法

- パソコンまたは、携帯電話から空メールを送信してください。

bousai.ritto-city@raidan2.ktaiwork.jp

※迷惑メール防止対策をされている方は、上記メールアドレスの許可をしてください。



災害用伝言ダイヤル「171」を覚えておこう！

問 危機管理課 ☎551-0109 FAX518-9833

地震・噴火などの災害の発生により被災地への通信が増加し、つながりにくい状態になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

災害用伝言ダイヤル(171)

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。

171をダイヤルした後ガイダンスに従ってください。

〈以下は広告スペースです〉

電気工事で未来を創る

intake

インテイク株式会社

電気工事	通信工事	防犯設備工事
		
コンセント工事 スイッチ工事 ブレーカー工事 各種配線工事	LAN工事 テレビ・電話工事 配線整理	防犯カメラの設置 インターホンの設置

お見積り無料

☎ 077-598-0789

営業時間
9:00~17:00
定休日
日曜・祝日

栗東市十里89番地1
<http://www.intake-sv.com>



火災予防

問 湖南広域消防局中消防署 ㊟ 552-0119

住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の設置は湖南広域行政組合火災予防条例で義務付けられています。設置場所は下記のとおりです。

1 寝室 **2** 階段(上階に寝室がある場合) **3** 台所
令和5年6月1日時点での住宅用火災警報器の全国設置率は84.3%でした。また湖南広域消防局管内(栗東市、草津市、守山市、野洲市)での設置率は87.5%でした。
全国平均を上回る設置率でしたが、100%にはまだまだ及びません。住宅用火災警報器によって火災に至らなかった例や、逃げ遅れを免れた事例も数多く報告されています。自治会やご近所と呼びかけ合い、火災に強い地域を作りましょう。
また住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年以上が経ちますが、電池や部品の寿命は10年程度とされており、初期に設置された住宅用火災警報器は交換時期となっております。本体の製造年月日を確認し、電池切れとならないように早目に取り替えましょう。

消火器

劣化した消火器の破裂による死亡事故が報告されています。消火器を設置されているご家庭は、消火器の底や外観の腐食の有無を確認してください。腐食などが確認できる場合はお近くの販売代理店や防災・防犯業者に相談し、専門業者に依頼してください。

消火器等の訪問販売にご注意ください

消火器や住宅用火災警報器を高額で訪問販売する不適正取引業者が県内でも確認されています。このような業者に共通する事項として以下のことが挙げられます。

- 1** 突然の訪問
 - 2** 「交換の義務がある」といった言葉を使う
 - 3** 名刺の提示を拒否する
- 時には消防職員を名乗り訪問販売することもありますので、このような時はお近くの消防署に問い合わせるなど、十分ご注意ください。

支援が必要な人を地域みんなで助ける 「栗東市災害時避難行動要支援者登録制度」

問 社会福祉課 ㊟ 551-0118 FAX553-3678

「栗東市災害時避難行動要支援者登録制度」

栗東市では、災害が発生した際に自力で避難が困難な高齢者や障がい者の方等「避難行動要支援者」に対して、地域の皆様のご協力のもと、「地域の避難支援者」になっていただき、見守りや安否確認、避難支援など地域で助け合いを進めるための体制を整備して、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

対象となる人(要支援者)

在宅で生活している次のような人です。(施設入院している人は対象になりません)

- 1** 75歳以上でひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯の人
- 2** 介護保険の要介護1以上の認定を受けている人
- 3** 身体障害者手帳1級および2級の交付を受けている人
- 4** 療養手帳A1・A2の交付を受けている人
- 5** 精神障害者保健福祉手帳1級を有している人
- 6** 難病を患っている人
- 7** 災害時に自ら避難することが困難で支援を要する人

手続きの方法

「災害時避難行動要支援者登録制度」への登録には、「登録申請書兼同意書」の提出が必要です。申請される人は、市役所社会福祉課までお申し出いただきますようお願いいたします。

※災害時の避難支援を迅速かつ円滑に行うためには、「地域の避難支援者」の登録が不可欠です。

情報提供先

地域の避難支援者、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、栗東市社会福祉協議会、草津警察署、湖南広域消防局中消防署

※個人情報については、市及び避難支援等関係機関において適正に管理し、避難支援に関する目的以外に使用しません。

り災見舞金・り災弔慰金

問 社会福祉課 ㊟ 551-0118 FAX553-3678

対象

市内に住民登録をしている人

対象災害

暴風、豪雨、洪水、地震、津波、その他の異常な自然現象または火事もしくは爆発により生ずる被害を受けられたとき、り災弔慰金・り災見舞金の支給を行います。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給対象となる死亡は除きます。

※次の場合は対象となりません。

被害者の故意であるとき

交付金額

【り災見舞金】

- 全焼または全壊…1世帯につき 30,000円
- 半焼または半壊…1世帯につき 20,000円
- 床上浸水……………1世帯につき 10,000円

【り災弔慰金】

死亡者1人につき 100,000円

木造住宅の耐震化支援

問 住宅課 ㊟ 551-1943 FAX552-7000

震災の犠牲者の多くは、家屋の倒壊などによる圧死です。昭和56年5月以前に建てられた、いわゆる「旧耐震基準の木造住宅」の被害が多く発生しています。

地震による被害を軽減するためには、住まいの耐震状況を知ることが大切です。市では、耐震診断および補強案作成を無料で実施しています。また、耐震診断の結果、耐震性が低い木造住宅を耐震改修される所有者に、費用の一部を補助しています。詳細は市HPをご覧ください。

危険なブロック塀等の撤去支援

問 住宅課 ㊟ 551-1943 FAX552-7000

地震等の災害におけるブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難通路を確保するため、道路に面した危険なブロック塀等を撤去される所有者に費用の一部を補助しています。詳細は市HPをご覧ください。



救急・消防・防災

避難場所マップ

災害が発生したときのために、次の避難場所を設けています。火災や地震、風水害に備えて自宅や勤務先付近の避難場所を確認しておいてください。



救急・消防・防災



赤松市指定緊急避難場所一覧

★印は福祉避難所

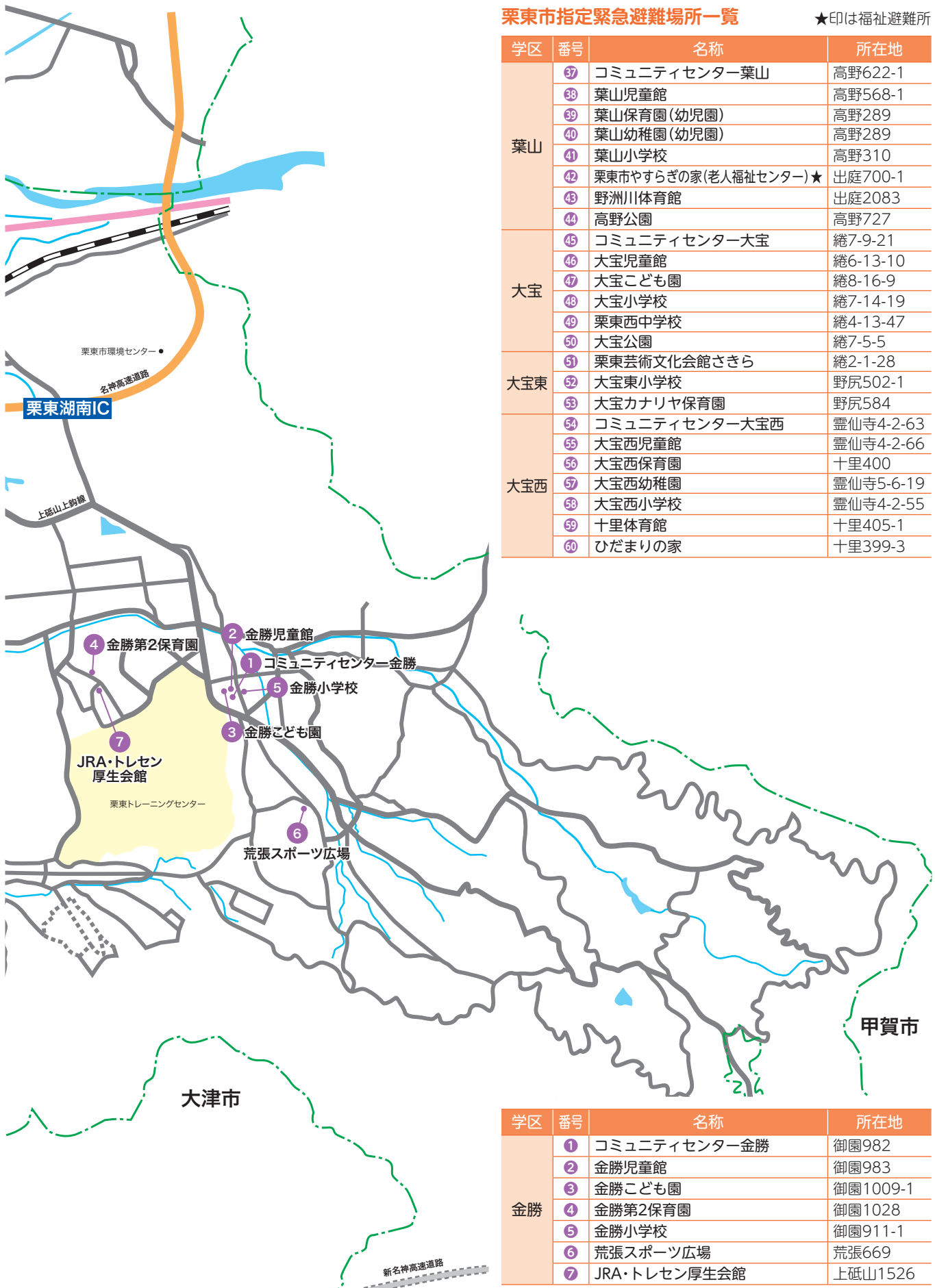
学区	番号	名称	所在地
治田	9	コミュニティセンター治田	坊袋161-1
	10	治田児童館	目川871-1
	11	治田保育園	坊袋162
	12	治田幼稚園	目川871-2
	13	治田小学校	坊袋77
	14	栗東市民体育館	川辺390-1
治田東	15	聾話学校	川辺664
	16	コミュニティセンター治田東	安養寺205
	17	治田東保育園(幼児園)	安養寺6-7-12
	18	治田東幼稚園(幼児園)	安養寺6-7-29
	19	治田東小学校	安養寺147
	20	栗東中学校	安養寺6-6-15
	21	学習支援センター	安養寺3-1-1
	22	栗東市総合福祉保健センター(なごやかセンター)★・治田東児童館	安養寺190

学区	番号	名称	所在地
治田西	23	コミュニティセンター治田西	小柿5-1-8
	24	栗東市ゆうあいの家(老人福祉センター)★・治田西児童館	小柿1-10-10
	25	治田西保育園(幼児園)	中沢1-4-22
	26	治田西幼稚園(幼児園)	中沢1-6-3
	27	治田西小学校	小柿1-5-21
	28	治田西スポーツセンター	小柿1-1-11
葉山東	29	コミュニティセンター葉山東	六地藏714-1
	30	葉山東児童館	小野480-1
	31	葉山東保育園(幼児園)	小野465-1
	32	葉山東幼稚園(幼児園)	小野460-1
	33	葉山東小学校	小野320
	34	葉山中学校	六地藏888
	35	国際情報高校	小野36
	36	栗東高校	小野618

栗東市指定緊急避難場所一覧

★印は福祉避難所

学区	番号	名称	所在地
葉山	37	コミュニティセンター葉山	高野622-1
	38	葉山児童館	高野568-1
	39	葉山保育園(幼児園)	高野289
	40	葉山幼稚園(幼児園)	高野289
	41	葉山小学校	高野310
	42	栗東市やすらぎの家(老人福祉センター)★	出庭700-1
	43	野洲川体育館	出庭2083
	44	高野公園	高野727
大宝	45	コミュニティセンター大宝	縄7-9-21
	46	大宝児童館	縄6-13-10
	47	大宝こども園	縄8-16-9
	48	大宝小学校	縄7-14-19
	49	栗東西中学校	縄4-13-47
	50	大宝公園	縄7-5-5
大宝東	51	栗東芸術文化会館さくら	縄2-1-28
	52	大宝東小学校	野尻502-1
	53	大宝カナリヤ保育園	野尻584
大宝西	54	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺4-2-63
	55	大宝西児童館	霊仙寺4-2-66
	56	大宝西保育園	十里400
	57	大宝西幼稚園	霊仙寺5-6-19
	58	大宝西小学校	霊仙寺4-2-55
	59	十里体育館	十里405-1
	60	ひだまりの家	十里399-3



学区	番号	名称	所在地
金勝	1	コミュニティセンター金勝	御園982
	2	金勝児童館	御園983
	3	金勝こども園	御園1009-1
	4	金勝第2保育園	御園1028
	5	金勝小学校	御園911-1
	6	荒張スポーツ広場	荒張669
	7	JRA・トレセン厚生会館	上砥山1526



救急・消防・防災

相談

各種相談窓口のご案内です。相談は無料です。困ったとき、気軽にご相談ください。詳しくはそれぞれの相談窓口にお問い合わせください。

心配ごと相談

問 栗東市社会福祉協議会 ☎554-6105

市民のみなさんの暮らしのお困りごとについての相談に応じます。

法律相談

なごやかセンター(安養寺190)で毎月第2・4木曜日。祝日の場合はその翌週。要予約。

税金相談

なごやかセンターで5・7・9・11・12・1・2・3月第2水曜日。祝日の場合はその前後。要予約。

司法書士相談

なごやかセンターで毎月20日。土・日曜日、祝日の場合はその翌日。要予約。

※相談予約については、その月のはじめの平日8:30より受付開始。相談日程等詳細については、市社協広報「栗東ふくし」または社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

少年相談(就学・就労に関すること)

問 栗東市少年センター ☎551-0141

電話相談・面談相談

月～金曜日の9:30～16:00、希望により、訪問相談可。事前にお問い合わせください。

メールによる相談

Eメール: shounencenter@city.ritto.lg.jp

人権相談(人権いろいろ相談)

問 人権擁護課 ☎551-0108

なごやかセンターで毎月1日9:30～11:30に実施(1月、4月を除く)。土・日曜日・祝日の場合はその翌平日。詳しくはお問い合わせください。

高齢者の生活に関する相談

**問 栗東中学校区にお住まいの人
栗東地域包括支援センター
安養寺190(なごやかセンター内) ☎558-6979**
**栗東西中学校区にお住まいの人
栗東西地域包括支援センター
小柿一丁目10-10(ゆうあいの家内) ☎584-4121**
**葉山中学校区にお住まいの人
葉山地域包括センター
出庭697-1(淡海荘内) ☎552-5280**

月～金曜日 8:30～17:15
高齢者の生活を総合的に支援します。

行政なんでも相談

問 滋賀行政監視行政相談センター ☎523-1100

国の事務(国道、一級河川、年金、健康保険、雇用保険、労災保険、戸籍、登記など)に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

なごやかセンターで毎月20日(土・日・祝日の場合は、その次の平日) 9:00～12:00

インターネットによる行政相談の受付

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

消費生活相談

月～金曜日 9:15～12:00、13:00～16:00
消費生活全般の相談に応じます。

問 消費生活相談窓口 ☎551-0115(局番なし188)

月～金曜日 9:15～16:00

問 滋賀県消費生活センター ☎0749-23-0999

税の無料相談

問 公益社団法人草津納税協会(草津税務署前) ☎562-0374

毎週火曜日 13:00～16:00(2、3月を除く)
事前にお問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉

遺言や任意後見、離婚、不動産・金銭の貸借など大切な契約は公正証書で安心を。

大津公証役場

○相談は無料
○業務時間
(事前に御予約下さい)
平日 9:00～12:00
13:00～17:00
(土日祝は休)

〒520-0043 滋賀県大津市中央3丁目2番1号セザール大津森田ビル3階

☎ 077-523-1728
FAX 077-523-5028

大津公証役場 検索

不動産の登記/会社の登記/相続
贈与/遺言等

司法書士法人 近江水口事務所

お問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ(初回相談無料)

☎0748-65-0321

(所在地) 甲賀市水口町本町
3丁目2429-2
水口スクエアビル2F

ないき行政書士事務所

建設業許可申請・経審
産廃収集運搬業許可申請
風営許可・深夜酒類提供届出
その他各種許申請手続きの代行

〒520-3047
滋賀県栗東市手原五丁目6-19-604

TEL: (077) 500-0345

<http://www.naiki-office.com/>

ないき行政書士事務所 検索

〈以下は広告スペースです〉

栗東市役所すぐそば

相続・贈与・売買・交換等の不動産登記
会社・法人登記(設立、役員変更等)
遺言・財産管理及び承継
成年後見・相続放棄・その他裁判所手続

営業時間

9:00~17:30

滋賀県司法書士会所属

司法書士 國松正一

司法書士 國松勇穂

栗東の司法書士事務所 國松司法書士事務所

TEL:077-553-2285

FAX:077-554-0367

栗東市安養寺7丁目1-18(エステートビル1F)



?

相談

最も身近な相談相手として親身に対応します!



東郷会計事務所

公認会計士・税理士 東郷 鐘吾

税理士 東郷 修

事務所 〒520-3015
滋賀県栗東市
安養寺8丁目5番19号

TEL (077) 554-1218

FAX (077) 554-1219

E-mail togo@tkcnf.or.jp

宅建業:滋賀県知事免許(11)第1388号
滋賀県宅地建物取引業協会会員



絆の力で地元栗東の
みなさまをサポート!!

チーム 笑輪 監督 井上 豊
事務局 シガホーム内

栗東市小柿6丁目9番20-9号

TEL.077-551-5888

FAX.077-552-9999

URL https://www.shigahome.co.jp

E-mail info@shigahome.co.jp

相続・遺言・離婚・企業法務

交通事故・不動産・債務整理・民事全般

相続・遺言・離婚・交通事故・債務整理 初回相談無料

湖南法律事務所

弁護士 西川 真登 (滋賀弁護士会)



平日夜間・
土日相談可
(要予約)

栗東市小柿6丁目1-22 竹之内ビル201号
TEL 077-554-5408 平日9:30~18:30



大切な資産を 守りませんか?



きめ細やかな気遣いで不安が安心に変わります

廣川・岩田税理士法人
行政書士事務所

税理士 廣川 領司
税理士 岩田 剛
税理士 脇岡 智洋

〒528-0074 滋賀県甲賀市水口町松尾744-151

電話 (0748) 62-3011

FAX (0748) 62-3012

甲賀市 廣川・岩田税理士法人 検索

E-mail hirokawa-jimuso@watch.ocn.ne.jp

交通事故相談

問 滋賀県立交通事故相談所大津本所(大津合同庁舎3階)
☎528-3425

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～16:00

児童虐待の連絡・子どもに関わる相談

- 栗東市家庭児童相談室 ☎551-0300
平日8:30～17:15(年末年始を除く)
- 滋賀県中央子ども家庭相談センター
☎562-1121
- 児童相談所虐待対応ダイヤル
☎189(24時間受け付け)
近くの児童相談所に電話につながります。
- 児童虐待ホットライン(中央) ☎562-8996(24時間受付)
- 草津警察署 ☎563-0110

女性相談(DV相談等)

問 子育て支援課 ☎551-0114

平日9:00～12:00、13:00～17:00
女性相談支援員がDV相談等に応じます。

女性の人権相談(女性の人権ホットライン)

問 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

平日8:30～17:15
電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、女性の人権問題に詳しい法務局職員または人権擁護委員がお受けします。

ひきこもり相談 相談るーむ よりそい支援 ゆっくりと

問 栗東市社会福祉協議会 ☎554-6105

<https://ritto-shakyo.jp>
毎月第3水曜日(祝日を除く) 9:00～12:00(予約制)

〈以下は広告スペースです〉

「あの法律の事、聞いてみよう」
そんな司法書士がすぐそこに

業務内容
— 遺産承継業務 —
(相続登記・遺言)
— 企業法務 —
(商業登記)
— 裁判業務 —

やどり木司法書士事務所
yadorigi Judicial scrivener office

TEL 050-5370-3678

栗東市緒九丁目9番22号
E-mail: k.kato@office-yadorigi.com

LINE でお問い合わせ(QRコードを読み取って下さい)

<https://www.office-yadorigi.com/>

登記・年金・国道・労働・健康保険・役所の手続など
行政相談委員に、お気軽にご相談下さい!

行政相談所は、原則毎月20日の9:00～12:00に
総合福祉保健センター(なごやかセンター)で
開設しているよ。

◆ 20日が土日祝日の場合は翌平日、10月は別日です。
◆ 相談は無料・秘密厳守。総務大臣から委嘱された行政
相談委員が皆様からのご相談をお聞きます。
◆ 詳しくは、「きくみみ滋賀」までお問い合わせください。

総務省行政相談センター
まぐみみ 滋賀 ☎077-523-1100

← ホームページ <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/shiga.html>

日本司法支援センター 滋賀地方事務所 気軽にお電話ください!!
解決に役立つ情報等を 無料で提供いたします。

法テラス 滋賀

「離婚・相続・借金・犯罪被害…」
こんなとき、まずは法テラスへ!

0570-078339

※IP電話の方は050-3383-5454

大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5階

平日 午前9時～正午 午後1時～4時(電話または来所)

法テラスは国が設立した公的な法人です。



いじめに関する相談

栗東市いじめホットライン ☎554-0323

受付時間 月～金曜日、9:30～16:00(お盆と年末年始はお休みです。)

【その他の電話相談】

- 滋賀県「こころんだいやる」 ☎524-2030
9:00～21:00(12月29日～1月3日を除く)
- 滋賀県「いじめで悩むこども相談電話」への相談
☎567-5404
9:30～18:00(年末年始を除く)
- 「こどものための相談ダイヤル」
☎0570-078310(全国統一番号「なやみいおう」)
24時間対応ダイヤル(夜でもつながります)
各校の児童支援担当者にお申し込みください。

空き家相談

問 住宅課 ☎551-0347 FAX552-7000

空き家全般の相談に応じるとともに、専門家への相談等をサポートします。

?

相談

〈以下は広告スペースです〉

暮らしのお悩みに「くらしサポートセンターしが草津」がお手伝いします

くらしなんでも相談

まずはお電話で！
☎077-564-5512
<https://www.s-rofuku.com> (平日 10:00～16:00)

滋賀県労働者福祉協議会
くらしサポートセンターしが草津
office: 草津市大路1丁目1-1
草津駅前 エルティ932 4F 406

電話がかかりにくい場合は、こちらへ
☎0120-783-455(くらし何でも相談専用)

草津駅前広場機 エレベーターご利用ください

栗東市にお住まいの、不動産をお持ちのみなさま

一戸建て 土地 分譲マンション **高価買取** いたします！

- いくらくらいで売れるのかを知りたい
- 不動産を相続したが、どうしたらよいかわからない
- 不動産を早く売却しなければならない事情がある
- 他の不動産会社へ売却を依頼しているが、なかなか売れないなど

お見積り・査定 **無料** 秘密 厳守 仲介手数料 **無料**

(株)トラスト不動産
滋賀県知事(1)第3673号
(公社)滋賀県宅地建物取引業協会

☎077-599-1570
《受付時間》10:00～19:00
栗東市小柿5丁目11番3-12号
滋賀不動産売却 検索

空き家・住まいの問題解決の会社です

空き家の有効活用・
空き家の活用提案(リノベーション・
修繕・買取・管理など)

防犯カメラ 電気工事
リフォーム 雨 どの エルビー・エルにご相談下さい!!

お見積り無料!
☎0120-767-867

Little by Little 滋賀 エルビー・エル 検索

有限会社
エル・ビー・エル コーポレーション
滋賀県草津市片岡町774





届出・証明

転入・転出・転居の届出

問 総合窓口課 ☎551-0110 FAX553-0250

市役所1階 総合窓口課で受付します。

受付時間 8:30～17:15(土・日曜日・祝日と、12月29日～1月3日の6日間はお休みです)

届出に必要なもの・届出期間などについての一覧

届出の種類	必要なもの	その他(届出期間など)
転入 市外から栗東市に住所を移したとき	● 転出証明書 ※前住所地の市町村長が発行します。	転入してから14日以内
転入届の特例(転入) マイナンバー(個人番号)カードまたは住民基本台帳カードをお持ちの人が、国内の他の市町村から転入しようとするときの手続	● マイナンバー(個人番号)カードまたは住民基本台帳カード ※転出証明書に代わりマイナンバー(個人番号)カードまたは住民基本台帳カード(暗証番号の照合)が必要となります。	マイナンバー(個人番号)カードまたは住民基本台帳カードによる転出届を先に転出地で行ってください。 転入手続後、マイナンバー(個人番号)カードまたは住民基本台帳カードの継続利用処理があります。 ※郵送で転出届を行った場合、転出市町村に確認してから転入手続にしてください。
国外転入 国外から栗東市に住所を移したとき	● パスポート ● 戸籍謄本、戸籍の附票(本籍が栗東市の人は不要)	帰国してから14日以内
転居 市内で住所が変わったとき	● 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ● 介護保険被保険者証(所持者のみ) ● 後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ● 福祉医療費受給券(所持者のみ)など	転居してから14日以内
転出 他の市町村または国外に住むことになったとき	● 住民カードまたは印鑑登録証(所持者のみ) ● 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ● 介護保険被保険者証(所持者のみ) ● 後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ● 福祉医療費受給券(所持者のみ)など	転出予定日の14日前から手続きができます。

※マイナンバー(個人番号)カード、在留カード、特別永住者証明書をお持ちの人は届出に必要なものとお持ちください。

※来庁(届出)される人の本人確認を行いますので、本人確認書類(運転免許証等)をお持ちください。

※代理人による届出の場合は、委任状が必要です。

マイナンバーカードをお持ちの人は、栗東市内から他市区町村(国外を除く)へ引越しをするときに転出届がオンラインで提出できます。(転出証明書の交付を省略するため、転出届のため市役所への来庁は必要ありませんが、新しい住所の市区町村窓口での転入手続が必要です。)

※ご利用には別途マイナポータルアプリのダウンロードが必要です

マイナポータルから届出のできる期間 ● 転出予定日の30日前から ● 新しい住所に住み始めた日から10日以内

マイナポータルから申請が可能 単身での引越のほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の引越し手続きが可能です。

〈以下は広告スペースです〉

大本山天龍寺・総本山智積院
 各社寺／御用達
 近江神宮・滋賀県神社庁／御指定

HORI

堀井かしふとん店
大津店

大津店／〒520-0021 滋賀県大津市二本松11-7
 ☎0120-882-654
 TEL.077-526-2414 FAX.077-521-1314

マイナンバーカードをお持ちの人は、新しい住所の市区町村へ転入(転居)手続きの来庁予約がオンラインで提出できます。次のうち、どちらか早い日までに新しい住所の市区町村窓口で転入の届け出を行ってください。

マイナポータルから届出のできる期間

● 転出予定日から30日 ● 新しい住所に住み始めた日から14日以内

※この期間を経過すると、マイナンバーカードでの転入手続きができなくなります。
この場合、前住所の市区町村での転出届が必要になります。

戸籍に関する届出

問 総合窓口課 ☎551-0110 FAX553-0250

受付時間・場所

- 8:30～17:15は市役所1階総合窓口課で受付します。
- 上記時間外や夜間などは、役所裏の昇降口からお入りいただき宿直室へ提出してください。
- 閉庁時に届出された場合、各種手続きについては開庁日に来庁してください。

届出の種類 【届出地】	必要なもの	その他(届出期間等)
出生届 【届出地:本籍地、出生地、届出人の住所地のいずれか】	● 出生届書1通(医師または助産師の証明が必要) ● 届出人(父または母)の署名 ● 母子健康手帳 ● 健康保険被保険者証	生まれた日を含めて14日以内
死亡届 【届出地:本籍地、死亡地、届出人の住所地のいずれか】	● 死亡届書1通(医師の証明書が必要) ● 届出人の署名	死亡の事実を知った日から7日以内に同居の親族、同居していない親族または同居者から届出してください。 火葬(埋葬)場所をお尋ねしますので、あらかじめ手配をしておいてください。
婚姻届 【届出地:本籍地、住所地のいずれか】	● 婚姻届書1通(18歳以上の証人2人の署名が必要) ● 届出人(夫と妻)の署名(氏が変わる人は旧氏) ● 本人確認書類(運転免許証等)	婚姻届により住民票は異動しません。 住所変更などの届出が必要な人は、「転入・転出・転居の届出」を参照してください。
離婚届 【届出地:本籍地、住所地のいずれか】	● 離婚届書1通(18歳以上の証人2人の署名が必要。ただし、裁判離婚の場合は証人の記載不要) ● 届出人(夫と妻)の署名 ● 裁判離婚の場合は審判書等の謄本および確定証明書 ● 本人確認書類(運転免許証等)	● 裁判離婚、調停離婚は確定または成立の日を含め10日以内に申立人が届出してください。 ● 婚姻の際に氏を改めた人は、離婚によって婚姻前の氏に復しますが、婚姻中の氏を称することを希望される場合は、離婚の日から3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」書を提出する必要があります。(離婚届と同時に提出可能)
転籍届 【届出地:本籍地、新本籍地、住所地のいずれか】	● 転籍届書1通 ● 届出人(筆頭者および配偶者)の署名が必要	本籍地を変更したい場合に届出してください。



届出・証明

近隣の斎場

【草津市営火葬場】

草津市東草津四丁目3-27 ☎562-2751

【野洲川斎苑】

守山市川田町2230-3 ☎518-1755

詳しくは各斎場へお問い合わせください。

＜以下は広告スペースです＞

お誕生日、お祝い、お見舞い、さまざまなシーン。贈るお相手、ご予算、タイミングetc...お花を贈るときは、いろいろとお悩みになることも多いですね。「どんなお花を贈ったら、あの人に喜んでいただけるのかしら...」当社は贈る人の思いを届けるお手伝いをしたいといつも考えています。

5020 花と緑の 創造産業株式会社
ゴ-イイハナ
☎0120-50-1187
TEL077-552-1345 FAX077-552-0143

栗東市高野385
(スター辻店内
小売店舗あり)
イベントなどの大量
のご入用にも迅速に
対応します

至彦根 至草津 至津 至名神高速道路東IC

栗東市 創造産業 検索

印鑑登録

問 総合窓口課 ☎551-0110 FAX553-0250

登録できる人

市に住民登録をしている15歳以上の人(意思能力を有しない者を除く)

登録方法

免許証等身分証明書方式(即日登録可)

登録する印鑑と官公署発行の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバー(個人番号)カード、在留カードなど)をお持ちの上、本人が担当へ。

保証人方式(即日登録可)

登録する印鑑と本人確認書類(保険証など)と保証書に本市に印鑑登録をしている保証人が署名、押印(登録印)したものををお持ちの上、本人が担当へ。

文書照会方式(即日登録不可)

登録する印鑑と窓口に来た人の本人確認書類を持参のうえ、本人または代理人(代理権授与通知書(委任状)が必要)が担当へ。その後「照会書」を自宅に郵送しますので、必要事項を記入、押印した「回答書」と本人確認書類と印鑑をお持ちの上、本人または代理人が再度担当へ。

登録できない印鑑

- 1 1辺が8ミリメートル以上25ミリメートル以下の正方形の中に印影が収まらない印鑑
- 2 氏名以外を表している印鑑
- 3 ゴム印など変形しやすい印鑑
- 4 外枠が4分の1以上欠けている印鑑など
- 5 同一世帯で他の人が登録している印鑑

証明書などの発行手数料

問 総合窓口課 ☎551-0110 FAX553-0250

種 類			金 額		
戸籍関係	戸 籍	全部事項証明(謄本)	*	450円	
		個人事項証明(抄本)	*		
	除 籍 原戸籍	全部事項証明(謄本)		750円	
		個人事項証明(抄本)			
	届出の受理証明書				350円
届書の記載事項証明書・届書等情報内容証明書					
住民票関係	住民票(一部・全部)の写し		*	350円	
	除票(一部・全部)の写し			350円	
	記載事項証明				
	戸籍の附票		*		
	住民基本台帳の一部写しの閲覧 (一人を1件として1件に付き)		1件～		
印鑑登録証明書				*	350円
身元証明書					350円

※窓口に来た人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。また、窓口での印鑑登録証明書の発行には印鑑登録証または住民カードが必要です。

*印の証明書はコンビニ交付サービスが利用できます。

※コンビニエンスストアでの証明書発行にはマイナンバー(個人番号)カードが必要です。

コンビニ交付では手数料が100円お得です。

その他、証明などを発行できる窓口

問 総合窓口課 ☎551-0110 FAX553-0250

諸証明サービスコーナー

JR栗東駅前総合施設ウイングプラザ2階の栗東西図書館の北側に、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、税証明などの諸証明発行を行なう、栗東市諸証明サービスコーナーを開設しています。

受付時間

9:00～17:00

(土・日曜日、祝日と、12月29日～1月3日の6日間はお休みです。)

取扱内容

- 住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書・戸籍の謄本および抄本・戸籍附票の写し・身元証明書・住民票コード通知票・住居表示の変更証明書
(※改製原戸籍や除籍謄抄本などはお取扱できません)
- 税関係証明(所得・納税・評価・公課・法人所在地証明)
(※各種証明書交付申請時に本人確認を実施します)



コンビニ交付サービス

市では、証明書のコンビニエンスストア自動交付サービスを実施しています。

利用時間

6:30～23:00(土・日曜日、祝日を含む)

※メンテナンス日を除きます。

発行手数料

<コンビニなどで取得できる証明書と手数料>

証明書の種類	コンビニなど	備考
戸籍全部・一部事項証明書(戸籍謄・抄本)(本人が在籍する戸籍)	350円	本市に住民登録と本籍がある人で、本人および同一戸籍の人の分 ※原戸籍、除籍、本市が本籍地でない人は発行不可
戸籍の附票(本人が在籍する戸籍)	250円	
課税(非課税)証明書・所得証明書(本人の最新年度分)	250円	賦課期日の1月1日現在に本市に住民登録がある本人の最新年度分 ※申告がない人、転出者、転出予定者は発行不可
住民票の写し(本人および同一世帯員分)	250円	本市に住民登録がある本人または同一世帯の人 ※転出や死亡による除票、転出予定者は発行不可
印鑑登録証明書(本人分)	250円	本市で印鑑登録している本人分 ※転出予定者は発行不可

※市の窓口で交付を受けるより100円お得です。

取扱店舗

マルチコピー機が設置されている全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、平和堂、イオンなど。

必要なもの

- マイナンバー(個人番号)カード
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

届出・証明

マイナンバー(個人番号)

問 総合窓口課(マイナンバー担当) ☎551-0317 FAX553-0250

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。

住民票を有する全てのの人に1人1つの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

個人情報の保護について

個人情報の漏えいを防ぐため、個人情報は一元管理せず、従来通り年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。

また、特定個人情報保護委員会という、第三者機関が制度の運用を監視・監督します。

マイナポータルサイトにより、マイナンバー(個人番号)を含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないか、いつでも確認することが可能になっています。

マイナンバー(個人番号)カードについて

マイナンバー(個人番号)カードは、氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真、マイナンバー(個人番号)が記載されており、ICチップが搭載されています。

身分証明書としての利用や、証明書のコンビニ交付サービスなど地方公共団体の行政サービス、e-Taxなどの各種電子申請などで利用可能となります。また、健康保険証としても利用できるようになります。



(表面)



(裏面)

申請、交付の流れ

1 マイナンバー(個人番号)カードの申請

申請方法



郵便申請



スマートフォン



パソコン



まちなかの証明用写真機



出張申請

※まちなかの証明用写真機は、申請できるものとできないものがあります。

申請は、郵送申請、WEB申請などにより行います。詳しくは、個人番号通知書・通知カードと一緒に届いた、マイナンバー(個人番号)の説明書類をご確認ください。

※交付申請書を紛失した場合は再発行ができます。総合窓口課へお問合せください。

※総合窓口課では、無料写真撮影などの申請サポートを行っています。

2 マイナンバー(個人番号)カードの交付

申請から約1か月後、マイナンバー(個人番号)カード交付通知書(ハガキ)が届きましたらマイナンバー(個人番号)カードを受け取ることができます。

マイナンバー(個人番号)カードの受け取りには、必要書類をご持参のうえ、申請者本人が来庁してください。また、15歳未満の者又は成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。本人が中学生以下や高校生の場合、または75歳以上の高齢や病気、身体の障がい、その他やむを得ない理由により、来庁することが困難な方に限り、代理人にカードの受取を委任することができます(中学生以下を除き本人の来庁が困難であることを証する書類が必要です)。

必要書類

- 交付通知書ハガキ
- 通知カードまたは個人番号通知書
- 本人確認書類(運転免許証等)
- 住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

詳細は交付通知書をご覧ください。

マイナンバー(個人番号)カードは、本人が市町村の窓口で受け取ることができます。

※交付手数料は初回無料です。

マイナンバーカード個人宅・社会福祉施設出張申請サポート

高齢者、介護を受けている人、心身に障がいのある人などを対象に、職員が自宅や入所されている社会福祉施設に訪問し、写真撮影、申請書の記入をサポートします。

実施希望日の1週間前までにお申込みください。

9:00~16:00(1人15分程度) ※土・日・祝、年末年始を除く

対 象 本市に住民登録がある人

必要なもの 本人確認書類(下記A書類1点、B書類2点)

A書類 運転免許証、運転経歴証明書、障害者手帳などの顔写真付き身分証明書

B書類 健康保険証、介護保険証、預金通帳、年金手帳、年金証書、年金手帳

※カードが出来上がり次第、簡易書留で送付します。

マイナンバー(個人番号)総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178(無料)

※お掛け間違いのないよう十分に注意してください。

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

平日9:30~20:00 土・日曜日、祝日9:30~17:30

(年末年始12月29日~1月3日を除く)

一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合

● マイナンバー制度、マイナポータル

☎050-3816-9405(有料)

● マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード、紛失・盗難による一時停止

☎050-3818-1250(有料)

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

● マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

☎0120-0178-26(無料)

● マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード、紛失・盗難による一時停止

☎0120-0178-27(無料)



税・健康保険・年金

主な税・使用料の納付先一覧

税・使用料	問合せ	納付先
市県民税	税務課 市民税係 ☎551-0106	●取扱金融機関 滋賀銀行、レーク滋賀農業協同組合、関西みらい銀行、滋賀県信用組合、京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、滋賀県民信用組合、京都銀行、近畿労働金庫、福井銀行、ゆうちょ銀行(郵便局) ●コンビニエンスストア等(バーコード印字のある納付書のみ) コンビニエンスストア、PayPay、LINE Pay、楽天銀行、PayB ●市役所会計課 ●地方税お支払いサイト(二次元コード「el-QR」印字のある納付書のみ)
軽自動車税・法人市民税	税務課 市民税係 ☎551-0106	
固定資産税・都市計画税	税務課 資産税係 ☎551-0105	
国民健康保険税	税務課 市民税係 ☎551-0106	
市税の納付	税務課 納税推進室 ☎551-0107	
介護保険料	長寿福祉課 介護保険係 ☎551-0281	
後期高齢者医療保険料	保険年金課 高齢者医療係 ☎551-0361	

※納付書を紛失した場合は、各問い合わせ先にご相談ください。

市税

問 税務課納税推進室 ☎551-0107 FAX551-2010 市民税係 ☎551-0106 FAX551-2010 資産税係 ☎551-0105 FAX551-2010

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、土地、家屋、償却資産(これらを総称して固定資産といいます)を所有している人に、その固定資産の価格をもとに算定した税額を、市に納めていただく税金です。

都市計画税は、道路、公園、下水道の整備など都市計画事業または、土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税で、市街化区域内に所在する土地、家屋を課税対象として、その所有者に固定資産税と併せて納めていただく税金です。

償却資産の申告について

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

償却資産を所有されている人は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容(取得年月、取得価額、耐用年数など)について、1月31日までに償却資産の所在する市町村長に申告することが定められています。

申告にあたっては、法人は固定資産台帳や法人税申告書別表16などを、個人は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿などをもとに行ってください。

ただし、取得価額10万円未満の償却資産は、法人で減価償却資産として経理している場合を除き、申告対象とはなりません。また、3年間の一括償却を選択したものや、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものなど、償却資産の申告対象から除かれる資産があります。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度

固定資産税の納税者が市内に所有する土地または家屋の価格(評価額)について、他の土地または家屋の価格と比較して適正かどうか確認できる制度です。

縦覧期間 4月1日～第1期納期限日(土・日曜日、祝日を除く)

対象 固定資産税の納税者と同一世帯の親族、関係人(納税管理人)、代理人(委任状が必要)

持ち物 運転免許証など本人の住所、氏名が確認できるもの

手数料 無料

※土地だけを所有している場合は、家屋の縦覧はできません。また、家屋だけを所有している場合は、土地の縦覧はできません。

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者や借地・借家人などの関係人が固定資産課税台帳を閲覧できる制度です。

閲覧期間 4月1日以降(土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

対象 固定資産税の納税義務者と同一世帯の親族、関係人(納税管理人、借地人、借家人など)、代理人(委任状が必要)

持ち物 運転免許証など本人の住所・氏名を確認できるもの(加えて、借地人と借家人は、賃貸借契約書など土地、家屋の権利関係が明らかになる書類)

〈以下は広告スペースです〉



税理士法人

山本会計

YAMAMOTO TAX ACCOUNTANT OFFICE

**相続・創業・譲渡
相談無料**

税理士 山本善通
中小企業診断士

公認会計士 山本善重
税理士

税理士 堀 勝美

〒520-3235 湖南市平松北一丁目8番地
TEL:0748-72-3988(代) FAX:0748-72-7274
e-mail:yamamoto.kaikai@tkcnf.or.jp

市民税

個人市民税

毎年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった人に、所得に応じた所得割と一律の均等割の合計額が課税されます。市内に住んでいなくても事務所、事業所、家屋などが市内にある人には、均等割のみ課税されます。毎年3月15日(土・日曜日の場合はその翌日)が申告期限ですが、前年中の所得が給与所得だけで勤務先から市役所に給与支払報告書の提出があった人や、所得税の確定申告をした人などは申告の必要がありません。

海外に転出する人

海外へ転出する人は、転出する人に代わって、市民税・県民税関係の手続きを行う納税管理人の届け出が必要です(届け出には納税管理人自身の記載が必要です)。

海外に転出すると、住民票上では、国外の住所になってしまうため、郵便物を送付することができなくなります。そのため納税通知書や還付の通知などを代理で受け取っていただく国内在住の人を届け出させていただきます。

家族が亡くなった人

家族が亡くなった人は、相続人代表者指定届の提出が必要です。

市民税・県民税の納税義務は1月1日に住民票が栗東市にあり、前年中にある程度の収入があった人に発生します。納税義務は年の途中で死亡した場合でも消滅しないため、亡くなった人の市民税・県民税は相続人に継承されます。そのため、相続の中で通知の送付先となる相続人代表者を定めていただく必要があります。

転入してきた人

住民税は1月1日に住民票があった市区町村で課税するため、年の途中で転入してきた場合でも、途中から納税先が栗東市になることはありません。そのため、当該年度分については引き続き、1月1日時点での住所地に納めていただきます。

法人市民税

市内に事務所または事業所などがある法人に法人の資本金などの額および従業員の数による均等割と法人税額に応じて負担する法人税割の合計額が課税されます。事業年度終了の日から2か月以内に、確定申告をして納めてください。

国・県税

県税(自動車税、事業税、不動産取得税など)

問 南部県税事務所 ☎567-5406

国税(所得税、法人税、消費税、相続税など)

問 草津税務署 ☎562-1315 (自動音声案内)

市民税・県民税の申告 所得税の確定申告

問 草津税務署 ☎562-1315 (自動音声案内)

市役所では、例年2月16日から3月15日まで、市役所およびコミュニティセンターで市民税・県民税の申告、所得税の確定申告を受け付けます。詳細は、日程が近くなりましたら、市広報紙でお知らせします。

ただし、分離所得(土地建物や株式の譲渡、退職所得など)、青色申告、準確定申告、損失の申告、所得税の住宅ローン控除、旧年度の申告については、市役所およびコミュニティセンターで行うことはできません。

草津税務署にご相談ください。

市民税の納付方法

個人市民税の納税の方法は普通徴収と特別徴収の2種類があります。

普通徴収

市役所から6月中に納税通知書が通知され、4期分の納付書をまとめて送付します。

市税の納付先 市の取扱金融機関、コンビニエンスストア等、市役所会計課で納付できます。

特別徴収

給与支払者(会社など)が市役所から通知される特別徴収税額通知書により、給与所得者の毎月の給与(6月～翌年5月)から引き去りする方法と公的年金所得者の年金の支払額から引き去りして納税する方法があります。



軽自動車税

軽自動車の登録・廃車などの手続き

軽自動車などを取得、譲渡、廃車したり、住所が変わったときは、下表の場所で手続きをしてください。

軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有（登録）されている人に年税額が課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割課税の制度がなく、その年度分の軽自動車税を納付いただくことになります。

車 種	申告(手続き)場所
● 原動機付自転車(125cc以下) ● 小型特殊自動車 ● 農耕作業用自動車	栗東市役所税務課 ☎551-0106 または、現在お住まいの市区町村
● 軽二輪(125cc超250cc以下) ● 二輪小型自動車(250cc超)	居住市区町村管轄の運輸支局 滋賀県内にお住まいの人は、 滋賀運輸支局 ☎050-5540-2064(自動音声案内)
● 軽三輪 ● 軽四輪	居住市区町村管轄の軽自動車検査協会 滋賀県内にお住まいの人は、 軽自動車検査協会滋賀事務所 ☎050-3816-1843(コールセンター)

国民健康保険税

国民健康保険税について

国民健康保険税のしくみ

国民健康保険は、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険税を出し合い、必要な医療費や加入者の健康づくりに役立てるものです。

国民健康保険税額

国民健康保険税の算定は、医療保険分と後期高齢者支援金分及び介護保険分を合算し徴収します。

後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度の実施に伴い、後期高齢者医療にかかる費用の一部を現役世代で支援するため創設されました。

介護保険分…介護保険法の施行に伴い、40歳以上65歳未満の方が、加入している医療保険から介護保険分を納付するため創設されました。

前年の所得に応じて計算される所得割と、国保に加入される人数に応じて計算される均等割と、加入世帯に対してかかる平等割の合計になります。

納税義務者

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者になります。世帯主が国保加入者でない場合でも納税義務者となります。(擬制世帯主)

月割課税

年度途中の加入、脱退の場合は加入月から脱退の前月までの月割で計算します。

軽 減

前年中の所得が一定額以下の世帯は、均等割、平等割が軽減されます。また、未就学児は一律均等割が軽減されます。

非自発的失業者への軽減

倒産・解雇などによる離職や雇止めなどによる離職をされた人(雇用保険の特定受給資格者や特定理由離職者)の国民健康保険税が軽減される制度があります。ただし、軽減を受けるためには、申請が必要です。

国民健康保険税の減免

- 不慮の災害、盗難などの事故により、生活の基盤となる資産に甚大な損害を被ったもの
- 事業の休業廃業、失業、疾病、負傷などにより、生活が著しく困難となったもの
- 被保険者の資格を取得した日において65歳以上である者で後期高齢者医療の被保険者となったものの被扶養者であったもの

国民健康保険税の納付方法

国民健康保険税は、毎年6月に決定し通知します。4月から翌年3月までの1年(12か月)分を6月から翌年3月までの10期に分けて納付していただきます。

公的年金等を受給されている世帯の人で一定の要件に該当されるときは、公的年金等からの引き去り(特別徴収)による納付方法もあります。

納税は便利な口座振替で

口座振替ができる税目

市・県民税(特別徴収、法人市民税は除く)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

持 ち 物 預(貯)金通帳と通帳の届け出印、納税通知書

申込方法 市内の取扱金融機関に備え付けの「口座振替申込書」に必要事項を記入の上、指定金融機関へ提出。市外の金融機関で手続きをされる場合は、「口座振替申込書」を送付しますので、税務課までご連絡ください。

市税の猶予・減免・滞納

納税の猶予

次のような事情がある場合、納税を遅らせたり分割して納めたりすることができる制度がありますので、担当にご相談ください。

主な要件	猶予の期間
● 財産が火災や盗難にあったとき ● 納税者や家族が病気になったり、負傷したりしたとき ● 事業を休業・廃止して著しい損害を受けたとき	原則として1年以内

市税の減免

次のような事情がある場合、税額を減免する制度があります。納期限の7日前までに書類を添えて各担当に申請をしてください。

税 目	主な要件	担 当
固定資産税・都市計画税	●生活保護法による扶助を受けたとき ●災害により、所有する固定資産が著しく損害を受けたとき ●公園や広場などに無償で固定資産を提供しているとき	資産税係
市・県民税	●生活保護法による扶助を受けたとき ●所得がなくなり、生活が著しく困難になったとき ●災害により家財道具に甚大なる損害を被ったと認められるとき	市民税係
軽自動車税	●公益のために使用するとき ●身体などに障がいがあり歩行が困難な人が利用するとき	

市税の滞納

納期限内に税金の納付がない場合は、督促手数料や延滞金が別途加算されます。
滞納処分(差押)を受けることもありますので、必ず納期限内に納付してください。

延滞金 延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(納期限の翌日から1か月を経過するまでは、延滞金特例基準割合に年1.0%を加算した割合。ただし、当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合)

滞納処分 財産の差し押さえ、公売など

市税の納期一覧

税 目	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
市・県民税	6月	8月	11月	1月						
固定資産税・都市計画税	5月	7月	10月	12月						
軽自動車税	5月(全期)									
国民健康保険税	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※市・県民税、固定資産税・都市計画税は全期分まとめて納めることができます。

※国民健康保険税は、毎年6月(1期)に決定し、4月から翌年3月までの1年(12か月)分を6月から翌年3月(10期)に分けて納付していただきます。

※納付書で納付されている人には、1期分の納付時に、4期・10期までの納付書をまとめて送付します。

市税に関する証明など

種 類	窓 口	手数料(1件)	持ち物
納税証明書 ●	市役所1階 税務課	350円 ※車検用納税証明書 は、無料	本人確認できるもの、委任状(同居親族以外)、印鑑(法人のみ代表印が必要)
車検用納税証明書 ●			—
課税証明書、所得証明書、非課税証明書 ●			本人確認できるもの、委任状(同居親族以外)
法人所在地証明書 ●			—
固定資産課税台帳記載事項証明書 ● (評価証明書、公課証明書)	●は栗東駅前 諸証明サービス コーナーでも 発行できま す	350円 (5筆・棟毎1枚)	本人確認できるもの、委任状(同居親族以外)
住宅用家屋証明書		1,300円	税務課資産税係にお問い合わせください。
固定資産課税台帳の閲覧		無料	本人確認できるもの、委任状(同居親族以外)
土地台帳・家屋台帳の閲覧		350円(30分毎)	—

※評価証明書は固定資産の価格(評価額)を証明するものであり、公課証明書は税額を証明するものです。

※課税証明書、所得証明書、非課税証明書は、コンビニエンスストアでも取得できます。詳しくは、49ページをご覧ください。

国民健康保険

国民健康保険の届出について

問 保険年金課 ☎551-1807 FAX553-0250

国民健康保険(国保)に加入するとき、やめるとき、また家族などに異動があった時は、14日以内に届出をしてください。国民健康保険の手続きは本人もしくは住民票上同じ世帯の人であればできますので、窓口に来られる人の本人確認できるもの(運転免許証など)をお持ちください。別世帯の人が代理で手続きされる場合は委任状(様式は任意)と本人確認できるもの(運転免許証など)をお持ちください。

国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書
他の健康保険の被保険者でなくなったとき	資格喪失証明書または退職日が確認できる証明書、扶養家族からはずれた証明書
他の健康保険の扶養家族からはずれたとき	—
子どもが生まれたとき	—
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村へ転出するとき	国保の被保険者証
他の健康保険の被保険者になったとき	国保と他の健康保険の被保険者証
他の健康保険の扶養家族になったとき	—
生活保護を受けるようになったとき	国保の被保険者証・保護開始決定通知書

その他

こんなとき	手続きに必要なもの
被保険者証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき	—

※国民健康保険の届出が遅れると、以前加入していた保険が切れている日までさかのぼって加入をし、国民健康保険税を支払わなければなりません。また、国民健康保険の資格が無くなっているのに、届出遅れにより国民健康保険証を医療機関で使用し受診されますと、国民健康保険で受診をした分の医療費を栗東市に返還していただく場合があります。届出は速やかをお願いします。

健康保険証の廃止

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は、令和6年12月2日に廃止され新規発行が終了します。(従来の保険証は令和7年7月31日まで使用できます)マイナポータルなどにより、マイナンバーカードの保険証利用登録をして、マイナ保険証をご利用ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

国民健康保険の給付

問 保険年金課 ☎551-1807 FAX553-0250

療養費の給付

次のようなときは、治療などに要した金額を全額負担し、療養費の申請をしてください。

- 緊急、やむを得ない理由で、保険証を提示せずに病院で受診したとき
- 医師の指示で、あんま、マッサージ、はり、灸の施術を受けたとき

- 骨折、ねんざなどで健康保険を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- コルセット・ギプスなどの補装具を作ったとき(医師が必要と認めたとき)
- 被保険者資格証明書の交付を受けている人で、医療費の全額を医療機関の窓口を支払ったとき
- 海外旅行中に負傷したり病気にかかったりして医療費を支払ったとき

申請に必要なもの

<自費で診療の場合>

- 被保険者証
- 診療報酬明細書(レセプト) ● 領収書(原本)
- 振込口座のわかるもの(通帳・キャッシュカードなど)

<海外で診療を受けた場合>

- 被保険者証 ● パスポート
- 海外の医療機関の領収書(原本)
- 診療内容明細書(海外の医療機関で記入)
- 領収明細書(海外の医療機関で記入)
- 診療内容明細書・領収明細書の訳文(翻訳者の氏名、住所もご記入ください。)

● 調査に関わる同意書

- 振込口座のわかるもの(通帳・キャッシュカードなど)

<補装具の場合>

- 被保険者証
- 装具業者の明細書と領収書(原本)
- 医師の意見書(同意書)および装具装着証明書
- 振込口座のわかるもの(通帳・キャッシュカードなど)

<注意事項>

- 支給までには約3か月程度かかります。
- 療養費の請求は医療機関受診の日の翌日から2年以内となっていますので、ご注意ください。
- 海外では、国や医療機関によって医療費が大きく異なることがあるため、日本の標準医療費と比べると高額な医療費がかかることがあります。帰国後、海外療養費として申請をしても、日本の標準医療費を基に計算をすると、実際に支払った医療費より、還付額が少額になる場合があります。
- 海外で診療を受けた場合の必要書類である診療内容明細書・領収明細書については、受診月ごとで、外来・入院がある場合はそれぞれ別に作成してください。

〈以下は広告スペースです〉

**貨物自動車運送事業
貨物利用運送事業**

サカグチ

株式会社 坂口運送

本社 〒520-3047 滋賀県栗東市手原八丁目2番22号
TEL 077-552-4485(代)
FAX 077-553-9191

坂口倉庫 〒520-3047 滋賀県栗東市手原六丁目1番2号
TEL・FAX 077-553-8088

物流センター 〒520-3016 滋賀県栗東市小野348番地
TEL・FAX 077-553-8888



年金

税・健康保険・年金

出産育児一時金

国民健康保険被保険者が出産したとき、赤ちゃん1人につき50万円が支給されます。(産科医療補償制度に加入していない医療機関は48万8千円)

妊娠12週目(85日)以降であれば、死産、流産でも支給されます。出産育児一時金の請求方法は、医療機関との同意による直接払いとなっております。(平成21年10月1日～)

直接払いの制度を導入されていない医療機関もあるので、出産される医療機関におたずねください。

6か月以内に会社の健康保険や共済組合の保険に被保険者として加入されていた人は、当時の会社の保険で一時金を支給されます。従前に加入していた被保険者におたずねください。

出産にかかる費用が50万円以下の場合、差額分については各保険者より支給します。国民健康保険被保険者の人は、下記の書類をお持ちの上、市役所窓口で申請をしてください。

※令和5年3月31日以前の出産の場合、出産育児一時金として42万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関は40万8千円)が支給されます。

必要書類

- 国民健康保険証
- 振込口座のわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)
- 出産費用のわかる書類(領収証、明細書など)
- 出産一時金の直接払い制度を利用した旨の書類(合意文書)

葬祭費

国民健康保険被保険者の人が死亡したとき、葬祭費として喪主に5万円を支給します。

必要書類

- 死亡した人の国民健康保険証
- 喪主の名前が確認できるもの
- 振込口座のわかるもの(通帳・キャッシュカードなど)

国民健康保険高齢受給者証について

問 保険年金課 ☎551-1807 FAX553-0250

1 高齢受給者証について

70歳～74歳の人には高齢受給者証と一体化した保険証をお渡ししています

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人は国民健康保険証(兼高齢受給者証)を病院に提示して診療を受けることになっています(74歳以下の人で後期高齢者医療制度に該当している人は除きます)。

- 高齢受給者証は70歳の誕生日(1日が誕生日の人はその前月)に送付しています。病院で使っていただくのは誕生日の翌月(1日が誕生日の人は誕生日)の1日からになります。
- 高齢受給者証の有効期限は7月31日までとなっています(7月31日以前に75歳の誕生日を迎える人を除く)。**8月1日以降お使いいただく被保険者証兼高齢受給者証は7月中に市役所から発送します。**

2 高齢受給者証の負担割合について

高齢受給者証には前年の所得に応じて2割もしくは3割のいずれかの負担割合が記してあります。

現役並みの所得がある人…3割負担

- 同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者がおり、その該当者の年間基準所得額が210万円を超える人。ただし、その該当者の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満である場合、2割負担になります。

現役並みの所得がある人以外…2割負担

特定健康診査について

問 保険年金課 ☎551-1807 FAX553-0250

国民健康保険では、毎年5月下旬に特定健康診査対象者に「特定健康診査受診券」を送付しています。健康状態をチェックするためにも年1回、必ず特定健康診査を受診しましょう。

また、健診の結果、生活習慣病のリスクがあると判定された方には、特定保健指導の案内がありますので、放置せず、指導を受けて生活習慣を改善しましょう。

特定健康診査とは

40歳から74歳の人を対象としたメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、糖尿病などの生活習慣病を予防するための健診です。生活習慣病は、長期間の治療が必要となり、重症化すれば医療費の支出もかさみ、家計を圧迫することになります。毎年健診を受診して、自分の健康状態を知り、病気を未然に防ぎましょう。

対象者

栗東市国民健康保険に加入の40歳以上75歳未満の人

実施場所

- 滋賀県内の実施医療機関(滋賀県医師会ホームページから実施医療機関が検索できます。実施医療機関によっては、事前に予約が必要とありますので、事前に実施医療機関にお問い合わせください)
- 滋賀県厚生農業協同組合連合会が行う集団健診(要予約)
- 全国健康保険協会滋賀支部が行う集団健診(要予約)

自己負担金 無料

実施期間 6月～11月

受診時に必要な物

- 国民健康保険の被保険者証
- 特定健康診査の受診券(桃色) ● 記入済み質問票
- 前年度の健診結果票(あればお持ちください)

健診項目

<基本的な項目>

- 問診(服薬歴、喫煙歴など)
- 身体測定(身長、体重、BMI、腹囲) ● 血圧測定 ● 診察
- 血液検査…脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)／血糖検査(空腹時血糖、ヘモグロビンA1c)／肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)／血清クレアチニン、尿酸、eGFR
- 尿検査(尿糖、尿たんぱく、尿潜血、尿酸)
- その他、医師の判断によって追加される項目(心電図検査、眼底検査、貧血検査)もあります。

※朝食を控えるなど健診前10時間以上は、水以外の飲食物をとらないことが望ましいとされています。また、健診の前日は、アルコールの摂取や激しい運動は控えてください。

《お願い1》服薬・通院中の人へ

現在治療中の人で、定期的に検査を受けておられる人も健診の対象となります。治療に伴う検査には、特定健康診査の基本的な項目が含まれていることがあります。治療のため、特定健康診査を受診されない場合は、この特定健康診査に該当する情報の提供にご協力ください。

まずは、検査データの提供ができるかどうか、「特定健康診査受診券」、「国民健康保険被保険者証」をかりつけ医(ただし、特定健診実施医療機関に限ります)に提示いただき、ご相談ください。

《お願い2》勤務先で健診を受けられた人へ

栗東市国民健康保険に加入の人で、勤務先などで健診を受けた人のうち、特定健康診査の必要な検査項目を満たしている場合、健診結果を提供いただくと、特定健康診査を受診したものとしています。あらためて特定健康診査を受診いただく必要はありません。

《お願い3》7月から9月の間の受診にご協力ください

医療機関では、10月からインフルエンザの予防接種や治療への対応により、たいへん混み合うことから、できるだけ7月から9月の間の受診に協力ください。

特定保健指導とは

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクのある人(動機づけ支援)、生活習慣病のリスクの高い人(積極的支援)に、生活習慣を見直すサポートを行います。

動機づけ支援 生活習慣病のリスクのある人を対象に、面接等によるサポートを実施し、6か月後に、電話などで健康状態や生活習慣(改善状況)の確認を行います。

積極的支援 生活習慣病のリスクの高い人を対象に、初回時に面接による支援、その後3か月以上継続的に面接や電話などによるサポートを実施し、6か月後に健康状態や生活習慣(改善状況)の確認を行います。

人間ドック健診・脳ドック検診の助成について

問 保険年金課 ☎551-1807 FAX553-0250

人間ドック・脳ドックの助成について

栗東市では、国民健康保険加入の40歳以上の人が人間ドック・脳ドックを受診した場合、それにかかった費用の一部を助成しています。

助成対象者

- 40歳以上の栗東市国民健康保険被保険者
- 市税を滞納していない人
- 国民健康保険税を滞納していない世帯に属する人
- 特定健診を受診していない人(人間ドックの助成を受ける場合に限る)

助成金額 受診にかかった費用の2分の1(上限2万円で100円未満の端数は切り捨て)

申請方法 領収証(原本)、国民健康保険証、振込口座のわかるもの、健診結果(人間ドック助成対象者のみ)、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付の証明書)、特定健診受診券(人間ドック助成対象者のみ)をお持ちの上、市役所保険年金課国民健康保険係に申請ください。

※1: 来庁時に、申請書および質問票を記入いただきます。

※2: 特定健診を受診された人は、人間ドックの助成はできません。

節目歯科健診

問 保険年金課 ☎551-1807 FAX553-0250

「健康は歯から」と言われるように、歯は身体にとって大切なものです。

急激に歯周病が増えると知らないうちにあごの骨をむしばみ、重症になればたくさんの大切な歯を失うことにもなりかねません。

栗東市では、国民健康保険被保険者の人に、健診を受診していただくため、対象者に「節目歯科健診」の案内、受診券、問診票を送付しています。

対象者 今年度12月31日現在に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる、栗東市国民健康保険被保険者

健診の内容

- むし歯の有無
- 歯ぐきの状態(歯周病のチェック)
- 口の中の健康チェック 他

受診料 500円(受診後治療が必要な場合は、別途治療費がかかります)

受診方法

- 節目歯科健診の案内に記載されている指定医療機関へ直接申し込み、必ず受診日時を予約をしてください。
- 受診当日は、栗東市から送付されている節目歯科健診受診券・国民健康保険証・記入済み問診票・普段使用している歯ブラシ・受診料(500円)をお持ちください。
- 市民税非課税の国保世帯の人は、受診料が無料になります。印鑑と受診券を持参して、受診する1週間前までに保険年金課国民健康保険係で免除申請をしてください。

国民健康保険高額療養費

問 保険年金課 ☎551-1807 FAX553-0250

国民健康保険高額療養費について

高額療養費の制度は、同じ月内に同じ医療機関などに支払った自己負担額のうち、限度額を超えた分を、国民健康保険(以下、国保)の窓口へ申請することにより支給される制度です。限度額は国保の加入世帯の所得状況により決定されます。

70歳未満の人

＜自己負担額計算上の注意＞

1 月の1日から月末までの1か月の診療ごとに計算します。

2 保険が適用されない差額ベッド代、入院時の食事代は支給の対象外です。

3 ひとつの病院、診療所ごとに計算します。

4 ひとつの病院、診療所でも、外来と入院、内科と歯科はそれぞれ別計算になります。

5 院外処方箋で調剤を受けたときは処方せんを出された内科(歯科)の一部負担金と合算します。

＜自己負担限度額(月額)＞

所得 901万円超	252,600円+ア ア=(総医療費-842,000円)×1%
所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円+イ イ=(総医療費-558,000円)×1%
所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円+ウ ウ=(総医療費-267,000円)×1%
所得 210万円以下	57,600円
住民税非課税※	35,400円

年金

税・健康保険・年金

過去12か月間に高額療養費の支給を4回以上受けたとき(多数該当)

過去12か月間に、同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたとき、国保の窓口へ申請することにより4回目から、1か月に限度額を超えた分を支給します。

<4回目以降の限度額>

所得901万円超	140,100円
所得600万円超～901万円以下	93,000円
所得210万円超～600万円以下 所得210万円以下	44,400円
住民税非課税※	24,600円

※同一世帯の世帯主と国保加入者の全てが住民税非課税の人

同じ国保世帯内で合算して限度額を超えたとき

1つの国保世帯内で同じ月内に、21,000円以上の一部負担金を医療機関などの窓口で2回以上支払い、その合算額が自己負担限度額を超えた場合、国保の窓口へ申請することにより、その超えた分を支給します。(世帯合算)

世帯合算は、家族の一部負担金を合算する場合だけでなく、同じ人が同じ月内に複数の医療機関で一部負担金を支払っている場合にも適用できます。

<自己負担限度額(月額)>

所得区分		外来(個人)	外来+入院(世帯単位)
現役並み 所得者	現役並みⅢ 住民税課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回 140,100円 ※1)	
	現役並みⅡ 住民税課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回 93,000円 ※1)	
	現役並みⅠ 住民税課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円 ※1)	
一般 住民税課税所得145万円未満等		18,000円 (年間上限 144,000円 ※2)	57,600円 (多数回 44,400円 ※1)
住民税 非課税	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 過去12か月以内に世帯単位の限度額を4回以上超えた場合の4回目以降の自己負担限度額

※2 年間とは、毎年8月から翌年7月までの期間となります。

手続きに必要なもの

- 国民健康保険証
- 医療機関などの領収証または支払証明原本(国民健康保険税の滞納がある、他の医療費助成を受けている場合等は必要)
- 振込口座のわかるもの(通帳・キャッシュカードなど)

高額療養費の支給は、申請が必要です。申請期限は、診療月の翌月から2年間となっています。

<以下は広告スペースです>

AKCグループ

(株)浅井計算センター
浅井税理士法人



私たちは
情報のトータルサプライヤーです

税理士 浅井 剛 税理士 浅井 庄平
税理士 浅井 滋子 税理士 川村 新次
税理士 浅井 俊輔 税理士 竹上 僚子

よしもと社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 吉本 賢一

【本社】栗東市小柿4丁目13番11-201号・202号

TEL (077) 552-7501

70歳から74歳の人

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額の合計額が、自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。

<自己負担額計算上の注意>

- 1月の1日から月末までの1か月の診療ごとに計算します。
- 2保険が適用されない差額ベッド代、入院時の食事代は支給の対象外です。
- 3外来では同一世帯に70歳以上の国保被保険者が2人以上いても個人ごとに各医療機関に支払った一部負担金を合計し、限度額を超えた分を計算します。
- 4入院では、医療機関に1か月に支払う一部負担金は、世帯の限度額までとなります。
- 5世帯ごとの支給額は、まず個人ごとに外来の支給額を計算し、さらに入院の一部負担金と合わせて世帯の限度額を超えた分を計算します。

限度額適用認定証の申請について

国民健康保険に加入の70歳未満・70～74歳の非課税世帯および現役並みⅠ～Ⅱの人が入院や手術で高額な治療を受けられる場合、あらかじめ市役所に申請し「限度額適用認定証」の交付を受けておくと、入院医療費の支払を一定の限度額(所得区分ごとの自己負担限度額)にとどめることができます。(限度額については高額療養費の限度額と同様)

手続きに必要なもの

- 国民健康保険証
- 1手続きできる人は、原則として住民票上同じ世帯の人となっています。それ以外の方が手続きされる場合は、代理人への委任状と代理人の本人確認書類(運転免許証など)が必要になります。詳しくは保険年金課国民健康保険係までお問い合わせください。
- 2次の場合は限度額適用認定証の発行ができない場合があります。
 - 国民健康保険税を滞納している場合
 - 同じ世帯に所得状況の確認ができない人がいる場合

※マイナ保険証の場合は限度額適用認定証は不要です

ジェネリック医薬品(後発医薬品)

問 保険年金課 ☎551-1807 FAX553-0250

ジェネリック医薬品(後発医薬品)をご存知ですか？

ジェネリック医薬品とは、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬(新薬)と国が同等と認めた、低価格なお薬です。

<注意>

- すべての新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 病状によりジェネリック医薬品を処方できない場合もあります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される場合は、まずはかかりつけの医師、薬剤師に相談しましょう。

交通事故などでケガをしたら(第三者行為)

保険証を使って治療される場合、必ず届出を(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

交通事故等、他人の行為が原因でケガなどを被り被保険者証を使って治療を受けるときは、すぐに警察に届けると同時に、栗東市へ届出することが義務づけられています。

本来、治療費は加害者が負担するもので、国民健康保険または後期高齢者医療制度が加害者(相手方)に代わって一時的に立て替えているものです。そのため後日、国民健康保険または後期高齢者医療制度が加害者に請求するとき下記の書類が必要ですので、速やかに栗東市保険年金課へ書類を提出してください。

第三者行為とは

- 交通事故(自転車・自動車など)
- 自損事故
- けんか
- 他人の犬に噛まれたなど

届出の手順

1警察に届け出る。

交通事故にあったら、速やかに警察に届け出て「交通事故証明書」をもらいます。

2保険年金課の窓口へ届け出る。

窓口へ、第三者行為による傷病届等必要書類を提出してください。

届出の際に必要な書類

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 同意書
- 交通事故証明書
- 誓約書(様式16号)

全ての書類がそろわなくても、まず届出をしてください。

示談の前にご相談を

相手方との取り決めや示談をすると、その示談の内容が優先されるため、国民健康保険または後期高齢者医療制度で立て替えた治療費を加害者に請求できなくなり、被保険者自身でご負担していただく場合がありますので、示談をする前にその内容を申し出てください。

保険証が使えない場合があります

下記のような場合は、被保険者証を使って医療機関等で治療を受けることができませんのでご注意ください。

- 交通事故で加害者からすでに治療費を受け取っている場合
- 酒酔い運転、無免許運転等の悪質な法令違反のうえ負傷した場合
- 自傷行為により負傷した場合(精神疾患がある場合を除く)
- けんかなどにより負傷した場合など(正当防衛の場合を除く)

年金

税・健康保険・年金



国民年金は日本に住所を有する20歳から60歳未満までの全ての人(外国人を含む)が加入する年金制度です。加入者の老後には「老齢基礎年金」を支給することで老後の生活を保障します。

また加入者が事故や病気や重い障がいが残った場合は「障害基礎年金」が支給され、亡くなられた場合は、その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

種 別	年 齢	対 象
必ず加入	第1号被保険者	20歳～59歳 自営業、学生、無職の人など
	第2号被保険者	就職時～69歳 会社員、公務員など
	第3号被保険者	20歳～59歳 第2号被保険者に扶養されている配偶者
任意加入	20歳～64歳	外国に住んでいる人
	60歳～64歳	年金額を満額に近づけたい人、受給資格期間に満たない人
	65歳～69歳	受給資格期間に満たない人(昭和40年4月1日以前に生まれた人)

こんなときは届出を

第1号被保険者への加入手続き

必要な届け出	持ち物
会社などを退職したとき	退職日のわかる書類(退職証明書、離職票、資格喪失証明書など)、基礎年金番号がわかる書類
配偶者の扶養から外れたとき	扶養から外れたことがわかる書類(資格喪失証明書など)、基礎年金番号がわかる書類(離婚の場合、離婚日のわかる戸籍の証明書なども必要)

第1号被保険者の保険料免除制度

必要な届け出	持ち物
収入が少なく保険料が納められないとき	基礎年金番号がわかる書類、失業された人は、離職票または雇用保険受給資格者証の写しなど(失業の翌々年6月まで特例免除の申請が可能)
学生で保険料が納められないとき	学生証または在学証明書、基礎年金番号がわかる書類
生活保護法による生活扶助を受給したとき 障害年金1・2級に該当したとき	基礎年金番号がわかる書類、生活扶助受給者は、受給証明書 障害年金受給者は、年金証書
出産または出産予定があるとき	基礎年金番号がわかる書類、母子健康手帳など ※出産予定日の6か月前から届け出可能

国民年金からの給付

年金を受けるには手続きが必要です。また、それぞれ、加入や納付の状況に応じた受給要件を満たす必要があります。必要書類、提出先、給付される年金の額など、詳しくはお問い合わせください。

種 類	受給資格
老齢基礎年金	他の公的年金加入期間を含む保険料納付・免除期間および合算対象期間などが一定以上ある人が原則として65歳に達したとき
障害基礎年金	20歳到達前または国民年金に加入している間または60歳以上65歳未満で、国内に住んでいる間にかかった病気やケガにより障がいの状態となった人
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金の受給資格のある人が死亡したとき、その収入で生計を維持していた18歳未満(障がいがある場合は20歳未満)の子のある配偶者または子
寡婦年金	第1号被保険者(任意加入含む)期間のみで10年以上※の保険料納付・免除期間がある夫が基礎年金受給前に死亡したとき、夫に生計を維持されていた婚姻期間10年以上の妻(受給期間=60歳から65歳到達まで) ※平成29年8月1日より前の死亡の場合、25年以上の期間が必要です。
死亡一時金	第1号被保険者(任意加入含む)期間のみで36月以上保険料を納めた人が基礎年金受給前に死亡し、その遺族が遺族基礎年金または寡婦年金を受けられないとき

年金に関する相談窓口

草津年金事務所

☎567-2220

街角の年金相談センター草津(近鉄百貨店草津店5階)

☎564-4311

国民年金基金制度

国民年金基金は、国民年金保険料を支払っている人(第1号被保険者)に上乗せして給付する公的年金で、希望により加入できます。

詳しくは、全国国民年金基金 京滋支部(☎0120-65-4192)へお問い合わせください。

インテリア・寝具のお店 wagairo

寝具 | クッション | 雑貨
キッチン | 収納 | テーブル
照明 | ダストボックス | etc...

自分の色＝イメージにあった部屋を作りたい。
そんな想いから「wagairo」は誕生しました。
毎日帰ってくるのが楽しくなるお家作りをコンセプトに

- “ 上質でおしゃれなモノ。”
- “ おうちでリラックスできるモノ。”
- “ 使っていて楽しくなるモノ。”
- “ ひとに優しいナチュラルなモノ。”

を厳選したインテリアのセレクトショップです。
ちょっとした普段の生活にオシャレ感をプラス。
きっと毎日が楽しい“wagairolife”の始まりです。

運営会社：株式会社サイネックス・ネットワーク

〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-6-13
TEL:06-6766-3361 FAX:06-6766-3345

■ 営業時間/平日(月曜～金曜) 9:00～18:00
■ 定休日/土日祝、GW、夏季休暇、年末年始

送料無料で全国にお届けいたします。
ご注文はこちらから▶





子育て・教育

母子保健・子どもの定期予防接種など

母子健康手帳の交付

問 こども家庭センター 母子保健係(なごやかセンター内)
☎558-8670 FAX554-6101

妊娠したら妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けてください。手帳は、出生届や健診などの際に必要となる他、妊娠中の母体の健康状態、出産、乳幼児期の発育状況、予防接種などを記録でき、小学校入学時の健康診断に必要となるので大切に保管してください。なお、同時に母子健康手帳別冊(妊婦健康診査受診券等)も交付しています。

こんにちは赤ちゃん訪問

問 こども家庭センター 母子保健係(なごやかセンター内)
☎558-8670 FAX554-6101

赤ちゃんが生まれた家庭に助産師・保健師などが訪問します。出生届出時や乳幼児福祉医療費受給券交付申請時に申し込みいただけます。また、母子健康手帳別冊のハガキや担当課への電話等で申し込みいただくこともできます。

妊産婦・乳幼児健康相談

問 こども家庭センター 母子保健係(なごやかセンター内)
☎558-8670 FAX554-6101

妊産婦の相談、乳幼児の身体計測および子育てや子どもの成長・発達、離乳食などについて保健師、助産師、栄養士などが相談に応じます。

乳幼児健康診査

問 こども家庭センター 母子保健係(なごやかセンター内)
☎558-8670 FAX554-6101

4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象に、発育・発達状況の確認と栄養・育児に関する相談を実施しています。また、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象に歯科健康診査も実施しています。

不育症治療費助成金交付事業

問 こども家庭センター 母子保健係(なごやかセンター内)
☎558-8670 FAX554-6101

医療機関で受けた不育症検査や治療に要した費用の一部を助成します。

子どもの定期予防接種

問 健康増進課 ☎554-6100 FAX554-6101

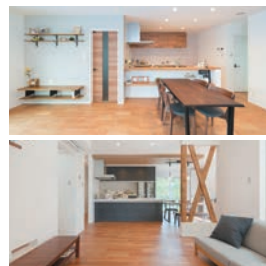
市では、子ども向けの定期予防接種として、栗東市・草津市・守山市・野洲市内医療機関で受ける個別接種を実施しています。詳しくは、市HPまたは市広報紙4月号で配布している健康づくりカレンダーをご覧ください。

※定められた年(月)齢や接種方法以外で接種した場合、有料となります。

〈以下は広告スペースです〉



「ずっと、ずっと、この家で。」
イマジンホームは家族が永く幸せに暮らせる家をご提案します



iMAGINE HOME
イマジンホーム(西和不動産株式会社)

〒520-3022 栗東市上鉤459-8
☎0120-301-008
TEL 077-554-0880



福祉医療費助成制度

問 保険年金課 ☎551-0316 FAX553-0250

福祉医療費助成制度は、保健の向上と福祉の増進を目的として、下記の対象者に対して栗東市が医療費を助成する制度です。福祉医療の対象者は申請をすると、福祉医療の受給券が交付されます。その受給券を医療機関の窓口に提示すると、保険の範囲内の医療費について助成します。(一部、自己負担金有り)

対象者	所得制限	居住要件	保険診療内の自己負担
乳幼児	0歳～就学前	無	自己負担なし
子ども医療	小学生・中学生・高校生世代	無	〈通院〉1診療報酬明細書あたり500円 〈入院〉小中学生 自己負担なし 高校生など 1日1,000円(月額14,000円を限度、病院ごとに計算) ※調剤は自己負担なし ※歯科は別計算
重度障がい者(児)	身体障がい者手帳…1・2級 療育手帳…重度(A1～A2) 特別児童扶養手当…1級 精神障がい者保健福祉手帳1級 身障手帳3級または療育手帳B1 または精神手帳2級のうち2つ以上所持者	有	無 〈通院〉1診療報酬明細書あたり500円 〈入院〉1日1,000円(月額14,000円を限度、病院毎に計算) ※調剤は自己負担なし ※歯科は別計算 ※住民税非課税世帯の人は自己負担なし ※小中学生は入院のみ自己負担なし
障がい者(児)	身体障がい者手帳…3級 療育手帳…中度(B1)	有	1年(注1)
ひとり親家庭	18歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭	有	無
ひとり暮らし寡婦	かつて母子家庭の母で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続(65歳未満)	有	無
高齢者(65歳～74歳)(注2)	住民税非課税世帯(本人・配偶者・扶養義務者がすべて住民税非課税)	有	無
ひとり暮らし高齢寡婦(注2)	かつて母子家庭の母で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続(65歳～74歳)	有	無
精神障がい者 精神科通院	自立支援医療(精神通院医療)の受給者かつ精神障がい者保健福祉手帳1級または2級	有	無 〈通院〉自己負担なし (自立支援医療費(精神科通院医療)の自己負担分のみ助成)

注1 令和6年7月まで

注2 「後期高齢者医療保険に加入している人」は、「高齢者」・「ひとり暮らし高齢寡婦」制度の助成はありません。



子育て・教育

＜以下は広告スペースです＞

「悩みから喜びへ、不安から安心へ」患者様それぞれにあった 質の高い医療を目指します。

リプロダクション浮田クリニックは不妊治療をお考えの方のための専門棟として、2020年10月に開院いたしました。当院は浮田クリニック本院と連携して妊娠後も患者様に寄り添います。

診療時間 休診日：土曜午後・日曜・祝日

時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00-12:30	○	○	○	○	○	○	-
14:00-16:00	☆	☆	☆	☆	☆	★	-
16:30-19:30	○	○	△	○	○	-	-

☆：処置・検査 ★：処置 △：漢方相談

医療法人せせらぎ会 滋賀県大津市の不妊治療専門施設
リプロダクション浮田クリニック
 特定不妊治療費助成事業指定医療機関
 〒520-0232 滋賀県大津市真野一丁目45番8号
 TEL: 077-572-7624 FAX: 077-572-7629
<https://repro.ukida.gr.jp/>

守山市金森町454-4
お問い合わせはこちら
☎077-598-5754

当クリニック

	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	休
14:00～17:00	○	○	○	○	○	○	休
18:00～20:00	○	○	○	休	○	休	休

○…外来診療 ㊟…予防診療 ㊟…訪問診療
 休診日：日曜・祝日 守山市くまだキッズファミリークリニック 検査

(表1)「高齢者(65～74歳で住民税非課税世帯)」または「ひとり暮らし高齢寡婦」の自己負担金

年 齢	自己負担割合	<ひと月の上限>		
65～69歳	2割	健康保険の自己負担限度額区分 (限度額適用認定証の区分)	外来のみ	外来および入院
70～74歳	1割	65～69歳で「区分ア～エ」 70～74歳で「一般」 ※この区分はひとり暮らし高齢寡婦のみ	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (多数回該当44,400円)
		65～69歳で住民税非課税「区分オ」 70～74歳で住民税非課税「区分Ⅱ」	8,000円	24,600円
		70歳以上で住民税非課税「区分Ⅰ」	8,000円	15,000円

※平成30年8月から、14,000円から18,000円に変わりました。

- 1か月にかった医療費が上限を超えた時は、申請(栗東市役所)により払い戻しを受けることができます。(高額療養費に該当する場合は、先にご加入の健康保険に申請をしていただく場合があります。)
- 1か月にかった医療費とは、県内県外を問わず全ての医療機関(院外調剤薬局も含む)の受診分です。
- 入院や手術などで医療費が高額になると予想される場合は、ご加入の健康保険から「**限度額適用認定証**」の交付を受けることをお勧めします。「限度額適用認定証」を提示して受給した場合、医療機関の窓口で支払う額を一定額に留められます。

次の場合、市役所保険年金課福祉医療係で申請すると払い戻しを受けることができます。

- 県外で受診したとき
- 補装具を作成したとき(医師が治療上必要と認めたもの)
- 受給券を提示できずに受診したとき(医療機関で返金を受けられないとき)
- 「高齢者」および「ひとり暮らし高齢寡婦」が、1か月の上限を超えて支払ったとき

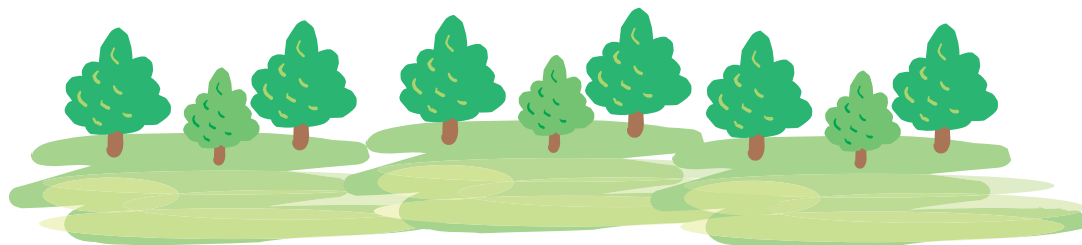
申請に必要な書類など

- 1 健康保険証(助成対象者分)
- 2 福祉医療費受給券
- 3 振込先のわかるもの
- 4 領収書(受診者名、保険点数、金額、受診日、医療機関などの名称が明記されたもの)
- 5 高額療養費支給決定通知書または限度額適用認定証(該当された人のみ)
- 6 附加給付の支給決定通知書(支給を受けた人のみ)
- 7 保険者からの支給額が明記された証明書(支給決定通知)
- 8 医師の意見書(治療上、必要と医師が認めた装具の作成)

(5～8は必要に応じて)

- 1か月分をまとめて、健康保険の自己負担分を支払った日の翌日から5年以内に申請してください。(高額療養費の対象になる領収書および健康保険が適用されていない領収書は、2年以内。)

申請場所 保険年金課 福祉医療係(1階)



保育所・認定こども園・幼稚園

問 幼児課 ☎551-0424 FAX551-0149

市内には、保育所・認定こども園・幼稚園などがあります。保護者が次のいずれかの理由により、家庭における子どもの保育の必要性に応じて、各施設を利用いただけます。

保育所・認定こども園(保育園籍)

対象年齢

- 市立保育所・市立認定こども園(保育園籍)…生後6か月後～5歳児
- 法人立保育所・法人立認定こども園(保育園籍)…生後3か月後又は6か月後～5歳児(ただし、こだま乳児保育園については、生後3か月後～2歳児)
- 家庭的保育…生後6か月後～2歳児
- 小規模保育…生後3か月後又は6か月後～2歳児

対象者 入所希望月の初日に、本市に在住し、市民として登録がある人

入所基準 入所希望月に次の①～⑨のいずれかに該当し、子どもに保育が必要な人が対象となります。詳しくは、申込書をご覧ください。

- ①1週間あたり、4日×4時間以上の就労を常態としている
- ②妊娠中である、または出産後間がない
- ③疾病にかかり、または障がい有している
- ④同居または長期入院などしている親族を常時介護・看護している
- ⑤自己の災害復旧に当たっている
- ⑥求職活動を継続的に行っている
- ⑦就学している
- ⑧育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
- ⑨市長が認める①～⑧に類する状態にある

幼稚園・認定こども園(幼稚園籍)

対象年齢 3歳児～5歳児

対象者 申込書提出時に、本市に在住し、市民として登録がある人

園一覧

市立保育所

保育所名	所在地	電話番号
金勝第2保育園	御園1028	☎558-0068
治田保育園	坊袋162	☎552-1079
大宝西保育園	十里400	☎553-6990

市立認定こども園

こども園名	所在地	電話番号
大宝こども園	縋八丁目16-9	☎552-1698
金勝こども園	御園1009-1	☎558-0250

法人立保育所

保育所名	所在地	電話番号
こだま保育園	野尻451-1	☎554-5262
グランマの家保育園	縋十丁目2-26	☎554-1744
こだまふれんど保育園	荻原141	☎554-3239
治田西カナリヤ第三保育園	小柿一丁目7-36	☎553-3907
こだま乳児保育園	縋三丁目1-20	☎554-0581
栗東くじら保育園	上鉤541-1	☎554-9455
HOPPA栗東下鉤	下鉤1701	☎598-0124
ももか保育園	小野447	☎598-6254
しもまがりゆずのき保育園	下鉤1606	☎598-6930

法人認定こども園

こども園名	所在地	電話番号
大宝カナリヤ保育園	野尻584	☎552-2088

市立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
治田幼稚園	目川871-2	☎552-2756
大宝西幼稚園	霊仙寺五丁目6-19	☎553-3788



子育て・教育

＜以下は広告スペースです＞

小学生 中学生 高校生

成基の個別教育

ゴールフリー

人はそれぞれ、だからどこまでも個別にサポート! 多彩な授業プランとコーチング資格を持ったコーチ(講師)陣が自慢! あなたにぴったりの学び方が見つかります。

コーチ1人:生徒2人の個別指導

コーチが生徒に一方的に教えるのではなく「自分で考える機会が確保されていること」そして「自ら考えた答えに対して承認・解説を受けること」の双方のバランスが取れた指導スタイルで、自ら主体的に学習する姿勢を育みます。

片方の生徒が演習問題に取り組んでいる間にもう1人の生徒に承認や解説をします。



個別教育

コーチ1人

生徒1人

生徒1人



詳細はこちらから

【教室のご案内】

栗東教室 077-552-9111 JR栗東駅東口徒歩2分
草津教室 077-561-8155 JR草津駅東口徒歩3分
守山教室 077-514-0225 JR守山駅西口徒歩2分

0～2歳児 3～5歳児 0～5歳児

成基の乳幼児教育

TAMランド

「①たのしく・②あそびながら・③まなぶ」
幼児教育TAM(タム)で培った32年間のノウハウを最大限に生かした成基の保育。

お子さまの成長をしっかりサポート。
安心してあそびいただけます。

保育方針

- ①ひとりひとりの個性をたいせつに発達段階に合わせた保育をします。
- ②こどもの想いとごどばをたいせつに自主の気もちを育みます。
- ③命をたいせつに四季や自然とふれあいます。
- ④人とのかわりをたいせつに社会性を育みます。
- ⑤身体と心をたいせつに健やかな成長を見守ります。

【園舎のご案内】

企業主導型 栗東駅前園 077-596-5612
大津市認可 打出浜なぎさ園 077-536-5305
草津市認可 草津園 077-599-3616
企業主導型 南草津園 077-598-1448
草津市認可 野路つぼみ園 077-584-5805
認定こども園 野路こども園 077-564-1432



保育事業



詳細はこちらから

大事に育てる
未来の芽

JR栗東駅東口徒歩2分
京阪石場駅出入口1徒歩1分
JR草津駅西口徒歩8分
JR南草津駅西口徒歩1分
JR南草津駅東口徒歩10分
JR南草津駅東口徒歩10分

市立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
葉山幼稚園 (保育園) (幼稚園)	高野289	☎552-0079 ☎552-4864
葉山東幼稚園 (保育園) (幼稚園)	小野465-1 小野460-1	☎553-9102 ☎553-9110
治田西幼稚園 (保育園) (幼稚園)	中沢一丁目4-22 中沢一丁目6-3	☎553-4651 ☎553-4641
治田東幼稚園 (保育園) (幼稚園)	安養寺六丁目7-12	☎554-0054

家庭的保育施設

施設名	所在地	電話番号
家庭的保育の家ふわり	小平井一丁目14-10	☎080-3529-1027

小規模保育施設

施設名	所在地	電話番号
なないろ保育園	霊仙寺三丁目6-14	☎599-3200
栗東くじら小規模保育園	安養寺二丁目6-9	☎598-0781
HOPPA栗東駅前園	絨二丁目4-5 ウィングプラザ1F	☎574-8727
治田くじら小規模保育園	坊袋1	☎554-8655
ぱれっと園～たかの～	高野805	☎584-4989
ニチイキッズ栗東中沢保育園	中沢二丁目11-10 メゾン中沢1F	☎598-1351
ぱれっと園～おがき～	小柿四丁目12-1	☎599-1480



子育て・教育

〈以下は広告スペースです〉

LINE でお問い合わせ可能

みのり助産院

心と体を軽くして 楽しい人生のお手伝い
あなたに幸せが 実りますように

子宝整体
妊娠中～産後の骨盤ケア
ベビーケア

妊婦さんでも受けられる優しい整体とお家でも
続けられるセルフケアを含む保健指導

湖南省菩提寺 1699 番地
TEL.050-5318-5022

HP▼ LINE▼

湖南省 みのり助産院 検索

皆様に安心できる治療を提供します

土・日
診療して
います

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:30～13:00	○	○	／	○	○	○	▲	／
14:30～20:00	○	○	／	○	○	▼	／	／

▼土曜午後は14:00～18:00 ▲日曜日は9:30～14:00
●休診日: 水曜・祝日

キッズ
スペース
あり

ALPHA DENTAL CLINIC

アロハ歯科

077-598-6480

守山市勝部4丁目108番101号

守山市 アロハ歯科

児童館・学童保育所

問 子育て支援課 ☎551-0114 FAX552-9320

児童館

児童館は子どもたちに楽しい遊びの場を提供し、よい環境のなかで楽しい仲間づくりや社会性を養う場とし、子どもたちがすこやかに育ち合うための施設です。
市内には、9か所(小学校区に1つ)の児童館があります。

対 象 栗東市在住の0歳から18歳未満の子ども
(未就学児童は保護者同伴に限る)

相談事業

- 来館・電話相談…開館時間に随時対応
- 各専門機関などの紹介
- 巡回相談…原則毎週1回(4月・8月は除く)
各児童館に子育て支援センターの相談員が訪問

小学生事業

- 夏休みなどの長期休み時などに開催

親子ふれあい事業

時 間 午前中

曜 日 0歳児…毎週水曜日または木曜日
1～3歳児…毎週火曜日または金曜日

- 原則月1回設定活動(4月・8月は除く)、他はふれあい遊び、自由遊び

※事前予約や持ち物が必要な場合があります。

その他

- ・地域の高齢者との交流事業
- ・子育てサークル(登録により児童館協働運営を行う)の育成・支援
- ・子育てサークルによる活動
- ・市内全域を対象としたイベントの開催

施設名	所在地	電話番号	時 間	開館日						
				月	火	水	木	金	土	日
大宝東児童館	縄二丁目4-5 ウイングプラザ2階	☎551-2360	9:00～17:00	○	○	○	○	○	○	△
治田東児童館	安養寺190 なごやかセンター内	☎554-6115		○	○	○	○	○	○	△
金勝児童館	御園983	☎558-3527		△	○	○	○	○	△	△
葉山児童館	高野568-1	☎553-8796	10:30～17:00	△	○	○	△	○	△	△
葉山東児童館	小野480-1	☎552-6149		△	○	△	○	○	△	△
治田児童館	目川871-1	☎551-1431		△	○	△	○	○	△	△
治田西児童館	小柿一丁目10-10	☎554-1035		△	○	○	△	○	△	△
大宝児童館	縄六丁目13-10	☎551-1950		△	○	○	△	○	△	△
大宝西児童館	霊仙寺四丁目2-66	☎552-7240		△	○	△	○	○	△	△

※日曜日・祝日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)は休館となります。



子育て・教育



学童保育所

栗東市には、各小学校区に市立学童保育所があります。

学童保育所は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

保育内容など詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

※民設学童保育所は、保育料などが市立学童保育所と異なります。

詳しくは各運営事業者にお問い合わせください。

	学童保育所名	住 所	電話番号	運営事業者
市立	金勝学童保育所	御園983	☎558-2589	社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会 ☎554-6105 FAX554-6106
	葉山学童保育所	高野568-4	☎554-4469	
	葉山東学童保育所	小野480-1	☎553-7290	
	治田学童保育所	坊袋77	☎552-8856	
	治田東学童保育所	安養寺203-1	☎552-7646	
	治田西第一学童保育所	中沢一丁目5-1	☎554-4977	
	治田西第二学童保育所		☎554-4978	
	大宝学童保育所	縄七丁目8-3	☎554-0657	
	大宝東学童保育所	野尻502-1	☎554-0602	
	大宝西学童保育所	霊仙寺四丁目2-3	☎554-2460	
民設	こだまクラブ	縄三丁目1-20	☎554-0869	社会福祉法人湖心会 ☎554-5262 FAX554-5263
	大宝こだまクラブ	苅原141	☎090-9117-7967	特定非営利活動法人三楽
	三楽キッズクラブ大宝	縄三丁目10-22 グレースィ栗東ビステージ1F	☎596-3144	
	治田くじら学童保育所	坊袋1	☎552-2700	社会福祉法人くじら
	治田くじらANNEX 学童保育所	坊袋183-1	☎598-0933	
	KIDS GARDEN	坊袋72-15	☎576-1045	株式会社Care education
	治田西くじら学童保育所	小柿一丁目9-12	☎585-9801	社会福祉法人くじら
	治田東くじら学童保育所	安養寺二丁目6-9	☎554-5700	
	治田東くじらANNEX 学童保育所	安養寺二丁目11-7	☎599-0165	
	葉山くじら学童保育所	大橋七丁目5-9	☎598-0528	
	葉山東くじら学童保育所	大橋七丁目5-9	☎598-0529	

〈以下は広告スペースです〉

そろばんで 子供の脳力を 育もう!!

学習の基礎を培い、右脳を鍛えます。

計算力 記憶力 集中力 判断力 競争力

55年の信頼と実績! 現在、滋賀では約500名弱の生徒が通っています。

木谷綜合学園 Tel.077-583-4475

そろばん教室 滋賀支部 守山市吉身3丁目4-18

◆治田小前教室 栗東市目川424-3
◆大宝教室 栗東市縄7-7-7 縄自治会館2F
◆治田西小教室 栗東市中沢114-1 治田西部ハイツ103号
◆栗東御園教室 栗東トレセン内(厚生会館2F)

日本一が2名誕生!!

そろばん
日本一決定戦
クリスマスカップ
2019

第37回全日本珠算
技能競技大会

読上算
日本一!

小学生の部
田辺 真裕子さん

読上暗算
日本一!

2年生以下の部
澁谷 皇河君

まずは! **無料**
おためしコースで!!
3回分の体験学習が無料!

イメージキャラクター「パッチリくん」

「フラッシュあんざん」や「教室さがし」など情報がいっぱい!
<https://www.kidani.co.jp>

子育て支援

地域子育て包括支援センター(大宝東児童館内)
地域子育て支援センター金勝(金勝児童館内)
地域子育て支援センター治田東(治田東児童館内)

問 子育て支援課 ㊟551-0114 FAX552-9320

子育てに不安を抱いたり、近くに相談できる相手のいないお父さんお母さんに対して、親子が気軽に集い、遊びやふれあいを通してコミュニケーションを図る場です。

利用時間 P67各児童館に同じ

利用者 栗東市在住の0歳から18歳未満のすべての子ども
(未就学児童は保護者同伴に限る)

つどいの広場事業

- 0歳児を対象に年1回開催
- 0～5歳児を対象に年に1～2回開催

相談事業

日 時 利用時間に同じ
対 象 栗東市在住で子育てに関する相談のある人
利用方法 電話、来館
内 容 子育て全般

子育て講座の実施

- 子育てに関する講座を定期的で開催

その他

- 問 地域子育て包括支援センター(大宝東児童館内)
縹二丁目4番5号 ウイングプラザ2階
㊟551-2370 FAX551-2330
- 問 地域子育て支援センター金勝(金勝児童館内)
御園983 ㊟558-3527 FAX558-3527
- 問 地域子育て支援センター治田東(治田東児童館内)
安養寺190 ㊟554-6115 FAX554-6116

- 毎月1回「栗東市地域子育て支援センターだより」を発行。つどいの広場事業、講座についても掲載。市HP・Facebookでもご覧いただけます。
- 子育てサークルの支援も行っています。

栗東市シルバー人材センターの子育て支援

問 公益社団法人 栗東市シルバー人材センター
小野452-1 ㊟552-4001 FAX552-5197

生活援助サービス事業

地域の中での家庭支援・子育て支援を行っています。
利用時間は、8:30～17:15のうち、1時間から利用いただけます。

内 容	料 金
産前産後などの家事援助	
ひとり親、共働き家庭などの家事援助	
子どものお世話(個人家庭での子どもひとりの場合) ※1歳までの乳児は、保護者が在宅であることとする。	2時間以上の場合 …1時間あたり 1,185円～ 2時間未満の場合 …1時間あたり 1,481円～
子どもの健診や通院の付き添い	1,481円～
集団託児(講演会場などでの託児) 就業会員1人	
保育園施設などへの徒歩による送迎	1回 1,481円～

※事務費および消費税を含みます。

シルバーで一時預かり～「マロンばあばのおうち」

子育て世代を対象に、人生や子育て経験の豊かな会員が1歳～就学前の子どもをお預かりさせていただき、保護者のストレスの軽減、リフレッシュを図りながら、「三世代交流」および「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組んでいます。

日 時 毎週月・水・金曜日 9:00～16:00
(お盆、年末年始、祝日を除く)

場 所 栗東市シルバー人材センター2階 和室

利用方法 事前登録が必要(登録料:300円)
託児料金:1時間 600円～



子育て・教育



発達相談事業

問 発達支援課 ☎554-6152 FAX554-6153

【栗東市総合福祉保健センター(なごやかセンター)内】
安養寺190 ☎554-6152 FAX554-6153

対象者 栗東市在住の発達障がいに関する相談のある方

時間 8:30～17:15

休日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

内容 発達相談事業(電話相談・面接相談)

※要電話予約

- 発達障がいに関する相談
- 各種検査

巡回支援事業

- 保育園や幼稚園、幼児園・こども園の依頼に応じて専門員が訪問し、子どもの活動の様子の観察や発達検査を通して、効果的な支援の方法や子育てについての助言を行います。

幼児ことばの教室

問 発達支援課 ☎554-6152 FAX554-6153

【栗東市学習支援センター内】
安養寺三丁目1-1 ☎553-1201 FAX553-1240

対象者 栗東市に在住し(在園(保育園・幼稚園・幼児園・こども園)中の4・5歳児で

- 言語発達の支援を要する
- コミュニケーションに支援を要する

子ども

時間 8:45～16:30

休日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

利用方法 通級指導希望者は在園する園を通しての申請が必要となります。

内容 通級は保護者同伴となります。

通級指導(個別指導45分、グループ指導90分)

年齢や発達状況、興味に合わせた遊びやゲームを通じての指導により、ことばを育てていきます。

相談業務(きこえとことば、発達障がいに関して)

※相談についても子どもが在籍する園を通しての予約が必要です。

児童発達支援事業「たんぽぽ教室」

問 発達支援課 ☎554-6152 FAX554-6153

【栗東市総合福祉保健センター(なごやかセンター)内】
安養寺190 ☎554-6114 FAX554-6116

対象者 栗東市在住の小学校就学前で以下の条件に当てはまる子ども

- 心身の発達に支援を必要とする
- 将来において支援の必要性が考えられる

時間 9:30～15:00

休日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

利用方法 利用を希望される人は通所受給者証取得の申請手続きが必要となります。詳しくは上記連絡先にお問い合わせください。

内容 療育は保護者同伴となります。

- 児童発達支援事業
- その他の支援事業…「ぽかぽか広場」(月2回開催)
たんぽぽ教室の通所を希望、市の乳幼児健診やほかの機関において早期療育を勧められた子どもとその保護者が対象

教室の開設期間など

- 教室開設期間 前期(4月～9月) 後期(10月～3月)
- クラス編成 子どもの生活年齢、発達課題、並行通園の有無などを総合的に考慮し、編成
- 午前の部 未就園児 在園(2・3歳)児
- 午後の部 在園児



子育て・教育

〈以下は広告スペースです〉

いまここケア

放課後等デイサービス

活動状況はFacebook or ブログへ

6～18歳までの障害のあるお子さんや発達に特性のあるお子さんが、放課後や夏休みなどの長期休暇に利用できる福祉サービス。
創作活動・地域交流を通して、自立支援と日常生活の充実のための活動を行います。

生徒募集中

一人一人の個性を大切に

社会のルールやマナーを学ぶ

保護者会で悩みや相談を共有

追加料金18時30分まで不要
最長20時まで利用可
完全送迎・時間相談可
長期休暇、外出活動多数あり

◎活動内容/昼食・おやつづくり、マス目計算、筋力トレーニング、ボール音楽療法、季節行事、屋外機能訓練(外出・お散歩)、個々のレベルに合わせた学習サポートなど
◎開所/月～土曜日(8:30～17:30)

www.imacococare.com

いまここケア
放課後等デイサービス
草津市上笠3丁目28-2
TEL.077-558-8020

いまここ plus
放課後等デイサービス
草津市平井1丁目1-13
コーポひまわり1階
TEL.077-599-3560

いまここ step
放課後等デイサービス
草津市下笠町815-8
TEL.077-514-7787

いまここ mico
放課後等デイサービス
草津市南山田町1087-2
TEL.077-574-8805

いまここ ami
放課後等デイサービス
野洲市小篠原1115-5
TEL.077-584-5798

家庭児童相談

問 家庭児童相談室 ☎551-0300 FAX552-9320

内 容 児童・家庭に関する相談、要保護児童の相談、児童虐待の相談および支援

時 間 8:30～17:15

休 日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

対 象 栗東市在住で、上記内容の相談がある人、子ども(18歳未満)

利用方法 電話、来室、市民や第三者による情報提供

手当・助成

問 子育て支援課 ☎551-0114 FAX552-9320

児童手当

0歳から中学校修了前の子どもを養育している人に支給されます。

必要なもの

- 請求者名義の預金通帳
- 請求者・配偶者のマイナンバー(個人番号)カード、またはマイナンバーのわかるものと運転免許証などの身元確認書類
- 厚生年金に加入している人は、申請者の健康保険証
- その他、上記以外に必要なものがある場合があります。担当課までお問い合わせください。

※認定請求などが受理された日の属する月の翌月分から支給されます。出生、転入などの際は15日以内に手続きをお願いします。また、所得上限額以上の場合は、手当の受給ができません。

児童扶養手当

対象者 次のいずれかに該当する子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、中度以上の障がいがある子どもについては20歳未満)を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、または当該父母以外の人で当該子どもを養育する人

- 父母が婚姻を解消した子ども
- 父または母が死亡した子ども
- 父または母に重度の障がいがある子ども

など

ひとり親家庭等福祉医療費助成制度

P63をご覧ください。担当課は保険年金課です。

ふたご・みつご出産就学支援助成

問 子育て支援課 子育て支援係
☎551-0138 FAX552-9320

対象者

- 出生による初めての住民登録が栗東市であるふたご・みつごの保護者
- 小学校・中学校・高等学校などに入学した児童(入学時・本市に引き続き1年以上住所を有していること)の保護者

病後児保育

問 子育て支援課 ☎551-0138 FAX552-9320

きづきクリニックチャイルドハウス

岡195-1 ☎553-8051 FAX554-8840

利用時間 8:30～17:30(延長19:00まで)

休 日 土・日曜日、祝日、お盆期間、年末年始

対 象 病気の回復期にあり、集団保育を受けることができず、保護者の仕事の都合などで家庭での保育が困難な状態にある栗東市在住の生後6か月から小学校3年生までの子ども

利用方法

1 登録…年に1回登録用紙に記入し、施設または市役所に提出

2 申込…利用の都度申込用紙に記入し、施設に提出

3 事前診察…施設の医師による診察を受け、利用適否を決定(受診の電話予約可)

利用料 一日2,000円

(※延長は30分毎に500円、お茶代など110円)

※生活保護世帯、住民税非課税世帯などへの減免措置制度あり。

そ の 他

- 子育て・健康・予防接種などの相談
- 一時預かり保育(市の事業とは別)の実施(詳細は施設へ電話でお問い合わせください)

栗東市と草津市の病後児保育に関する協定により利用できる施設

施設名	TEL	住 所	利用時間
病児保育室 オルミス	☎535-0155	草津市 野村八丁目3番10号 コス小児科内	8:00～17:00 (延長19:00まで)
病児保育室 陽だまり	☎516-2171	草津市 矢橋町1660番地 淡海医療センター 敷地内併設	8:00～17:00 (延長19:00まで)

※その他、対象、利用方法など詳しくはそれぞれの施設または子育て支援課までお問い合わせください。

栗東市子育て支援ガイド

問 子育て支援課 ☎551-0114 FAX552-9320

栗東市内の子育てに関するさまざまな制度や情報を紹介している冊子です。

4か月児検診で配布しているほか、子育て支援課、幼児課の窓口を設置しています。

栗東市HPにも掲載しています。

また、[栗東市 子育て支援ガイド](#) でも検索可能です。

赤ちゃんおむつ費用助成

問 子育て支援課 子ども政策係
☎551-0138 FAX552-9320

対象者 1歳未満の乳児がいる保護者



子育て・教育

教育

小・中学校

問 学校教育課 ☎551-0130 FAX551-0149

小・中学校一覧

	学校名	住 所	電話番号
小学校	金勝小学校	御園911-1	☎558-0150
	葉山小学校	高野310	☎552-0018
	葉山東小学校	小野320	☎553-8300
	治田小学校	坊袋77	☎552-0449
	治田東小学校	安養寺147	☎553-3771
	治田西小学校	小柿一丁目5-21	☎553-2017
	大宝小学校	縄七丁目14-19	☎552-2279
	大宝東小学校	野尻502-1	☎551-2300
中学校	大宝西小学校	霊仙寺四丁目2-55	☎554-1400
	栗東中学校	安養寺六丁目6-15	☎552-4359
	葉山中学校	六地藏888	☎554-0030
	栗東西中学校	縄四丁目13-47	☎553-9101

通学区域

市では、住所によって就学する学校を指定しています。詳細な区域については、担当課までご確認ください。

入学

入学する年の1月末までに就学校を指定する「入学(就学)通知書」を送ります。通知が届かない場合や通知を受けた後で住所を変更した場合は、担当課までご連絡ください。
また、私立学校へ入学する場合は学校長の「入学承諾書」などを持参の上、担当課までお越しください。

外国籍のお子さんの就学

外国籍のお子さんが市立小・中学校へ就学を希望される場合は、申請手続きが必要です。詳しくは担当課までお問い合わせください。

市内の学校への転入

総合窓口課で転居または転入の手続き後、学校教育課にて「転入学通知書」を発行します。この通知書と前の学校で発行された「在学証明書」と「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書(転居の場合は不要)」と一緒に、転校先の学校へ提出してください。

市外の学校への転出

総合窓口課で転出の手続きをしてください。在学していた学校から「在学証明書」と「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」の発行を受け、転校先の学校に提出してください。

スポーツ振興センター災害給付金

市立小・中学校の児童・生徒が、学校の管理下で災害により負傷・発病した場合や、それが原因で障がいが残ったり、死亡したりした場合にスポーツ振興センター災害給付金を支給します。(加入の場合)

〈 以下は広告スペースです 〉



株式会社 リットーメガネ

お子さんの「見るチカラ」は日々成長します

顔かたちや状態に
合わせた
フレーム調整など

なんなりとご相談ください

栗東市小柿7-1-7 ☎077-553-1120

■定休日 毎週水曜日 ■営業時間 10:00~20:00



就学援助

問 学校教育課 ☎551-0130 FAX551-0149

就学費の援助

経済的理由で子どもを小・中学校に通学させるのが困難な保護者に対して、学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助します。毎年1月頃に全児童・生徒を通じて配布する保護者用案内「栗東市就学援助費給付制度と申請について」をご覧ください。なお、詳細については、担当課までお問い合わせください。

栗東市児童生徒支援室

子どもたちの自立と市民の皆さんの安心した子育て支援を目的として、不登校をはじめ学校不適応の子どもたちを対象に、心的支援や「子ども成長支援教室」で支援を行っています。また、保護者と学校の取り組みを支援しています。

(1)教育相談事業(教育相談室「だんだん」)

栗東市学習支援センター内 教育相談室
(安養寺三丁目1-1)

☎554-6104(教育相談室直通)

- 子育てや教育の相談をお受けします。
- 不登校や学校不適応の子どもが、不安や悩みを乗り越えるための相談や心的援助をします。

1 電話相談…電話で相談いただけます。

2 面接相談…相談室にお越しになり直接相談いただけます。継続的、定期的な相談もできます。
(注意:必ず電話による事前予約が必要です。上記「1」電話相談の番号へご連絡ください。)

利用日時 月～金曜日 9:00から12:00まで、13:00から16:00まで(土・日曜日、祝日を除く)

その他 相談は無料です。お気軽にご利用ください。

(2)支援教室事業(子ども成長支援教室「あいあい」)

栗東市学習支援センター内 子ども成長支援教室
(安養寺三丁目1-1)

☎554-6107(子ども成長支援教室直通)

- 不登校や学校不適応の子どもたちが心身の元気を取り戻せるよう、学習支援やグループ活動・体験活動の支援を行います。
- 子どもたちが新たな人間関係を築けるよういろいろなイベントを行います。

利用方法 ご利用には、面接相談と体験利用が必要です。

利用日時 月～金曜日(土・日曜日、祝日を除く)

曜 日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前の部 (9:30～11:25)	小学生 優先	小学生 優先	中学生 優先	中学生 優先	中学生 優先
午後の部 (13:10～15:05)	中学生 優先	中学生 優先		小学生 優先	小学生 優先

活動内容

- 個々の状況に合わせた学習・グループでの活動
- 体験活動・教室外の活動

(3)巡回スクールカウンセラー派遣(学校連携)事業

いじめや不登校などさまざまな悩みの相談に応じて助言や援助をおこなうために、保護者や学校の求めに応じて、臨床心理士を小学校に派遣します。

利用方法 各校の児童支援担当者にお申し込みください。



子育て・教育

く 以下は広告スペースです

小学生 中学生 高校生

成基の療育教室 放課後等デイサービス

ゴールフリーB5

ビーファイブ

"療育を受けてきた"ことは、
"活かせるようになっている"ことは違います。

～5つの特長～

1 療育環境
(療育は個室で集中できる場で実施)

2 アセスメント
(新版K式発達検査・WISC-IV・その他)

3 個別カリキュラム
オリジナルテキスト

4 専門性の高い担当指導員と
医療・専門機関との連携

5 成基グループのサポート体制
(成基学園・ゴールフリー・東海大学)

ホームページはこちら

【教室のご案内】

守山教室 077-574-8156 守山市今宿3丁目1-5

大津石山教室 077-531-2550 大津市栗津町15-20

E-mail: b5.gf@mail.seiki.co.jp

(4)「栗東市いじめホットライン」

☎554-0323

栗東市では、いじめ問題の未然防止と早期解決を目的に、児童・生徒や保護者が気軽に“いじめ”に関する相談ができる「いじめホットライン」を開設しています。

いじめをなくすためには、いじめの兆候を少しでも早く把握して迅速に対応することが大切です。

相談には、臨床心理士の資格を有する専門の相談員が応じます。また、秘密は必ず守ります。ささいなことでも安心して気軽にご相談ください。

受付時間 月～金曜日、9:30～16:00
(お盆と年末年始はお休みです。)

【その他の電話相談】

●「24時間子供SOSダイヤル」

☎0120-0-78310

24時間対応しています。





保健センター

栗東市総合福祉保健センター(愛称:なごやかセンター)

〒520-3015 安養寺190 ☎554-0001

近年ますます多様化、増加する保健・福祉需要に対応するため、すべての市民が生涯を通じて自分に適した健康な生活が送れるように、保健・福祉・医療が一体となった支援を行う施設です。保健センター(健康増進課・こども家庭センター)、発達支援課(発達支援室・たんぼぼ教室)、老人福祉センター、ヘルパーステーション、訪問看護ステーション、老人デイサービスセンター、身体障がい者デイサービスセンター、地域子育て支援センター、治田東児童館、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動センター、栗東地域包括支援センター、老人クラブ連合会事務局が入っています。



検診・予防接種

問 健康増進課 ☎554-6100 FAX554-6101

健康診査

詳細は市HP、健康づくりカレンダーなどをご覧ください。

栗東市特定健康診査

40～74歳の人で栗東市国民健康保険に加入し、職場などで受ける機会のない人が受診できます。

※問い合わせは保険年金課国民健康保険係(☎551-1807)へ

後期高齢者健康診査

後期高齢者医療保険の加入者が受診できます。※要件あり

プレ特定健康診査

19～39歳の人で学校、職場などで受ける機会のない人が受診できます。

検診

詳細は「市広報紙」「市HP」「健康づくりカレンダー」などをご覧ください。

がん検診

胃がん検診(胃部エックス線検査)※	40歳以上	集団検診で受ける
肺がん・結核検診	40歳以上	集団検診または委託医療機関で受ける
胃がん検診(胃内視鏡検査)	50歳以上	委託医療機関で受ける
大腸がん検診	40歳以上	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	
乳がん検診	40歳以上の女性	

※バリウムによる胃部エックス線検査

肝炎ウイルス検診

40歳以上の人で過去に受診していない人が1回のみ受診できます。

結核検診

65歳以上の人で委託医療機関または肺がん検診と併せて集団検診で年1回受診できます。

予防接種

市では、栗東市・草津市・守山市・野洲市内医療機関で受ける個別接種を実施しています。詳しくは、市HP、健康づくりカレンダーをご覧ください。

※定められた年(月)齢や接種方法以外で接種した場合、有料となります。

健康相談

問 健康増進課 ☎554-6100 FAX554-6101

生活習慣病相談・その他の健康相談・栄養相談・禁煙相談・歯科相談

健康について心配のある人は、日程調整のうえ、保健師や栄養士・歯科衛生士が相談に応じます。(1時間程度)

＜以下は広告スペースです＞

布団のリフォーム 綿の打ち直し

軽くなって 新品同様!! 温かくなって
ふかふか!! キレイ!! ぐっすり快眠!

何でもご相談ください!!

株式会社 タマヤ
〒520-3011 栗東市下戸山931-2
☎077-553-7110

滋賀県知事許可(般-2)第23138号

ArcPlus
株式会社アークプラス

生活に、新たなスタイルを「プラス」する。

リフォーム
新築住宅
外構・エクステリア

栗東市霊仙寺6丁目12-28
☎077-553-6570
【受付時間】8時～17時 【定休日】日・祝日
<https://www.arc-plus.co.jp/>

高齢者

後期高齢者医療 被保険者証

問 保険年金課 ☎551-0361 FAX553-0250

後期高齢者医療制度-対象者・被保険者証など-

後期高齢者医療制度の対象者

- 75歳以上の人
- 75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳～74歳の一定の障がいがある人で、申請により広域連合の障がい認定を受けた人

認定を受けた日から加入します。障がい認定により後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後はいつでも将来に向かって撤回することができます。

運営主体 滋賀県内のすべての市町が加入する「滋賀県後期高齢者医療広域連合」が運営します。

<広域連合の主な業務>

- 保険料の決定 ● 加入者の資格管理 など

<市の主な業務>

- 被保険者証の引渡し ● 各種届出の受付
- 保険料の徴収 など

被保険者証

- 被保険者証は、1人につき1枚
 - 毎年8月1日付けで更新します
 - 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
 - 国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の被保険者証は、令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了します。(従来の被保険者証は令和7年7月31日まで使用できます)
- マイナポータルなどにより、マイナンバーカードの保険証利用登録をして、マイナ保険証をご利用ください。
- 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

後期高齢者医療 病気になったとき

問 保険年金課 ☎551-0361 FAX553-0250

後期高齢者医療制度-病気になったとき-

負担割合

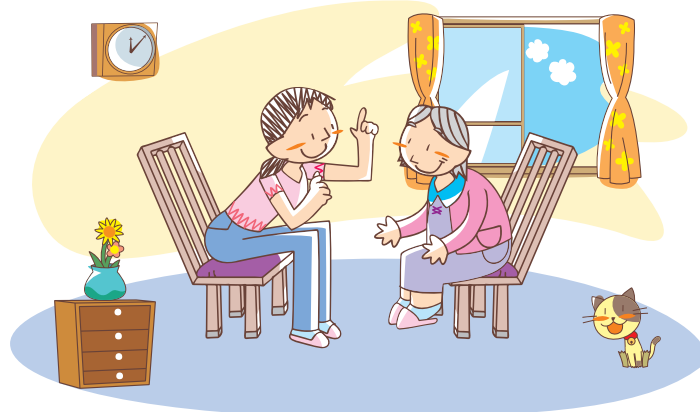
医療機関で支払う自己負担割合は、医療費の1割、2割または3割です。被保険者証に自己負担割合(一部負担金の割合)が記載されています。

所得によって変わりますので、忘れずに所得の申告をしてください。

割合	所得区分	
3割	現役並み所得者Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上	1) 住民税課税所得が145万円以上の人 2) 左記の人と同一世帯の人 ただし、後期高齢者医療制度の被保険者の人の収入額によっては、申請により負担割合が1割または2割になる場合があります。
	現役並み所得者Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上	● 同一世帯の全被保険者の収入額の合計が520万円未満(世帯に被保険者が1人の場合は383万円未満)
	現役並み所得者Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上	● 同一世帯に、被保険者と70歳～74歳の人の収入額の合計が520万円未満
2割	一般Ⅱ	3割負担に該当せず、本人を含み、同一世帯に課税所得が28万円以上の被保険者がおられ、以下の基準に該当する人 1) 世帯内の被保険者が1人の場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上 2) 世帯内の被保険者が2人以上いる場合、被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上
1割	一般	現役並み所得者、一般Ⅱ、住民税非課税世帯以外の方
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ 世帯の全員が住民税非課税である人(区分Ⅰ以外の人)
		区分Ⅰ 世帯の全員が住民税非課税であって、かつ、その世帯の各所得の合計(公的年金控除額は80万円として計算)が0円となる人

1) 「住民税課税所得」…所得金額から、配偶者控除、社会保険料控除、医療費控除などの所得控除を差し引いた後の金額であり、総合課税所得のほか、分離課税所得も含まれます。

2) 「収入額」…必要経費および各種控除の額を引く前の金額。



後期高齢者医療・医療費が高額になったとき

問 保険年金課 ☎551-0361 FAX553-0250

高額療養費

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になった場合、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

自己負担限度額(月額)

所得区分			外 来 (個人)	外来+入院 (世帯単位)
3割	現役並み所得者Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上		252,600円+ (総医療費－842,000円)×1% ＜140,100円＞※1	
	現役並み所得者Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上		167,400円+ (総医療費－558,000円)×1% ＜93,000円＞※1	
	現役並み所得者Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上		80,100円+ (総医療費－267,000円)×1% ＜44,400円＞※1	
2割	一般Ⅱ		18,000円または (6,000円+ (医療費－ 30,000円)×10%)の 低い方を適用	57,600円 ＜44,400円＞
1割	一般 住民税課税所得 145万円未満等		18,000円 (年間上限144,000円) ※2	57,600円 ＜44,400円＞ ※1
	住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

※1 多数回支給は限度額が変わります。
< >内は過去1年以内に「外来+入院」での高額療養費の支給が3回以上あった場合の4回目以降の負担額です。

※2 年間は8月～翌年7月で計算します。

- 同じ世帯内に後期高齢者医療制度の医療給付を受ける人が複数いる場合は、病院・診療所・調剤薬局など区分なく医療費を合算できます。
- 入院時の食事代や保険が適用されない差額ベッド料などは、支給の対象外です。
- 申請手続は初回のみで、その後同様に支給対象となれば自動的に振り込まれます。
- ・ 対象者には、約3か月後に保険年金課から申請勧奨案内が送付されます。
- ・ 申請書に領収書の添付は必要ありません。
- 75歳到達月には、誕生日前の医療保険制度(国民健康保険、健康保険組合、共済組合、協会けんぽなど)と誕生日後の後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ本来の2分の1になります。

高額療養費の計算方法

①「外来」の高額療養費を個人ごとに計算

- 「外来(個人単位)」の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が後から支給されます。

②「外来+入院」の高額療養費を世帯合計で計算

- 同じ世帯内に後期高齢者医療制度で医療を受ける方が複数いる場合は合算し、「外来+入院(世帯単位)」の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が後から支給されます。

入院や高額な外来診療を受けられる場合

- 同一医療機関などでの1か月の窓口負担が自己負担限度額を超えている場合、医療機関窓口で被保険者証(※)を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はありません。

- 柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージなどの施術は対象外です。

※1割の被保険者証をお持ちで住民税非課税世帯の人・もしくは3割の保険証をお持ちで住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証(現役並み所得者の人は「限度額適用認定証」)」の交付を受ける必要があります。

交付を受けるには、保険年金課に手続きに必要なものをお持ちください。

<手続きに必要なもの>

- ・ 後期高齢者医療被保険者証
- ・ マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード
- ・ 本人確認ができるもの(運転免許証など顔写真付きのもの)
- ・ 別世帯の人が申請する場合は委任状と本人確認書類が必要です。

後期高齢者医療制度・保険料

問 保険年金課 ☎551-0361 FAX553-0250

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人ひとりに、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 被保険者全員が 均等に負担	+	所得割額 被保険者の所得 に応じて負担	=	年間保険料 4月から翌年3月 までの1年間
--------------------------	---	---------------------------	---	-----------------------------

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。

※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

保険料の徴収

原則は特別徴収ですが、特別徴収できない場合は普通徴収で納めていただきます。

特別徴収(年金からの引き取り)

年6回の年金から、保険料を引き取ります。

<特別徴収の対象にならない>

- 年金額(年額)18万円未満の人
- 後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が、対象になる年金額の2分の1を超える人など

普通徴収(納付書・口座振替)

市から発行する納付書や口座振替で、7月から翌年3月までの9回に分けて、毎月納めていただきます。

特別徴収で納めている人も、口座振替を選択できます。

本人以外の口座も指定できます。変更を希望する場合は、申出書の提出が必要です。市へ相談してください。

<注意>

- 口座振替に変更しても、保険料の総額は変わりません
- 口座振替の場合、確定申告では、口座名義人が社会保険料控除を受けられます
- 預金不足などで未納になった場合は、特別徴収に戻ることがあります



健康・福祉

後期高齢者医療 亡くなったとき

問 保険年金課 ☎551-0361 FAX553-0250

葬祭費

後期高齢者医療制度に加入している人が亡くなったときは、申請により葬儀を行った人(喪主)に葬祭費が支給されます。
※後期高齢者医療制度に加入する前の保険から、埋葬料などが支給される場合は、申請できません。

申請に必要なもの

- 申請者(喪主)の振込口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)
- 葬祭を行ったこと(喪主)が確認できるもの(会葬のはがき、領収書など)
- 委任状(申請者と喪主が異なる場合、喪主以外の口座に振り込む場合)
- 窓口に来られた人の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

申請期限 葬祭を行った日の翌日から2年

支給額 50,000円

申請場所 保険年金課 高齢者医療係(1階)

介護保険

問 長寿福祉課 ☎551-0281 FAX551-0548

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも自分らしくいきいきと暮らせるように、また、介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。40歳以上のすべての人が加入することになっており、加入手続きは不要ですが、サービスの利用には申請が必要です。

介護保険の対象者

介護保険の被保険者は年齢で次の2種類に分けられ、保険給付の条件や保険料に区分が設けられています。

第1号被保険者=65歳以上の人

- 1 介護が必要になったときに、サービスが受けられます。
- 2 保険料の納付は、原則として年金からの差し引きとなります。

第2号被保険者=40歳~64歳の医療保険加入者

- 1 政令で定められた病気が原因で介護が必要になったときに、サービスを受けることができます。
- 2 保険料の納付は、加入している医療保険の保険料(税)と介護保険料を合算して納めます。

介護保険料

65歳以上の人の介護保険料の納め方について

介護保険料の支払方法には、特別徴収と普通徴収の2通りがありますが、特別な理由がない限り原則特別徴収となります。

特別徴収(年金からの引き落としで納める方法)

年金からあらかじめ介護保険料を引き落とし、市に納入する方法を特別徴収といいます。偶数月の年金定期支払時に介護保険料を差し引いた額の年金が支給されることになります。

普通徴収(納付書や口座振替で納める方法)

特別徴収の対象とはならない次の場合について、市より納付書を送付し、個別に市役所や金融機関などの窓口で納付していただく方法です。(口座振替の申請をすると指定の口座から自動引き落としができます。)

- 年度途中で65歳になった人や転入した人(65歳到達時や転入時は、はじめは普通徴収となります。)
- 年金支給額が年間18万円未満の人や年金の受給状況によって特別徴収にならなかった人

〈以下は広告スペースです〉



あなたの笑顔が見たいから

介護保険事業所番号: 2570600045 / 高度管理医療機器等販売・賃貸業: 20928-680 / 道具商(古物取扱): 60102H18004

私達は、商品・サービスを通じて「高齢者等の多くの人の豊かで幸福な充実した生活の実現を図る」という企業理念を基に、活力ある高齢化社会の形成に貢献致します。

主な
福祉用具
取扱品目

- 特殊寝台 ● 介護リフト ● 車イス昇降機 ● ホームエレベーター
- 床ずれ予防用具 ● 介護用品全般 ● 特殊浴槽 ● 階段昇降機 ● 段差解消機
- 車イス ● 大人用紙おむつ ● リハビリ機器

福祉用具レンタル

必要なものを必要なときに利用することで、介護費用を安くすることができます。
介護のことなら当社までお気軽にお問い合わせください。

福祉用具販売

介護ベッド、車椅子、歩行器、排泄・入浴用具等、当社では福祉用具販売を行っております。
介護のプロが分かりやすく丁寧にご説明、ご提案させていただきます。

介護リフォーム

当社では、自立を支援する住設備と機器のご提供や介護をサポートする環境を作り、家族が笑顔育てる快適な生活を過ごせるようお手伝いしております。

介護の事なら何なりとお気軽にご相談ください。

草津介護センター

— LIFE CARE SUPPORT —



パナソニック エイジフリー
エイジフリーショップ 草津

TEL ☎077-563-2615 FAX 077-563-7035
〒525-0025 滋賀県草津市西渋川1-15-10

草津介護センター 検索

納付について

介護保険料算定の基礎になる市町村民税の課税・非課税の状況が6月頃に確定しますので、普通徴収の場合は、1年分の保険料を6月から翌年3月までの10期に分けて納めていただくことになります。第1期の送付時に第2期以降の納付書もあわせて一括送付しますので、納め忘れにご注意ください。

なお、年度の途中で特別徴収に変更となる人は、改めて徴収方法変更の決定通知をお送りしますので、決定通知の納付方法欄が特別徴収となっている該当月以降の納付書は、破棄してください。また、納付書を紛失された場合は、再発行できますので、お問い合わせください。

特別徴収の場合は各偶数月の6回に分けて納めていただきます。(4月および6月については昨年度最終期の金額と同額を仮徴収します。)

※介護保険料についての詳細は、市HPをご覧ください。お問い合わせください。

在宅サービス

介護サービス計画の作成	居宅介護支援	介護サービス計画を作成し、計画に基づくサービスが利用できるよう事業者との調整などをします。
自宅を訪問	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーにより、日常生活の介助を受けられます。
	訪問入浴介護	巡回入浴車により、入浴の介助を受けられます。
	訪問看護	医師の指示を受けた看護師などにより、必要な診療の補助、療養上の世話を受けられます。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士により、心身の機能維持・回復のためのリハビリテーションを受けられます。
	居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師などにより、療養上の管理や指導を受けられます。
施設へ通所	通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設または病院に通って、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを受けられます。
	通所介護 (デイサービス)	特別養護老人ホームや老人福祉センター、デイサービスセンターなどに通って、日常生活の介助と機能訓練を受けられます。
施設へ短期間入所	短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームの施設などに短期間入所して、日常生活の介助と機能訓練を受けられます。
	短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理の下で日常生活の介助・看護、機能訓練などを受けられます。
福祉用具の貸与や購入、住宅の改修	福祉用具の貸与	車いすや介護用ベッドなどを貸与するサービスです。
	福祉用具の購入費の支給	ポータブルトイレなどの購入に際し、基準額の9割、8割または7割を支給します。
	住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消など小規模な住宅改修に際し、基準額の9割、8割または7割を支給します。
その他のサービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)などで、日常生活の介助と機能訓練などを受けられます。

＜以下は広告スペースです＞



住まいのサポートキャプテン
福村 拓良

老人ホーム サ高住

住まい選びを
お手伝いします。

相談から
入居まで

**すべて
無料**

こちら高齢者住まいのサポートセンター

こちすま

ご相談は **077-526-8586**

大津chapt 大津市中央1丁目4-10
草津chapt 草津市矢橋町119-3

[こちすま](#) [検索](#)

介護タクシーいきいき

国土交通省近畿運輸局許可 近運自三第693号

(滋賀)

いきいき号・2号

「車イスのまま出かけたい」
「ひとりでの歩行に不安」
「障がいをもっている」などのみなさまの
「お出かけ」をサポート!

ストレッチャー、リクライニング車イスで1台または標準的な車イス2台と通常座席2席に乗りいただけます。
(いきいき号は車イス1台と通常座席2席です。)

お電話またはFAXでご予約・お問合せをお願いします。

おやを さあ ゴーゴー ハイヤーに

TEL 080-3855-8182

FAX専用 077-553-8530 (通話不可)

本社営業所: 〒520-3045 滋賀県栗東市高野651
<http://homepage1.a.la9.jp/>

地域密着型サービス

複合的なサービス	小規模多機能型居宅介護	小規模な住宅型の施設で「通い」を中心としながら「訪問」や「短期間の宿泊」を組み合わせ、食事・入浴などの介護や支援が受けられます。
居宅系施設へ入居	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。※要支援1の人は利用できません
24時間対応の訪問サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。 ※要支援1・2の人は利用できません。
認知症の人向けのサービス	認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な人が、日常生活の介助や健康管理などを受けられます。
介護老人保健施設への入所	病状が安定している人が、医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。
介護療養型医療施設・介護医療院への入所	長期にわたり療養の必要な人が、医療と日常生活の介助が一体的に受けられます。

※介護老人福祉施設については原則要介護3以上、その他の施設については、要介護1以上の人が利用できます。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の人も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。

1 介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者 ●要支援1・2の認定を受けた人
●基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人
- 事業 ●訪問型サービス（生活援助型・予防給付型・短期集中訪問型）
●通所型サービス（元気あっぷデイ・予防給付型・短期集中通所型）

2 一般介護予防事業

- 対象者 ●65歳以上のすべての人
- 事業 ●いきいき百歳体操
●栗東100歳大学
●いきいき活動ポイント事業 など



〈以下は広告スペースです〉



タック目川・シニアハウス
サービス付き高齢者向け住宅



草津駅から車で7分

●スタッフ24時間常駐 ●看護師による健康相談
●医療機関との連携

ご入居者様お一人お一人に合ったサービスプランのご提案

入居者様募集中!

栗東市目川1325
0120-26-0084

NPO法人

心 宅老所

小規模多機能型居宅介護事業所

心のさと



栗東市十里330-1
TEL:077-584-4310
FAX:077-584-4311

生きがい・地域交流・健康づくり

老人福祉センター

地域の皆さんがコミュニケーションを深め、また、健康増進や教養、レクリエーションの場を提供し、高齢者をはじめすべての住民が健康で明るい生活ができることを目的とした施設です。

休館日 月・日曜日、祝日(月曜日が祝日の場合、翌火曜日は休館)、12月28日～1月3日

問 長寿福祉課 ☎551-1940 FAX551-0548

対 象 個人および団体(年齢不問)

老人福祉センター名称	住 所	電 話	運営機関
やすらぎの家	出庭700-1	☎554-0606	栗東市社会福祉協議会 ☎554-6125 FAX554-6106
ゆうあいの家	小柿一丁目10-10	☎554-1004	
なごやか	安養寺190	☎554-6109	



健康・福祉

〈以下は広告スペースです〉

福祉用具レンタル

販 売

バリアフリー工事

リフォーム



株式会社 ヤサカ

【野洲営業所】野洲市小篠原880 101棟

TEL.077-585-9501

【本社】高島市今津町今津1970-1

TEL.0740-22-2751



福祉用具の1週間無料
お試しサービスやっています!

<https://www.daisuki-kaigo.com/>

老人クラブ運営費助成

問 栗東市老人クラブ連合会事務局

☎554-6108(なごやかセンター内)

栗東市老人クラブ連合会に加入している各地域の単位老人クラブに運営費の助成を行っています。

いきいき百歳体操

問 長寿福祉課地域支援係 ☎551-0198 FAX551-0548

ゆっくりとした音楽に合わせてDVDをみながら準備体操、おもりを手足につけて負荷をかけた筋力運動、ストレッチを30～40分かけて行います。

自治会やサロンおよび老人クラブなどでいきいき百歳体操を実践することで身体的な機能改善だけでなく出会い、ふれあい、生きがい、役割の発見から地域づくりを目指します。

自治会や団体が主体的に取り組めるように理学療法士や保健師などが地域へ出向き、1団体4回程度技術支援を行います。

栗東100歳大学

問 長寿福祉課地域支援係 ☎551-0198 FAX551-0548

65歳以上の方が、健康づくり、生きがいづくりについて楽しく学び、新しい人とのつながりで、地域の活動やボランティア活動などで活躍するなど、前向きな自分に出会える場です。6科目30講座の基礎科目と各種講座を受講する専攻科目があります。

開講時期 7月から1月ごろ

場 所 基礎科目→コミュニティセンター治田
専攻科目→各種講座や研修の開催場所

定 員 30名

受講料金 基礎科目→前期3,000円、後期3,000円 合計6,000円
専攻科目→各種講座や研修の受講料が別途必要

敬老祝金

長寿をお祝いし、敬老祝金を贈呈しています。

対 象 9月1日現在、市内に引き続き1年以上居住し、住民登録をしている満年齢88歳、99歳、100歳の人

●88歳…5,000円 ●99歳…10,000円 ●100歳…10,000円

高齢者福祉制度

問 長寿福祉課 ☎551-1940 FAX551-0548

行方不明高齢者位置情報システム利用助成事業

対 象 者 認知症高齢者等事前登録事業を利用している人

内 容 認知症等により行方不明のおそれのある高齢者等を対象に、位置情報を検索し把握する機能を主とする端末機の利用に係る初期費用を助成します。助成限度額は1万円(1回限り)です。

認知症高齢者等事前登録事業

対象者 ●65歳以上で在宅で生活し、認知症等により行方不明になるおそれのある人

●40～64歳未満の人も状態により登録が可能

内 容 家族等の申請により登録した情報を草津警察署及び担当の圏域地域包括支援センターに事前に提供しておくことにより、早期に行方不明者の発見保護を図ります。

在宅要介護高齢者等紙おむつ費用助成事業

対 象 者 介護認定で「要介護3」以上と認定された人で常に紙おむつが必要な人。

本人非課税、配偶者および扶養義務者の所得制限あり。

内 容 対象者に助成決定の翌月から、市指定店で利用可能な紙おむつ費用助成券(月額5,000円)を交付します。

※入院・入所中は助成を中止。

4か月分前渡しを基本とします。

交付の時期 4月・8月・12月 新規申請は随時

すこやか住まい助成事業

対象者 65歳以上の人(介護保険の第2号被保険者で要介護・要支援認定を受けているものを含む。)で障がい老人の日常生活自立度判定基準で「ランクA」以上と判定され、かつ日常生活を営む上で支障があり、住宅の改修が必要な人。ただし、所得制限あり。

内 容 対象者の日常生活の便宜をはかるために実施する既存住宅の浴室・トイレ、玄関・居室・廊下などの小規模改修について、その費用の一部を助成します。【助成率1/2以内、助成金限度額25万円。ただし、介護保険住宅改修を優先に利用すること。】

〈以下は広告スペースです〉

つながろう つなげよう
安心のまち りっとう



地域福祉活動の相談・支援、各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動支援、共同募金運動、老人福祉センター、介護保険事業、学童保育など、様々な活動を通じて、地域福祉推進に取り組んでいます。



**社会福祉法人
栗東市社会福祉協議会**

〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺190番地

TEL.077-554-6105
FAX.077-554-6106

<https://ritto-shakyo.jp/>



高齢者日常生活用具の給付・貸与

ひとり暮らしなどで経済的・身体的事情により必要性が認められる高齢者に対して、用具の給付・貸与を行います。ただし、所得に応じて負担があります。

給付 電磁調理器・火災警報器・自動消火器

貸与 電話加入権(緊急通報システムの利用により必要となる場合に限り)

福祉タクシー運賃助成券交付事業

対象者 要介護認定1～5の認定を受けている、ひとり暮らしまたは高齢者世帯に属する人の内、通院のために乗車・降車の介助を要し、かつ交通手段をタクシーに依存している在宅の高齢者。ただし、住民税非課税世帯のみ。

内容 申請に基づき対象者に高齢者タクシー運賃助成券対象者証を発行するとともに市指定のタクシー会社で利用可能な助成券(500円券×4枚で月あたり2千円分)を交付します。

配食サービス事業

対象者 要支援・要介護の認定者および総合事業対象者のうち、老衰、心身の障がいおよび疾病などの理由により、栄養改善が必要で、調理困難と認められる65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯に属する人。

内容 栄養バランスのとれた食事(昼食のみ)を提供すると共に可否の確認を行う。(週4回を限度。1/1～1/3を除く)

利用者負担(弁当代) 400円/回・食

緊急通報システム事業

対象者 病弱などにより日常生活に不安がある、おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯に属する人(ひとり暮らしの重度身体障がい者や日中独居となる高齢者を含む)

内容 緊急通報機器本体と家庭内で通信可能なペンダント型無線式発信器を貸与します。
このシステムは、ひとり暮らし高齢者などが家庭内で急病などの緊急事態に陥ったときに、機器の緊急ボタンを押すだけで、緊急通報システム受信センターに通報され、受信センターで可否確認を行い、必要に応じて救急車の出動要請がなされます。同時に協力員などの協力体制により、協力員が利用者の確認を行う仕組みです。

また、相談ボタンを押すことにより、24時間対応の健康相談も利用することができます。

利用者負担 機器貸与および維持管理に要する費用の一部(生活保護世帯を除く)月額500円

成年後見制度等についての相談

問 特定非営利活動法人 成年後見センターもだま ☎598-0246
認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない人は、財産の管理や契約などの際にご自分で判断することが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした人のために家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などがご本人の権利を守り生活を支援する制度です。湖南4市は、成年後見センターもだまに成年後見に関する相談事業を委託しています。

対象 湖南4市(栗東市、草津市、守山市、野洲市)にお住まいの人

その他のサービス

障がい者控除対象者認定書

問 長寿福祉課 高齢福祉係 ☎551-1940 FAX551-0548
所得税法、地方税法の規定による障がい者控除対象者認定書の交付をしています。

対象者の認定方法

65歳以上で介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている人は、認定資料における日常生活自立度に基づき審査した上で、障がい者あるいは特別障がい者に認定します。審査の結果いずれにも該当しない場合もあります。

地域包括支援センター

問 栗東地域包括支援センター(栗東中学校区にお住まいの方) ☎558-6979 FAX558-8736

問 栗東西地域包括支援センター(栗東西中学校区にお住まいの方) ☎584-4121 FAX584-4128

問 葉山地域包括支援センター(葉山中学校区にお住まいの人) ☎552-5280 FAX558-6870

- 総合的な介護や福祉に関する相談
- 介護予防ケアプランの作成など、介護予防(新予防給付・地域支援事業)のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業

〈以下は広告スペースです〉

お電話 1本で 栄養バランス 品質確かな

高齢者向けのお食事をお届けします。

1日のみ利用OK 希望日のみでもOK

毎日のお食事は任せください!

☆管理栄養士が、高齢者の健康に配慮した献立作り。
☆大きき柔らかさを高齢者向けに食べやすくしています。
☆和食中心の日替わりメニューで毎日楽しみ!!
☆おかゆや刻み食(一口サイズ・極小サイズ・ペースト)も無料対応!
☆1食からお届け 宅配料【無料!】

高 齢 者 専 門 宅 配 弁 当

普通食 おかずのみ 540円 約170kcal ~ 280kcal (塩分2g前後)

ご飯セット 594円 約450kcal ~ 550kcal

糖尿病食・透析食・塩分控えめ低たんぱく食・やわらか食もご用意

おかずのみ 777円 ご飯セット 820円 **年中無休** (正月三が日は除きます)

宅配クックワン・ツウ・スリー お申込み・お問い合わせは **ご注文キャンセルは前日 18:00 まで**

栗東市配食サービス事業実施事業者 TEL.077-564-6788



健康・福祉

介護予防事業

問 長寿福祉課 地域支援係 ☎551-0198 FAX551-0548

- 介護予防に関する出前トーク
- いきいき活動ポイント事業
- トレーニング機器開放事業

対象者 65歳以上の人(一部対象者が限られる事業もあります)

隣保館デイサービス事業ひだまりひろば

問 ひだまりの家 ☎552-1000 FAX552-1154

対象者 概ね65歳以上で介護保険の認定を受けていない人。
内容 「ひだまりの家」において健康チェック、食事、レクリエーション活動などの生きがい活動を行います。送迎有り。

利用者負担 生活保護世帯600円/回、住民税非課税世帯800円/回、住民税課税世帯1,400円/回
※昼食代を含んでいます。

障がいのある人

障がいのある人は、各種の福祉サービスを受けることができます。障がいの内容や等級によって受けられる福祉サービスが異なりますので、詳しくは担当へ。

障がい者手帳

問 障がい福祉課 ☎551-0113・551-0304 FAX553-3678

身体障がい者手帳 身体に障がいのある人に交付されます。

療育手帳 知的障がいのある人に交付されます。

精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患のある人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活、または社会生活への制約がある人に交付されます。

障がい福祉サービス

問 障がい福祉課 ☎551-0113・551-0304 FAX553-3678

対象 障がい者手帳を持っている人など

内容

- ◇**介護給付**…居宅介護(家事援助・身体介護など)、同行援護、行動援護、生活介護(障がい者施設への通所)、その他(短期入所・施設入所支援など)
- ◇**訓練等給付**…自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(雇用型・非雇用型)、共同生活援助(グループホーム)
- ◇**障がい児通所給付**…児童発達支援、放課後等デイサービスなど

◇**地域生活支援事業**…移動支援、日中一時支援、コミュニケーション支援、相談支援、日常生活用具給付(ストマ用装具など。購入前に必ずご相談ください)、訪問入浴サービス

◇**補装具**…障がいの程度や内容により、対象となる補装具の内容が異なります。指定の書類が必要ですので、購入前に必ずご相談ください。

◇**自立支援医療**…精神通院、更生医療、育成医療

費用負担 利用者および同一世帯員の市民税課税の有無、利用者本人の収入額などで自己負担額(原則1割負担)が決まります。

利用方法 サービスによって手続き、要件、必要書類などが異なりますので、まずはご相談ください。

手話通訳・要約筆記

問 障がい福祉課 ☎551-0113・551-0304 FAX553-3678

聴覚障がい者などが公的機関、医療機関などへ出向く場合などに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

〈以下は広告スペースです〉

すべての人に、はたらく喜びを。
ウェルメントは障がいがある方の「働くて楽しい」を応援する就労継続支援会社です。

就労支援事業
障がい者の方々の自立支援に取り組んでいます。

リサイクル請負事業
人の手によるリサイクル処理事業に取り組んでいます。

ウェルメント栗東
就労継続支援B型事業所
指定番号:2511200277
栗東市霊仙寺1-5-8

ウェルメント栗東2
就労継続支援A型事業所
指定番号:2511200293
栗東市辻594番地1

求職中の方、ご連絡ください!!

代表TEL: 0748-65-1177 FAX: 0748-65-2210

放課後等デイサービス ウィズ・ユー With・you

コミュニケーション重視の集団プログラム

2021年9月 新規オープン 予定事業所

放課後等デイサービス **ウィズ・ユー 大宝**
栗東市霊仙寺2-13-19 Tel:077-585-9344

放課後等デイサービス **ウィズ・ユー 栗東小平井**
栗東市小平井1-12-33 Tel:077-552-2286

学習支援、英語教室、そろばん教室、体幹トレーニング、就労支援等の個別プログラム

地元栗東に地域密着。地域の障害を持つ子供を長く見守ってまいります。

各種手当・助成

※収入や市民税額による制限があります。

種 別	対 象	内 容
障がい者医療費助成 (担当は保険年金課)	身体障がい者手帳1～3級の交付を受けている人 療育手帳重度～中度(A1～B1)の交付を受けている人 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の人 精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている人	医療機関で受診した保険診療分の医療費の自己負担分を全部または一部を助成
精神障がい者 精神科通院医療費助成 (担当は保険年金課)	自立支援医療(精神通院医療)の受給者かつ精神障がい者保健福祉手帳1級または2級	自立支援医療費(精神科通院医療)の自己負担分を助成(通院のみ)
障がい児福祉手当※	在宅で常時介護が必要な20歳未満の重度障がい児	年4回支給
特別障がい者手当※	在宅で常時介護が必要な20歳以上の重度障がい者	
特別児童扶養手当※	20歳未満で身体または精神に重度または中度以上の障がいがある子どもを監護している父もしくは母、または養育者	年3回支給
精神障がい者支援施設等交通費助成	公共交通機関を利用して障がい者支援施設等に通所する精神障がい者(交通費負担月額4,000円未満の人は除きます)	その月にかかった交通費の1/2の額を、10,000円を限度に助成
心身障がい者(児)紙おむつ助成	在宅の常時紙おむつが必要な3歳以上の重度障がい者(児)(他の紙おむつ助成制度を受けている人は除きます)	その月にかかった紙おむつの購入費を、3,600円を限度に助成
福祉タクシー助成券、自動車燃料費助成券※	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている在宅の人	福祉タクシー運賃助成券、自動車燃料費助成券のどちらかを選択
自動車操作訓練費・自動車改造費※	身体障がい者手帳の交付を受けている人	障がいの等級による制限があるため、事前に相談と申請が必要
住宅改造費※	身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けている人(介護保険の対象となる人は介護保険が優先)	
緊急通報システム事業	一人暮らしの重度身体障がい者	緊急通報機器本体と家庭内で通信可能なペンダント型無線式発信機を貸与 利用者負担:月額500円
軽度・中等度難聴児補聴器購入費※	身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の児で医師の意見により補聴器の装用が必要と認められる場合(購入前に必ずご相談ください)	補聴器の購入費・修理費の基準額の3分の2を助成



健康・福祉

税金の減免・控除、公共料金・運賃の減免

自動車取得税・自動車税、軽自動車税

障がい者または同一生計の家族が所有し、障がい者の外出に使用する自動車は、障がいの種別や等級によって減免されます。

●自動車取得税・自動車税

問 滋賀県自動車税事務所 ☎585-7288
滋賀県南部県税事務所 ☎567-5406

●軽自動車税

問 税務課 ☎551-0106

市県民税・所得税・相続税の障がい者控除

障がい者が納税者または控除の対象となる配偶者や扶養親族である場合、障がいの等級により所得から控除されます。

●所得税・相続税

問 草津税務署 ☎562-1315

●市県民税

問 税務課 ☎551-0106

公共料金

NHK放送受信料は、障がいの等級や同一世帯員の市民税の有無等により申請することで減免されることがあります。

●NHK放送受信料

問 障がい福祉課 ☎551-0113

交通機関の運賃

有料道路通行料は、身体障がい者手帳、療育手帳(A1・A2)をお持ちの方で、一定の条件を満たす場合に事前に手続きをすることにより割引されることがあります。

問 障がい福祉課 ☎551-0113 FAX553-3678

鉄道・航空・バス・タクシー運賃については、障がいの内容により割引されることがあります。詳しくは各事業者にお問い合わせください。

※福祉医療費助成制度についてはP63をご覧ください。



公衆衛生の豆知識



正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。・時計や指輪は外しておきましょう。

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります

2



手の甲をのばすようにこすります

3



指先・爪の間を念入りにこすります

4



指の間を洗います

5



親指と手のひらをねじり洗います

6



手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

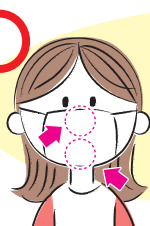
咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2mとされています）が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

3つの咳エチケット せき 電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

○



マスクを着用する（口・鼻を覆う）

○



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

○



袖で口・鼻を覆う

×



何もせずに咳やくしゃみをする

×



咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用

1



鼻と口の両方を確実に覆う

2



ゴムひもを耳にかける

3



隙間がないよう鼻まで覆う



ごみの収集

問 環境政策課 ☎551-0341 FAX551-0148

ごみの分け方・出し方

ごみの出し方・分別の詳しい内容は、「ごみの分別ガイドブック」で確認してください。ごみの減量化に、ご協力をお願いします。

可燃ごみ	指定ごみ袋	●可燃ごみ用の指定ごみ袋に入れ、氏名を記入して出す。 ●生ごみは水分を十分切ってから出す。 ●紙おむつは、汚物を取り除いてから出す。 ●木・竹類は袋に入る長さに切って指定ごみ袋に入れて出す。 ●大(45ℓ)のごみ袋に入らない(袋の口が結べない)ものは粗大ごみとして出す。 ●生ごみなどを新聞紙などで包む場合は、最小限度でお願いします(ごみ袋全体を新聞紙などで包まないでください)。
	指定ごみ袋	
粗大ごみ	大型家具等	指定ごみシール ●大型家具等用の指定ごみシールに氏名を記入して貼って出す。(指定ごみシールは栗東市指定ごみ袋等販売店で販売しています。)
	その他粗大ごみ	指定ごみシール ●その他粗大ごみ用の指定ごみシールに氏名を記入して貼って出す。(指定ごみシールは栗東市指定ごみ袋等販売店で販売しています。) ●特定家電(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)、パソコンは収集できません。
破碎ごみ	指定ごみ袋	●破碎ごみ用の指定ごみ袋に入れ、氏名を記入して出す。 ●プラスチックのみでできている製品はその他プラスチックに出す。 ●割れたガラスや刃物類は、紙などで包み中身を表示して出す。 ●資源になる金属などがはずせる場合は、分別して出す。 ●大(45ℓ)のごみ袋に入らない(袋の口が結べない)ものは粗大ごみとして出す。
ガスライター	黄色コンテナ箱(ガスライター回収)	●使い捨て等ガスライターは必ず使い切り、ガスを抜き取り、赤いシールで「ガスライターの日ガスライター専用回収箱」と明示してある黄色コンテナに入れる。
資源ごみ	ビン(複数の車で収集)	分別用コンテナ ●王冠やキャップ、中栓は必ずはずして、中を軽く水洗いする。 ●色明示した指定の分別用コンテナに、ビンのみを入れる。 ●耐熱ガラス・板ガラス・コップ・化粧品および農薬の空きビン・陶器類は破碎ごみに出す。
	ペットボトル	分別用コンテナ ●キャップとラベルは必ずはずして、中を軽く水洗いする。 ●ペットボトルはつぶして、かさ(容量)を減らし、指定のコンテナに入れる。 ●飲料用・酒用・しょうゆ用以外のプラスチックボトルは、その他プラスチックに出す。
	その他プラスチック	指定ごみ袋 ●その他プラスチック用の指定ごみ袋に入れ、氏名を記入して出す。 ●容器類のふたは、必ずはずす。 ●水ですすぐなどし、汚れを取り除く。(水は十分きる) ●大(45ℓ)のごみ袋に入らない(袋の口が結べない)ものは、粗大ごみとして出す。 ●スナック菓子などの袋では、アルミとプラスチックの複合品がありますが、その他プラスチックの対象となります。



生活環境

〈以下は広告スペースです〉



a-ban.meiku
- Challenge Everything -

アーバン・メイク株式会社

栗東市御園1808番地

TEL:077-599-1283

<https://aban-meiku.com/>

何でもお気軽にご相談ください。

専門のスタッフが対応・ワンストップサービス・作業前に見積書を提示

心を込めて作業いたします。

特殊清掃／遺品整理
家財整理／生前整理

法人、個人事業主のお客様。

産業廃棄物の回収・処分は
お任せください。

特殊清掃と遺品整理の専門家。



ご質問やご相談などお気軽にお問い合わせください。 ☎0120-685-639 営業時間は、平日月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとなります。

古紙・古着類 (複数の車で収集)	種類ごとに分別	●新聞・雑誌・ダンボール・紙パック類は、ヒモ等で十文字にくくって集積場では種類ごとにまとめて置く。小さな紙片などは紙袋や封筒などに入れて出す。 ●ビニールやアルミなどの合成紙(袋や箱)・カーボン紙・感熱紙・写真等は可燃ごみに出す。 ●古着類は、透明・半透明に入れて袋に入れて出す。(布団・枕・布くず・カーペット・カーテン・ぬいぐるみなどは可燃ごみに出す)
乾電池	黄色コンテナ (乾電池回収箱)	●乾電池回収箱(黄色コンテナ)に、乾電池のみ入れる。 ●ボタン型電池や充電式電池は販売店に引き取ってもらう。
金属類 (複数の車で収集)	分別用コンテナ (スプレー缶用コンテナ)	●缶は、水ですすぐなどし、汚れを取り除く。 ●石油ファンヒーター、石油ストーブはタンクと本体の灯油や乾電池は必ず抜く。 ●スプレー・カセットボンベ缶は中身を全部出し切り、黄色いシールで「スプレー缶専用箱」と明示してある分別用コンテナに入れる。 ●大きいもの以外は、分別用コンテナに入れる。

◎収集日は、お住まいの地域によって異なります。お住まいの地域の「ごみ収集カレンダー」で確認してください。

◎収集日当日の8:00までに、決められた集積場に出してください。

◎分別されていないごみ、収集時間より後に出されたごみは、収集しません。

◎事業系のごみは収集しません、集積場に出さないでください。

◎引っ越しなどで多量のごみが出るときは、事前に環境政策課で手続きし、環境センターへ個人が直接搬入することができます。
(ごみの分別ガイドブック参照)

※市が収集する集積場でのごみの出し方等であり、集合住宅等の個別収集については、対象としていません。

※指定ごみ袋、ごみシールは、栗東市指定ごみ袋等取扱店舗にて販売しています。

資源ごみの持ち去りは条例で禁止されています

持ち去り行為を見かけたら、時間、場所、車のナンバーおよび特徴などを確認して担当課に連絡をお願いします。

使用済み小型家電の回収拠点

家庭から出る下記の使用済み小型家電を回収し、選別・分解を行ったのちに、金や銅など貴金属類を抽出して新たな製品を作る際の原材料などにリサイクルします。

対象 携帯電話・ビデオカメラ・デジタルカメラ・ICレコーダー・電子辞書・携帯音楽プレーヤー(CD、MDプレーヤーを含む)・携帯型ゲーム機など

※個人情報が含まれる製品の場合は、個人情報を消去し、回収ボックスへお入れください。

※投入口に入るもののみが回収対象となります。

回収ボックスの設置場所

市役所、栗東市環境センター、栗東図書館本館、栗東西図書館、コミュニティセンター(6か所)、葉山、治田、治田西、大宝、大宝西、金勝

廃食用油の回収拠点

家庭の廃食用油を回収しバイオディーゼル燃料などにリサイクルすることで、ごみの減量化・資源化、また、地球温暖化防止にかかる二酸化炭素の排出抑制につながります。

出し方

- 1 使い終わった食用油を軽くこし、カスを取り除く。
- 2 ペットボトル等の密封できる容器に入れ、キャップをしっかり閉める。
- 3 回収拠点にある回収ボックスに容器ごと入れる。

回収拠点

市役所・栗東市環境センター、各学区コミュニティセンター(葉山学区を除く)、スター栗東安養寺店

生ごみ減量化推進補助金

「生ごみ処理容器」を購入する世帯に、購入費を補助しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

生ごみ処理容器

補助金額 購入金額の2分の1(1,000円未満切り捨て、上限5,000円)

〈以下は広告スペースです〉



やっぱり違う
プロのお掃除

ハウスクリーニングはプロにおまかせ!

株式会社 クリーンサポート
栗東市小野1014
TEL 077-575-1166
FAX 077-535-7455

査定無料
古くてもOK!!
壊れていてもOK!!

中古農機具 高価買取致します

農機具のこんなお悩みありませんか?

- 機械の売り方がわからない
- 機械の処分に困っている
- 使っていない農機具が置きっぱなし
- 倉庫の中を整理したい

査定無料!
高価買取自信あり

LINEで査定依頼

24時間受付 スマホで簡単

中古農機具専門店 トップ

0120-935-481
受付時間 9:00~18:00(店舗定休日 火曜日・金曜日)
野洲市吉川2746-2 FAX.077-599-1482
<https://topnouki.com/>

不法投棄は犯罪です

問 環境政策課 ☎551-0341 FAX551-0148

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条で1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役もしくはその両方など、重い罰則が規定される“犯罪行為”です。土地の所有者および管理者は不法投棄を未然に防ぐため、こまめな見回りや清掃・除草を心がけてください。



生活排水・し尿

し尿のくみ取り

次の事業者に直接依頼してください。

- 治田・治田東・治田西・金勝および日吉が丘自治会・大宝・大宝東・大宝西地域
栗東総合産業(株) ☎552-1711
- 葉山・葉山東地域(日吉が丘自治会を除く)
日映興業(株) ☎552-8311

浄化槽

浄化槽を正常に機能させるには、管理者による定期的な維持管理が欠かせません。適正に管理していないと、浄化槽本来の機能が発揮されず、水質汚濁や悪臭の原因となります。浄化槽をお使いの人は、次の3つの維持管理を行うことが義務付けられています。

保守点検

装置の点検や補修、消毒薬の補充などを行います。3か月から4か月に1回以上行ってください。保守点検は県の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

問 滋賀県循環社会推進課 ☎528-3471

清掃

浄化槽内に溜まった汚泥の汲み取り、装置の洗浄などを行います。下記清掃業者に依頼し、年に1回以上行ってください。

清掃業者(担当地域が異なります)

- 栗東総合産業(株) ☎552-1711
地域…治田、治田東、治田西、金勝および日吉が丘自治会、大宝、大宝東、大宝西地域
- 日映興業(株) ☎552-8311
地域…葉山、葉山東地域(日吉が丘自治会を除く)

法定検査

問 公益社団法人滋賀県生活環境事業協会 ☎535-9210

浄化槽が適正に管理され、浄化機能を十分発揮しているか検査します。毎年1回受けてください。10人槽以下の浄化槽の場合は、栗東総合産業(株)、日映興業(株)でも受けていただけますが、担当地域がそれぞれ異なります。

また、11人槽以上の浄化槽の場合は、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会受けてください。

浄化槽を廃止したとき

問 環境政策課 ☎551-0336

下水道への接続などにより浄化槽を使用しなくなった場合は、浄化槽廃止届出書を環境政策課まで必ず提出してください。届出書は、市長宛と滋賀県生活環境事業協会宛の2通を提出してください。

水道・下水道

問 上下水道事業所

上下水道課

上下水道管理係 ☎551-0135 FAX554-3866

上下水道業務係 ☎551-0123 FAX554-3866

上下水道工務係 ☎551-0122 FAX554-3866

浄水係 ☎551-0134 FAX554-3866

こんなときには連絡を

使用を開始するとき(開栓)

水道を使用開始される4日前までに管理係へ電話でご連絡いただくか、市ホームページのオンライン申請をご利用ください。なお、連絡の際には、以下のことをお知らせください。

- 使用先の水栓番号または使用先住所
- 使用開始日 ●使用者の名前 ●連絡先
- 料金の請求先(水道使用先と異なる場合)

<注記>

- 使用を開始された後は、速やかに「上下水道使用届」の提出をお願いします。
- 共同住宅などで管理人(会社)が一括管理されている場合は、管理人(会社)へご連絡ください。

使用をやめるとき(閉栓)

水道の使用を停止される4日前までに管理係へ電話でご連絡いただくか、市ホームページのオンライン申請をご利用ください。なお、連絡の際には、以下のことをお知らせください。

- 使用先の水栓番号(水道メーター検針時にお渡ししています「水道使用水量等のお知らせ」や納入通知書に記載しています)または使用先住所
- 使用停止日 ●使用者の名前

《転居の場合》●転居先住所 ●連絡先 ●料金の精算方法

<注記>

- 共同住宅などで管理人(会社)が一括管理されている場合は、管理人(会社)へご連絡ください。
- 使用停止の連絡がない場合、使用がなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

使用者に変更が生じたとき(名義変更)

管理係で名義変更の手続きをお願いします。なお、料金の引き落とし口座も変更される場合は、新しい口座の通帳と銀行印をお持ちください。

上下水道料金(水道料金・下水道使用料)の支払方法

「上下水道料金」として水道料金と下水道使用料を一括請求しています。

納入通知書(納付書)

2か月に一度、検針月の翌月に郵送の「納入通知書」により、金融機関の窓口、コンビニエンスストア、栗東市役所等にてお支払いいただく方法です。

口座振替

2か月に一度、検針月の翌月に使用者の銀行口座からの自動引き落としによりお支払いいただく方法です。

お申し込みは、「栗東市上下水道使用届」のご提出時に使用届下段の口座振替依頼書を併記いただくか、ご希望の金融機関の窓口で手続きをしてください。



生活環境

< 以下は広告スペースです >

ご近所の水道屋さん

水もれは あいませんか？

そんな蛇口を なおしたい。



水廻りのことで お困りのときは、

石本設備 まで お電話ください!!

栗東市・大津市・草津市・守山市・野洲市
上下水道指定工事店

〒524-0032

滋賀県守山市岡町27-4



石本設備



☎090-3842-4028

TEL.(077)583-1107 FAX.(077)583-1117

栗東の水廻り工事店

安心の栗東市指定工事店です

水漏れ、パッキン交換、故障・つまり、器具取換

栗東市指定給水装置工事事業者

親切

安心

栗東市下水道指定工事店

納得

IMA株式会社 今井水道工業

お気軽にお電話下さい

TEL/077-552-6777 FAX/077-552-6778

〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺8丁目3-12 E-mail imasui@snow.ocn.ne.jp

水道メーターの検針

問 上下水道課上下水道管理係 ☎551-0135 FAX554-3866

2か月に一度、水道メーターの検針をします。

お願い

- メーター付近に物を置かないでください。
- 犬はメーターから離れたところにつないでください。
- 漏水時の料金も使用者の負担となります。日頃より、メーターの点検を心掛けましょう。

漏水を見つけたときは

問 上下水道課上下水道業務係 ☎551-0123 FAX554-3866

漏水を発見したときは、次の場所にご連絡ください。

①道路上(止水栓から道路側)

開庁時は上下水道課へ、夜間、土・日曜日・祝日は市役所代表(☎553-1234)へ

②宅地内

お近くの栗東市指定給水装置工事事業者または栗東市上下水道工事協同組合(☎553-1233)にご相談ください。

※修理費は宅地の所有者の負担になります。

※修理内容により、水道料金などの一部減額制度がありますので、詳しくは担当にお問い合わせください。

水道メーターの確認(漏水チェック)方法

①宅内の蛇口を全て閉めてください。水洗トイレや給湯器、散水栓などからも水が出ていないことをご確認ください。

②メーターボックスの中の水道メーターのふたを開けてください。パイロットマーク(右図の銀色の八角形)が少しでも回転していたら、宅内側のどこかで漏水している可能性があります。栗東市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください(修理費用は使用者の負担となります)。



下水道処理区域内の義務

問 上下水道課上下水道業務係 ☎551-0123 FAX554-3866

公共下水道が整備されている区域(処理地域)内の建物の所有者には下水道法により次のことが義務付けられます。

- ①汲み取り便所は3年以内に水洗便所に改造すること
- ②し尿浄化槽を廃止し、公共下水道に直接放流すること
- ③台所、風呂場などの汚水も公共下水道へ放流すること

改造資金の融資あっせんについて

一定の条件を満たした人であれば、排水設備の工事に関する融資あっせん制度を利用することが出来ます。ただし供用開始告示日から3年以内に工事をする人が対象です。

排水設備工事は指定下水道工事店で

水洗便所や排水設備の工事は、栗東市が指定している「指定下水道工事店」でなければ施工できません。工事の際には、指定下水道工事店と十分に話し合い、見積書の金額や必要書類などをよく確認してから、契約してください。



生活環境

く以下は広告スペースです

栗東市に出張無料ですぐに駆けつけます
蛇口の水漏れ トイレつまりなど **リピーターさん急増中!!**

水に関するトラブルをおまかせ!
お見積りのおでもご依頼OK! 親切・丁寧
スピード対応 最短30分で訪問 相談無料

蛇口・パイプの水漏れ修理 1,200円より	トイレの水漏れ修理 1,200円より
パイプ・トイレのつまり修理 1,200円より	雨漏りなどその他の水のトラブルもおまかせ下さい

「りっとう暮らしの便利帳」特別割引 基本料金3,000円→0円
水道修理即日施工業者

近畿水道サポートセンター
☎0120-194-887
24時間、土・日・祝も対応しています
https://www.suido-support.com/

Create
建物に命を吹き込む会社

空調設備設計	上下水道業務
土木一式工事	各種設計施工

官公庁から、工場・一般住宅まで。

株式会社 夏山商店
栗東市下戸山1238番地1
TEL:077-552-5522
http://www.natsuyama-s.co.jp

上下水道 ガス
空調 リフォーム

**お気軽に
ご相談
下さい!**

山三設備株

栗東市川辺287-5
TEL(077)552-3176
FAX(077)552-4312

道路

問 土木交通課 ☎ 551-0292 FAX 552-7000

道路の舗装・補修

道路に穴が空いていたり、路肩が崩れていたりなど、交通に支障があるときには、次の連絡先にご連絡ください。

道路の種類	連絡先
国道1・8号	滋賀国道事務所草津維持出張所 (中沢二丁目12-30) ☎ 562-0842
県道	滋賀県南部土木事務所 道路計画第一課維持補修係 (草津市草津三丁目14-75) ☎ 567-5440
市道	土木交通課 ☎ 551-0292 夜間および祝日 ☎ 553-1234

道路境界の確定

市の管理する道路(市道)や法定外公共物(里道および水路等)に隣接する土地で開発などを行うときに、その境界が不明な場合は境界の確定が必要です。境界確定の申請の受付後、隣接地権者との立ち会いを実施し、境界確定を行います。

道路の占用、工事

市道区域内で次のことをする場合、許可が必要となります。事前にご相談の上、申請してください。

- 1 車庫などへの出入りのために歩道を切り下げたり、ガードレールを撤去したりする
- 2 建築工事などにより工事用足場や仮設防護柵などを設置する
- 3 道路を掘削しようとしたり、道路を利用したりする

道路はみんなの財産！不法占用をやめましょう

次の行為などは道路法に違反する行為(不法占用)となります。該当する場合には自主的に撤去をお願いします。

- 電柱や街路樹に立て看板などを設置したりすること
- 道路上に樹木の枝葉が飛び出している状態や、剪定・除草後の草木を放置していること
- プランターや鉢などを常時置いていること
- 車やオートバイなどのオイルを路上や側溝などに垂れ流すこと

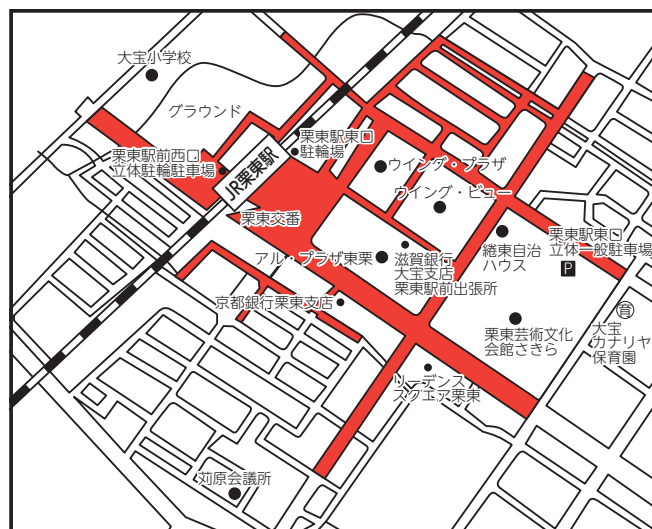
放置自転車

問 土木交通課 ☎551-0291 FAX552-7000

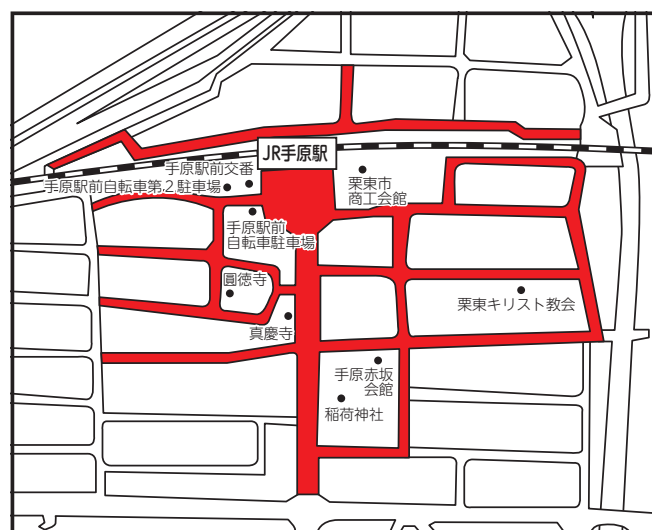
放置禁止区域

市では放置自転車等をなくすため、自転車等駐車対策を実施しています。

放置禁止区域内に放置された自転車などは警告のうえ撤去、その他の区域に放置された自転車などは警告のうえ5日間経過後に撤去し、自転車等保管場所で保管します。



栗東駅周辺



手原駅周辺

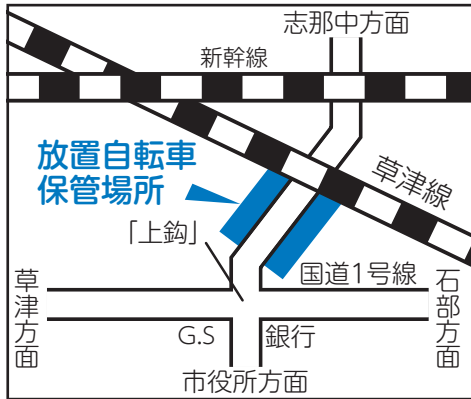
放置自転車の返還

放置自転車保管所

栗東市上鉤 主要地方道栗東志那中線高架下 ☎552-2785
(下図を参照してください)

受付時間 第1・第3日曜日、および第2・第4火曜日の16:00から19:00まで(年末年始を除く)

※引取りには手数料が必要になります。ただし、盗難届が出されているものについては、料金を徴収しません。



市営自転車駐車場

問 土木交通課 ☎551-0291 FAX552-7000

手原駅前自転車等駐車場

手原駅前自転車等駐車場利用料金 (単位:円)

区分	一時預 (1日1回)		一か月 定期料金		三か月 定期料金	
	1階 北口	2階	1階 北口	2階	1階 北口	2階
自転車	100	90	1,800	1,600	5,400	4,800
原動機付 自転車	200	—	3,000	—	9,000	—
自動二輪車						

申込受付窓口

手原駅前自転車駐車場管理室(手原四丁目2-29)

☎553-8313

受付時間

6:30~20:00(ただし、日曜日、祝日は7:00~17:00、年末年始を除く)

ペット(犬・猫)

犬の登録や死亡の届け出

問 環境政策課 ☎551-0341 FAX551-0148

生後90日を経過した犬を飼ったときは、必ず届け出が必要で(生涯で1回)。飼い主は、狂犬病予防法により生涯に1回、飼い犬の登録をしなければならないことになっています。

なお、すでに他市で登録済みの犬の住所などを変更する場合は、他市発行の鑑札を持参し、犬の転入手続きをしてください。栗東市の鑑札と交換します。市内で転居した場合も手続きが必要になります。

また、飼い犬が死亡したり他人に譲渡したりしたときは、ご連絡ください。

狂犬病予防注射

問 環境政策課 ☎551-0341 FAX551-0148

生後90日を経過した犬を飼う場合、狂犬病予防法により年に1回、4月から6月までの間に、狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。まだ接種を受けていない場合は、最寄りの動物病院で接種を受けてください。接種の日時、接種料などについては、直接病院にお問い合わせください。

また、市では、毎年4月・5月に狂犬病予防集合注射を実施しています。当日は犬の登録も併せて受け付けています。

各種手数料

犬の登録手数料	3,000円
注射済票交付手数料	550円
狂犬病予防注射料	2,950円
鑑札再交付手数料	1,600円
注射済票再交付手数料	340円

犬・猫の死体処理

問 環境政策課 ☎551-0341 FAX551-0148

道路上(国道を除く)での犬や猫の死体は委託業者が回収しますので、ご連絡ください。

迷い犬や野犬の保護・捕獲・引き取り

問 草津保健所 ☎562-3549

滋賀県動物保護管理センター ☎0748-75-1911

犬・猫の飼い方の指導

問 滋賀県動物保護管理センター ☎0748-75-1911



生活環境

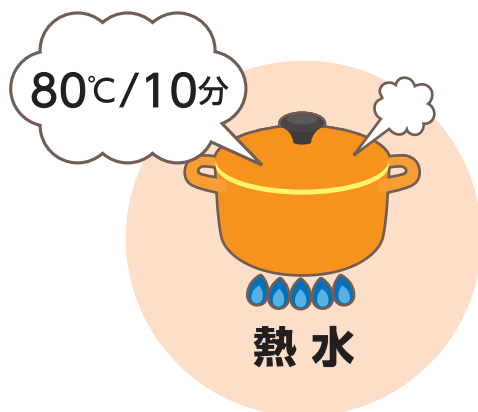


公衆衛生の豆知識

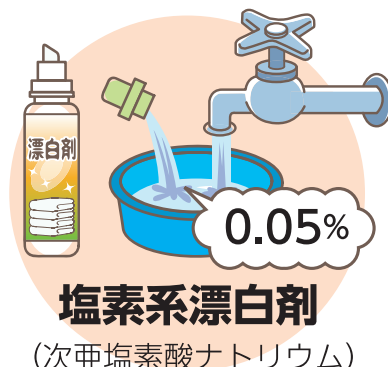


身のまわりを清潔にしましょう。

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度0.05% に薄めた上で、拭く
と消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花 王	ハイター	水 1 L に本商品25mL (商品付属のキャップ1 杯)
	キッチンハイター	水 1 L に本商品25mL (商品付属のキャップ1 杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水 1 L に本商品10mL (商品付属のキャップ1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品10mL (商品付属のキャップ1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水 1 L に本商品10mL (商品付属のキャップ1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品10mL (商品付属のキャップ1/2 杯)

注 意

- 家事用手袋を着用して行ってください。
- 金属は腐食することがあります。
- 換気をしてください。
- 他の薬品と混ぜないでください。
- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。



市民活動・自治会

協働のまちづくり

問 自治振興課 ☎551-0290 FAX551-0432

元気創造まちづくり事業・未来へつなぐ市民活動応援事業

市内を拠点に活動する、または活動しようとするNPO・市民活動団体を新しいまちづくりを進めるパートナーとして位置づけるとともに、これらの団体が市内においてイキイキと活動できるよう支援します。

協働事業提案制度

市民の皆さんの新しい発想と、行政のノウハウをともに出し合い協力して地域の課題解決に取り組むことで、豊かな地域社会を築いていくことを目指します。

自治会

問 自治振興課 ☎551-0290 FAX551-0432

「まちづくりの主役は市民」自治会活動でご近所の底力を!!

自治会は、一定の地域住民の皆さんによって、自主的に結成された地域コミュニティ組織です。自治会は、地域でのふれあいの輪を広げ、お互いに助け合いながら身近な生活環境を良くするために活動されています。

自治会加入は、お住まいの自治会長にご連絡ください。

自治会の活動内容

- 防犯・防災活動
- 環境美化活動
- 広報活動
- 文化・ふれあい活動など

ボランティア市民活動

問 栗東市ボランティア 市民活動センター(栗東市社会福祉協議会) ☎553-0056 FAX553-5268

ボランティア活動をしたい人や、必要としている人、活動をしている人を支援しています。また、ボランティアを学びたい人の研修や講座を行っています。

生活保護

問 社会福祉課 ☎551-0490 FAX553-3678

生活に困窮している人の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活ができるように手助けする制度です。まずはご相談ください。

生活支援相談

問 社会福祉課 生活支援相談室 ☎551-0118 FAX553-3678

経済的な問題など生活上の困難に直面している方に対し、一人ひとりの状況に応じ、本人の自立に向けて生活が行えるよう、以下の内容により支援を行っております。ご相談ください。

- 自立相談支援
- 住居確保給付金の支給

【栗東市社会福祉協議会 委託】

- 子どもの学習・生活支援
- 家計改善支援
- 生活福祉資金の貸付(県社協事業)

問 栗東市社会福祉協議会 ☎554-6105 FAX554-6106

市営住宅

問 住宅課 ☎551-0347 FAX552-7000

市内には359戸の市営住宅があります。例年6月・11月に、住宅に困窮している市内在住・在勤者(所得制限などの条件あり)を対象に、入居者を募集します。応募方法など詳しくは、担当課へ。



産業・勤労者支援

中小企業者支援施策

問 商工観光労政課 ☎551-0236 FAX551-0148

特定中小企業者の認定(セーフティネット資金利用者の認定)

新型コロナウイルス感染症の影響による売上げの減少など経営の安定に支障が生じている中小企業者を市が認定する制度です。

認定を受けることにより、信用保証協会の通常の保証限度額とは別枠での保証が受けられる制度です。認定には売上高の減少、金融取引の調整などの各要件があります。詳しくは、上記担当課までお問い合わせください。

先端設備等導入計画の認定

栗東市が定める「導入促進基本計画」に基づき、中小企業者が「先端設備導入計画」を作成し、市から認定を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。

栗東市中小企業等信用保証料助成金交付制度

中小企業等の負担を軽減し、経営基盤の強化を図るため、中小企業等が金融機関から融資を受ける場合における、その信用保証料の一部を助成する制度です。

詳しくは、上記担当課までお問い合わせください。

栗東市小規模事業者持続化補助金

国の補助制度を活用して販路開拓等の取り組みを行う市内事業者に対し、市による上乗せ補助を行う制度です。市内小規模事業者が、持続的な経営に向け、経営計画に基づいて取り組む創意工夫を凝らした地道な販路開拓等を支援し、地域の原動力となる小規模事業者の持続的発展を図ります。詳しくは上記担当課までお問い合わせください。

創業支援事業

問 商工観光労政課 ☎551-0236 FAX551-0148

りっとう創業塾

問 栗東市商工会 ☎552-0661

この事業は創業に興味のある人、近々独立開業を考えている人のための創業塾です。税理士、行政書士、社会保険労務士、弁護士といった様々なジャンルの講師陣があなたの夢の実現に向けて幅広くサポートします。りっとう創業塾は特定創業支援等事業に位置づけられており、りっとう創業塾を修了し、栗東市の証明を受けた方は、創業時にさまざまな特典を活用することができます。詳しくは、上記担当課または栗東市商工会までお問い合わせください。

栗東市創業支援融資利子補給金制度

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)の新規開業向けの融資制度を利用された場合に、支払われた利子の一部を補助する制度です。詳しくは上記担当課までお問い合わせください。

栗東市空き店舗等活用促進事業補助金

市内対象区域の賑わい創出と地域経済活性化のため、出店する新規事業者等や規模拡大を図ろうとする事業者に対し補助金を交付する制度です。詳しくは、上記担当課までお問い合わせください。

りっとう経営なんでも相談会

滋賀県よろず支援拠点、滋賀県事業承継・引継支援センターおよび栗東市商工会と連携し、経営や創業に関する多様な相談に専門家が対応する相談会です。無料で何回でも相談可能ですのでお気軽にご利用ください。詳しくは上記担当課までお問い合わせください。

就職困難者の就労支援

問 商工観光労政課 ☎551-0104 FAX551-0148

働く意欲がありながら、就労を妨げるさまざまな要因を抱える人の就労相談に応じています。関係機関と連携して、就職困難者の就労を支援しています。

〈以下は広告スペースです〉

内村 | **社会保険労務士** | **事務所**
行政書士

特定社会保険労務士
行政書士
ITストラテジスト

内村 守

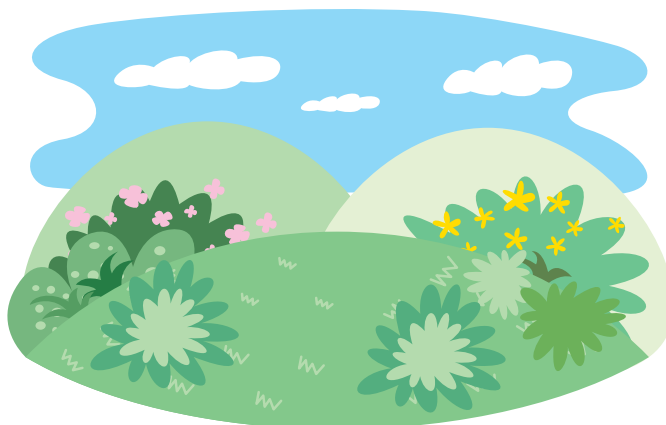
【行政書士業務】
建設業許可新規・更新・変更届
入管手続(在留資格取得)
各種許認可申請

【社会保険労務士業務】
労働保険、社会保険の相談、事務代行
就業規則・会社諸規定の作成見直し
労働トラブル相談
給与計算
助成金相談、申請

栗東市荻原181-22
Tel/Fax **077-553-8226**

そのお悩み
お任せ
ください!







教育・文化施設

栗東芸術文化会館さくら

〒520-3031 綾二丁目1番28号 ☎551-1455 FAX551-2272

休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日にあたるときは開館)・年末年始(12月29日～1月3日)

大ホール

客席 810席

	1階席	バルコニー席	車イス席	可動席
可動席対応時(810席)	682席	114席	6席	8席
全車イス席対応時(808席)	682席	114席	12席	
オーケストラピット対応時(682席)	554席	114席	6席	8席

※本席の最後尾中央にてPA席16席対応可。 ※客席後方にボックス席(親子室)10席あり(未防音)。 ※客席内での飲食不可。

中ホール

客席 406席

	本席	車イス席	可動席
可動席対応時(406席)	392席	6席	8席
全車イス席対応時(404席)	392席	12席	

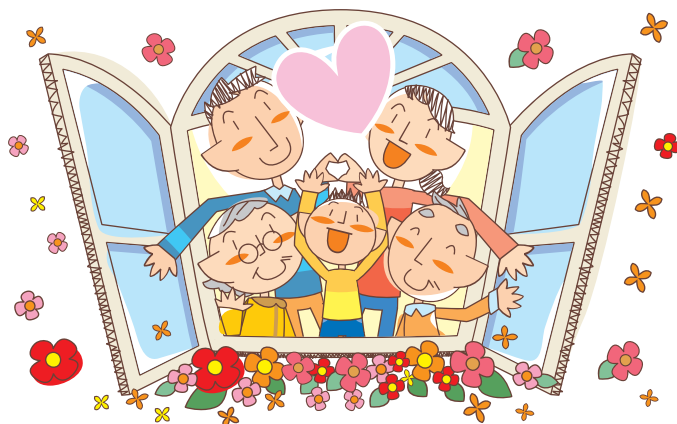
※本席の最後尾中央にてPA席8席対応可。 ※客席後方にボックス席(親子室)10席あり(未防音)。

小ホール

客席 149席～200席

	本席	車イス席	パイプイス対応
可動席使用時(ロールバック席使用) 149～180席	149席	5席	26席
可動席不使用時(フリースペース) ～200席(最大)			200席

※PA対応席・ボックス席は無。 ※可動席を使用しない場合において、客席での飲食可。



利用料金

利用料

(単位:円)

施設名	曜日	基本利用料					
		午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	午前・午後 9:00~17:00	午後・夜間 13:00~22:00	全日 9:00~22:00
大ホール	平日	19,200	32,000	38,400	46,000	63,200	76,000
	土日祝	24,000	40,000	50,000	57,600	81,000	96,800
中ホール	平日	9,600	16,000	19,200	23,000	31,600	38,000
	土日祝	12,000	20,000	25,000	28,800	40,500	48,400
小ホール	平日	4,800	8,000	9,600	11,500	15,800	19,000
	土日祝	6,000	10,000	12,500	14,400	20,200	24,200
展示室	平日	3,200	4,200	4,200	6,600	7,500	9,800
	土日祝	3,200	4,200	4,200	6,600	7,500	9,800
楽屋1・2・3・8・9・ 小ホール控室	平日	600	800	800	1,200	1,400	1,800
	土日祝	700	1,000	1,000	1,500	1,800	2,300
楽屋5・6・7	平日	900	1,200	1,200	1,800	2,100	2,800
	土日祝	1,100	1,500	1,500	2,300	2,700	3,400
楽屋4	平日	1,200	1,600	1,600	2,500	2,800	3,700
	土日祝	1,500	2,000	2,000	3,100	3,600	4,600
楽屋事務室1・2	平日	200	300	300	400	500	600
	土日祝	300	400	400	600	700	900
練習室1・2	平日	1時間 300					
	土日祝	1時間 400					
練習室3	平日	1時間 500					
	土日祝	1時間 600					
練習室4	平日	1時間 1,000					
	土日祝	1時間 1,200					
スタジオ	平日	1時間 2,000					
	土日祝	1時間 2,400					
研修室	平日	1時間 600					
	土日祝	1時間 700					
和室	平日	1時間 300					
	土日祝	1時間 400					
託児室	平日	1時間 300					
	土日祝	1時間 400					
シンボル広場 (野外ステージ含む)	平日	博覧会・展示会その他これに類する催しを広場全域で行う場合			—		1日20,000
	土日祝	博覧会・展示会その他これに類する催しを広場全域で行う場合			—		1日25,000

施設利用料金に伴う入場料加算などについて

入場料加算

- 2,001円以上3,000円以下……施設利用料の30%加算(入場料は1人当りの最高額とする)
- 3,001円以上5,000円以下……施設利用料の50%加算
- 5,001円以上……施設利用料の100%加算

営利加算 営利目的の催物・展示会の利用の場合、施設利用料の100%加算

- ホールの舞台のみを準備、リハーサルのために利用する場合でさらに本番を行う場合、施設利用料の50%の額
 - 利用時間を延長した場合の施設利用料は1時間当り、利用許可をうけた次の区分の施設利用料の30%の額
 - ホール・展示室利用時、舞台準備および撤収に限り、開館時間外の8:00~9:00、22:00~23:00は、夜間利用料(18:00~22:00)の50%の額で利用可。
但し、準備および片付けに要する舞台増員、映写技師人件費などについて、会館利用料とは別途に時間外料金が必要となる場合あり。
 - ホワイエなどで公演に付随するCDなどの物品販売を行う場合、売上額の10%を徴収する。
- ※施設利用料金については施設までご確認ください

栗東市立図書館

- 市立図書館(本館) 〒520-3016 小野223 ☎553-5700 FAX554-0792
- 市立栗東西図書館(西館) 〒520-3031 糺二丁目4-5 ウイングプラザ2F ☎554-2401 FAX554-2501

開館時間 10:00～18:00(土・日曜日は17:00まで)

休館日 月・火曜日、祝日(土・日曜日は開館)、祝日開館した場合の振替休館、館内整理日(10、1、3月最終木曜日、変更あり)・年末年始(12月29日～1月4日)

1人15冊まで3週間借りられます。図書館資料の貸し出しのほかにレファレンスサービス、予約サービス、コピーサービスなどを行っています。図書館のお知らせは市広報紙、図書館ホームページをご覧ください。

図書館ホームページ <https://www.lics-saas.nexs-service.jp/ritto/webopac/index.do>

学習支援センター

市民の生涯学習に係る活動、青少年教育活動および児童生徒等の学習支援などを図ることを目的に設置しています。また、人権相談(人権いろいろ相談)や地区別懇談会、人権研修の相談・案内などを行っています。

住 所 〒520-3015 安養寺三丁目1-1

開館時間 8:30～17:15

休館日 土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

階	部署・機関名	電話番号	FAX番号
1	生涯学習課	生涯学習係 ☎551-0145／青少年教育係 ☎551-0496	552-5544 (1階共通)
	少年センター	☎551-0141	
	人権擁護課	人権教育・啓発係 ☎551-0133	
		人権政策係 ☎551-0108	
2	児童生徒支援室	いじめホットライン ☎554-0323／教育相談 ☎554-6104 支援教室 ☎554-6107(子ども成長支援教室「あいあい」)	554-6107
	子ども発達支援課	幼児ことばの教室 ☎553-1201	553-1240

栗東歴史民俗博物館

〒520-3016 小野223-8 ☎554-2733

栗東に人が住みはじめて以来のまちの歴史を、美術、歴史、民俗などさまざまな角度から紹介。

開館時間 9:30～17:00(入館は16:30まで)

観覧料 無料(ただし特別展開催時は別途料金設定あり)

休館日 月曜日、祝翌日(いずれも土・日曜日、祝日と重なる場合は開館)・年末年始(12月28日～1月4日)・臨時休館日

※詳しい開館日程は
ホームページ(<https://www.city.ritto.lg.jp/hakubutsukan/>)などをご覧ください。



栗東自然観察の森

〒520-3015 安養寺178-2 ☎554-1313

自然観察コースなどのイベントを実施しています。ネイチャーセンターを拠点に、四季折々の自然とのふれあいができます。

開館時間 9:00～17:00
(10月1日～3月31日の間は9:00～16:30)

休園日 月・火曜日、年末年始、祝休日振替日、特別準備期間

入園料 無料



公共施設

栗東市出土文化財センター

〒520-3011 下戸山47 ☎553-3359

遺跡の調査資料を収蔵管理し、出土品の公開と各種の啓発事業を実施しています。

開館時間 9:30～17:00(入館は16:30まで)
(事前に予約が必要です。)

休館日 土・日曜日、祝日、年末年始

入館料 無料



コミュニティ施設

問 自治振興課 ☎551-0290 FAX551-0432

各学区コミュニティセンター

各学区の住民自治組織が管理運営する地域の特性にあった住民主導のまちづくりの拠点施設「コミュニティセンター」では、住民自らが責任を持った管理運営、主体的・自立的な事業の展開を目指して活動を行っています。

名 称	住 所	電話番号
コミュニティセンター金勝	御園982	☎558-1100
コミュニティセンター葉山	高野622-1	☎553-4911
コミュニティセンター葉山東	六地藏714-1	☎553-2566
コミュニティセンター治田	坊袋161-1	☎554-0050
コミュニティセンター治田東	安養寺205	☎554-6110
コミュニティセンター治田西	小柿五丁目1-8	☎553-7633
コミュニティセンター大宝	縋七丁目9-21	☎553-1900
コミュニティセンター大宝東	縋二丁目4-5 栗東駅前ウイングプラザ3階	☎551-2337
コミュニティセンター大宝西	霊仙寺四丁目2-63	☎554-1477

利用申込 直接各センターへ

スポーツ施設

各スポーツ施設は使用条件がありますので詳細はホームページをご覧ください。

栗東市社会体育施設ホームページ…<http://www.ritto-taikukan.jp/>

栗東市民体育館／栗東運動公園

〒520-3014 川辺390-1 ☎553-4321

利用時間 9:00～21:00

休 館 日 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)・年末年始

駐車台数 80台

栗東運動公園	野球場 10,000㎡(硬式野球不可) テニスコート(ハードコート2面) ※夜間照明設備有り
--------	--

ご利用案内

受付時間 開館日の9:00～19:00まで

受付期間(利用予約)

- 栗東市内居住の人…利用日の3か月前の月の第1土曜日から当日まで
 - それ以外の人…利用日の3か月前の月の第2土曜日から当日まで
- ※受付開始日に申し込み多数の場合は、予約時間制限と抽選により受け付け順番を決めさせていただく場合があります。
- <例外および注意>
- 中学生以下は、保護者をご利用ください。
- なお、空き状況については電話でお答えできますが、予約は受け付けておりません。
- 直接体育館の窓口までお申し込みください。(当日利用は除く)



料金案内

【栗東市民体育館】

貸切り利用の場合

《入場料その他これに類する料金を徴収しない場合》(単位:円)

施設名	平日			土・日・祝日および振替休日		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
第1アリーナ	3,600	6,000	9,600	4,200	7,000	11,200
第2アリーナ	1,200	2,000	3,200	1,500	2,500	4,000
会議室	600	1,000	800	—	—	—

《入場料その他これに類する料金を徴収する場合》(単位:円)

施設名	平日			土・日・祝日および振替休日		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
第1アリーナ	30,000	50,000	60,000	48,000	80,000	100,000
第2アリーナ	10,000	17,000	20,000	16,000	27,000	34,000

個人利用の場合

区 分	使用者	2時間当たり
トレーニングルーム	中学生	60円
	高等学校の生徒又はこれに準ずる者	100円
	一般	200円

【栗東運動公園】

《入場料その他金銭を徴収しない場合》

施設名	使用時間等	平 日	土・日・祝日および振替休日
野球場	1時間当たり	400円	500円
テニスコート(1面当たり)		500円	600円

【施設器具】

器具名	使用時間等	利用料金
放送装置一式	1時間当たり	500円

野洲川体育館／野洲川運動公園

〒520-3041 出庭2083 野洲川河川敷 ☎553-1006

利用時間 9:00～21:00(運動公園は日没まで)

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始

駐車台数 120台(運動公園を含む)

野洲川運動公園	陸上競技場 16,880㎡(6レーン、サッカー1面) ソフトボール場 14,445㎡(3面) テニスコート(砂入り人工芝コート4面) グラウンドゴルフ場 4,620㎡
---------	--

ご利用案内

受付時間 開館日の9:00～19:00まで

受付期間(利用予約)

- 栗東市内居住の人…利用日の3か月前の月の第1土曜日から当日まで
 - それ以外の人…利用日の3か月前の月の第2土曜日から当日まで
- ※受付開始日に申し込み多数の場合は、予約時間制限と抽選により受け付け順番を決めさせていただく場合があります。

<例外および注意>

- グラウンドゴルフ場の現地受付は9:00～15:00までです。
- 中学生以下は、保護者をご利用ください。

なお、空き状況については電話でお答えできますが、予約は受け付けておりません。

直接体育館の窓口までお申し込みください。(当日利用は除く)

料金案内

【野洲川体育館】

貸切り利用の場合

《入場料その他これに類する料金を徴収しない場合》(単位:円)

施設名	平日			土・日・祝日および振替休日		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
アリーナ	1,800	3,000	4,000	2,100	3,500	5,600
会議室	400	600	500	—	—	—

《入場料その他これに類する料金を徴収する場合》(単位:円)

施設名	平日			土・日・祝日および振替休日		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
アリーナ	15,000	25,000	30,000	24,000	40,000	50,000

【野洲川運動公園】

《入場料その他金銭を徴収しない場合》(単位:円)

施設名	使用時間等	平日	土・日・祝日および振替休日
陸上競技場(貸切)	1時間当たり	2,000	2,500
グラウンドゴルフ場(貸切)		3,000	3,500
ソフトボール場(1面当たり)		300	400
テニスコート(1面当たり)		500	600
芝グラウンド(1面当たり)	1人1回	300	400
陸上競技場(個人)		200	260
グラウンドゴルフ場(個人)		200	250

平成27年7月1日から改定



治田西スポーツセンター

〒520-3024 小柿一丁目1-11 ☎554-0169

利用時間 9:00～21:00

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始

駐車台数 25台(運動公園を含む)

ご利用案内

受付時間 開館日の9:00～19:00まで

受付期間(利用予約)

- 栗東市内居住の人…利用日の3か月前の月の第1土曜日から当日まで
- それ以外の人…利用日の3か月前の月の第2土曜日から当日まで

※受付開始日に申し込み多数の場合は、予約時間制限と抽選により受け付け順番を決めさせていただく場合があります。

料金案内

貸切り利用の場合

《入場料その他これに類する料金を徴収しない場合》(単位:円)

施設名	平日			土・日・祝日および振替休日		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
アリーナ	1,200	2,000	3,200	1,500	2,500	4,000

《入場料その他これに類する料金を徴収する場合》(単位:円)

施設名	平日			土・日・祝日および振替休日		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
アリーナ	10,000	17,000	20,000	16,000	27,000	34,000



公共施設

〈以下は広告スペースです〉

インドアテニススクール

30年の安心と実績！
体験レッスン受付中！

体験予約はとっても簡単！まずはお気軽に！！

はじめの方大歓迎！
親子クラスは大好評！！

テニスラウンジ栗東

TEL.077-599-3959 栗東市縄4丁目2-17

十里体育館

〒520-3036 十里405-1 ☎553-1701

利用時間 9:00～21:00

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始

駐車台数 5台

ご利用案内

受付時間 開館日の9:00～19:00

受付期間(利用予約)

- 栗東市内居住の人…利用日の3か月前の月の第1土曜日から当日まで
- それ以外の人…利用日の3か月前の月の第2土曜日から当日まで

※受付開始日に申し込み多数の場合は、予約時間制限と抽選により受け付け順番を決めさせていただく場合があります。

料金案内

貸切り利用の場合

《入場料その他これに類する料金を徴収しない場合》(単位:円)

施設名	平日			土・日・祝日および振替休日		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
アリーナ	1,200	2,000	3,200	1,500	2,500	4,000

《入場料その他これに類する料金を徴収する場合》(単位:円)

施設名	平日			土・日・祝日および振替休日		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
アリーナ	10,000	17,000	20,000	16,000	27,000	34,000

平谷球場

〒520-3002 観音寺459-2

受付場所 栗東市民体育館 ☎553-4321

利用時間 9:00～日没

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始

駐車台数 60台

ご利用案内

受付時間 開館日の9:00～19:00まで

受付期間(利用予約)

- 栗東市内居住の人…利用日の3か月前の月の第1土曜日から当日まで
- それ以外の人…利用日の3か月前の月の第2土曜日から当日まで

※受付開始日に申し込み多数の場合は、予約時間制限と抽選により受け付け順番を決めさせていただく場合があります。

料金案内

施設名	使用時間等	平日	土・日・祝日および振替休日
グラウンドA	1時間当たり	500円	600円
グラウンドB		400円	500円

弓道場

〒520-3003 荒張896

受付場所 栗東市民体育館 ☎553-4321

利用時間 9:00～日没

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)、年始年末

ご利用案内

受付時間 開館日の9:00～19:00まで

受付期間(利用予約)

- 栗東市内居住の人…利用日の3か月前の月の第1土曜日から当日まで
- それ以外の人…利用日の3か月前の月の第2土曜日から当日まで

※受付開始日に申し込み多数の場合は、予約時間制限と抽選により、受付順位を決めさせていただく場合があります。

※ご利用につきましては事前にお問い合わせください。

施設名	使用時間等	平日	土・日・祝日および振替休日
弓道場	1時間当たり	400円	400円

＜施設利用についての備考＞

1. 使用者が市外居住者(草津市、守山市および野洲市に居住する者が使用する場合は除く)の場合は、利用料金に10割を加算した額とする。
2. 特別に電気装置を設置するときは、実費に相当する金額を加算する。
3. 使用時間を超えて使用したときは、当該超過時間に当該利用料金の時間単位を乗じて得た額を加算する。
4. 上記の使用時間および利用料金によりがたいときは、当該使用時間に当該利用時間の時間単価を乗じて得た額を加算する。
5. 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
6. 利用料金の算定において、それぞれの額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円とする。ただし個人使用の場合を除く。
7. 使用者が民間事業者の場合は、利用料金に10割を加算した額とする。
8. 会議室を使用した場合において、冷暖房設備を使用したときは、利用料金に5割を加算した額とする。
9. 午前とは9:00から12:00まで、午後とは12:00から17:00まで、夜間とは17:00から21:00までとする。



公共施設

市内施設

ひだまりの家

〒520-3036 十里399-3 ☎552-1000

「福祉と人権のまちづくり」の発信拠点。部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向けて、多くの人とのふれあいを大切にするコミュニティセンターとして、老人福祉センター・図書コーナー・デイサービス・コミュニティ活動などの機能を備えています。

部屋等の貸切利用、入浴は有料となります。

開館時間 火～土曜日 9:00～19:00
日曜日 10:00～18:00

ただし、コーナーにより利用時間が異なりますので事前にお問合せください。

休館日 月曜日・休日・月曜日と祝日が重なる
ときの翌日・年末年始



こんぜの里バンガロー村

〒520-3002 観音寺535 ☎558-0908

<http://ritto-konze-no-sato.or.jp/>

ヨーロッパ風のバンガローが9棟あり宿泊ができます。野外活動や散策をとおりて自然の中でゆったりとした時間を過ごすことができます。要予約。

- 平日、休日 1棟…10,700円～16,100円
- 休前日 1棟…12,800円～19,300円

予約受付時間 9:00～17:00

休館日 水曜日(水曜が祝日の場合はその翌日)、年末年始(12月29日～1月3日)



栗東観光案内所(JR手原駅内)

〒520-3047 手原三丁目1-30(手原駅2階) ☎551-0126

<https://www.ritto-kanko.com/>

観光名所の案内をはじめ、馬のまち栗東ならではの特産品の展示販売、金勝寺をはじめとする観光名所の写真の展示、レンタサイクルの貸出しなどを行っています。

市民の皆さんや観光で本市を訪れる皆さんに役立つ、観光、イベント、地域ブランドなどの情報を幅広く発信しています。

開所時間

平日:8:30～17:15
土・日曜日、祝日:8:30～12:00
こんぜめぐりちゃんバス
運行日:8:15～17:00

休所日 年末年始(12月29日～1月3日)



森林体験交流センター森遊館

〒520-3002 観音寺537-1 ☎558-0600

<https://ritto-shinrintaikens.com>

眼下に広がる琵琶湖を一望しながらのバーベキューや、四季おりおりの自然を楽しむことができます。誰もが快適に利用できる宿泊施設で、おしゃれなメゾネットタイプの洋室とゆったりくつろげる和室があります。

- 平日、休日 1室…13,400円～15,000円
- 休前日 1室…16,100円～17,100円

予約受付時間 9:00～17:00

休館日 水曜日(水曜が祝日の場合はその翌日)、年末年始(12月29日～1月3日)



自然体験学習センター森の未来館

〒520-3002 観音寺459-20 ☎558-3777

研修室や宿泊室を備えています。森林環境学習、団体・企業の研修、隣接する平谷球場を利用したのスポーツ合宿などに最適です。

休館日 水曜日(水曜が祝日の場合はその翌日)、年末年始(12月29日～1月3日)



公共施設



広報・広聴・情報公開

広報

問 広報課 ☎551-0641 FAX554-1123

広報りっとう

広報りっとうは、毎月1日に発行。

「まちの元気&魅力発信」をコンセプトに市の事業や各種制度のお知らせだけでなく、月ごとの特集記事や栗東をもっと知れる連載記事、子育てコラム、市内イベントやニュースを紹介するフォトニュース、そしてさまざまな分野で活躍する市民や市民グループの活動を紹介しています。

また、別冊のお知らせ版では、市内各施設のイベント情報、各課からのお知らせ、さらに講座や講演会の情報も掲載しています。

各戸への配布のほか、コミュニティセンターや市の各施設、金融機関、セブン-イレブンなどでも入手できます。

市ホームページ

トップページでは、「大事なお知らせ」「新着情報」「イベント」で分かりやすく各種情報を掲載しています。「くらしの場面から探す」ではライフイベントごとに知りたい情報を簡単に検索できます。各種申請書のダウンロードへのリンクもあります。

また、栗東の魅力を再発見できるような「YouTube りっとうチャンネル」「栗東かわら版」などの動画を配信しています。

有料広告募集中

地域経済の活性化と市の財源確保のため、「市HP」「市広報紙」に掲載する広告を募集しています。企業、教室など幅広いジャンルで掲載中です。詳しくは、市HPをご覧ください。

広聴

問 秘書広聴課 ☎551-0102 FAX553-1280

市長への手紙

「市民主役のまちづくり」を進めるため、日々の生活の中で市政について気付いたこと、考えておられることなど、皆さんの建設的なご意見、ご提案をお寄せください。栗東のまちづくりについてともに考えましょう。市HPの「市長への手紙」専用フォームからお送りください。オンライン（電子）申請でも受付けています。

- 手紙は市長が読ませていただき、市政運営の参考とさせていただきます。
 - 内容は関係する部署が責任を持って調査して返事を作成し、市長が確認の上、署名をして手紙にてお返しします。
- ※内容によっては、担当課から直接、面談・電話・電子メールにより、回答させていただく場合があります。
- 手紙の返事は郵送にて送付するため、住所・氏名の入力をお願いします。

※次のような場合はお返事いたしませんので、ご了承ください。

- 匿名や住所・氏名の記載のないもの、メールアドレスのみ記載されたもの
 - 特定の個人や団体を誹謗・中傷するもの
 - 営利を目的としているもの
 - 政治・宗教などに関するもの
 - 趣旨が不明確なものや個人的な意見などで市が回答できないもの
 - その他、不適切と認められるもの
- 返事をお返しするまで日数がかかりますのでご承知ください。
- 手続きや、業務に関するご質問、ご相談、ご意見、緊急を要する連絡、通報、ご要望等は、直接各事業の担当部署へご連絡ください。
 - 個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱います。

市広報紙に様式を刷り込んでいるほか、市役所1階ロビー、なごやかセンター、市立図書館、栗東西図書館、各コミュニティセンターにも設置しています。また、私製の封書、はがきでも受け付けています。

送付先 〒520-3088 栗東市役所「市長への手紙」宛

- いただいたご意見や市の返事については、個人が特定できないように編集した上で、市ホームページなどに掲載する場合がありますので、ご了承ください。



「市長のこんにちはトーク」

市民主役のまちづくりを進めるため、市長が直接市民の皆さんとまちづくりについて語り合う“市長のこんにちはトーク”を行っています。
市民の皆さんのご意見をお聞きして市政に取り入れるとともに、語り合いをとおして市政への理解を深めていただくことを目的としています。
まちづくりの主役は市民の皆さん一人ひとりです。トークへのご応募お待ちしております。

トークのお相手

市内の自主的な活動を行っているグループ、団体で10人～30人程度とします。ただし、政治、宗教または営利を目的としたグループや団体は除きます。

日 時

平日、土・日曜日を問わず、9:00から21:00の間で、時間は1時間程度とします。

トークの内容

まちづくりに活かせる内容で事前に対象グループと調整します。

トークの運営方法

グループ・団体の主体的な運営とします。なおこの事業は市内の幅広いグループ・団体との対話を優先しますので、同一グループとの定期的な対話とはいたしません。また、苦情や陳情、要望の場ではありません。

申請書は秘書広聴課に設置しています。

また、市ホームページからもダウンロードできるほか、オンライン(電子)申請でも受付しています。

まちづくり出前トーク

市民の皆さんに市のことをもっと知っていただき、協働によるまちづくりを進めるために、皆さんの集まりの場に市職員などが伺い、暮らしに身近な問題や関心のある市の事業などについてお話しする「まちづくり出前トーク」を行っています。
意見交換をとおして互いに理解し合い、まちづくりを一緒に考えましょう。

※メニューは市広報紙6月1日号に折り込んであるほか市HPでもご覧いただけます。

申し込みができるのは

市内在住、在学、在勤するおおむね10人以上の団体やグループです。ただし、政治、宗教または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるときは、お受けできません。

講 師

市の職員や専門分野における外部講師がお話しします。

開催時間

平日、土・日曜日を問わず、9:00から21:00の間で、おおむね1時間30分以内とします。

開催場所

市内とし、会場の準備は、申し込み団体で準備してください。

費 用

講師の派遣料は無料です。ただし講座によって材料費が必要な場合があります。

申し込み方法

まちづくり出前トークメニューから希望テーマを選んで、開催希望日の1か月前までに所定の申込書により秘書広聴課へFAX、郵送、持参などでお申し込みください。市HPのオンライン(電子)申請でも受付しています。
申請書は秘書広聴課に設置しています。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

申し込みから開催まで

- 1 テーマを決めて申し込み(原則1か月前までに秘書広聴課へ)
- 2 派遣職員(講師)の決定、通知
- 3 テーマ担当課との打ち合わせ
- 4 出前トーク開催

その他

- 派遣職員(講師)の業務の都合で、開催日の希望に添えない場合、日程を変更していただくことがあります。
- 出前トークは、市民と職員とがテーマに沿って話し合い、互いに理解しあい、協働によるまちづくりを進めることが目的です。苦情や陳情、要望の場ではありません。
- 政治、宗教や営利を目的としたり、公の秩序や善良な風俗を乱したり、出前トークの趣旨や目的に反する恐れのある場合、トークの開催はできません。

情報公開・個人情報保護

問 総務課 ☎551-0103 FAX554-1123

請求手続きなど詳しくは、担当にお問い合わせください。

情報公開

市が保有している行政情報について、文書を閲覧したり、文書の写しの交付を請求したりすることができます。

個人情報保護

市が保有している個人情報について、その情報が適正に取り扱われるよう必要な事項を定めています。また、どなたでも自身の情報の開示や訂正などを請求することができます。

情報公開コーナー

問 総務課 ☎551-0103 FAX554-1123

庁舎1階情報公開コーナーには、市議会の議事録および統計書などの行政資料を皆さんに見ていただけるように設置しています。



広報・広聴・情報公開



ふるさと納税(寄附)

問 広報課 シティプロモーション推進室 ☎551-0641 FAX554-1123

「ふるさと納税(寄附)」は、皆さんから応援したい、貢献したいと思う「ふるさと」の地方公共団体に対して寄附をしていただくもので、その場合、寄附金の額を一定限度額まで住民税・所得税から控除する制度です。

市では、以下の使途に定められた事業の推進のために寄附金を基金に積み立てています。

寄附金の使途について(対象事業について)

- 1**心と体の健康づくりを応援する元気なまちづくり事業
－社会福祉及び高齢者福祉の向上に関する事業－
- 2**明日を担う子どもを育てる元気なまちづくり事業
－教育・子育て支援及び青少年の健全育成に関する事業－
- 3**自然と共生し、風格ある都市をめざす元気なまちづくり事業
－環境の保全及び景観の維持に関する事業－
- 4**みんなの提言と協働の力で実現する元気なまちづくり事業
－市民活動の支援に関する事業－
－未来へつなぐ市民活動応援事業－
- 5**安心安全に暮らせる元気なまちづくり事業
－防災及び防犯に関する事業－
- 6**地域の活力をのばし、笑顔でにぎわう元気なまちづくり事業
－産業及び観光の振興に関する事業－
- 7**地域資源を活かした元気なまちづくり事業
－馬をはじめとした地域の特性や魅力を生かした事業－
- 8**市長におまかせいただき、ふるさと栗東の明日への元気なまちづくりを目指す事業
－その他市長が必要と認める事業－

上記の他、クラウドファンディングによる寄附も受け付けています。(対象事業等、詳しくは市HPをご確認ください。)

ふるさと記念品について

市では、寄附をしていただいた人に「ふるさと記念品」を贈呈しています。

寄附の申込み方法は、インターネットでお申込みいただくか、寄附申込書を郵便、FAX、電子メールにより送付いただくことでお申込みができます。

ふるさと記念品、寄附の申込み方法などの詳細については、市HPの「ふるさとりっとう応援寄附金」をご確認ください。

なお、栗東市在住の人からのご寄附については、ふるさと記念品の送付をしておりませんので、ご了承ください。

税金の控除について

ふるさと納税による寄附金控除を受けるには、住所地などの所轄の税務署へ確定申告を行っていただくか、寄附先の自治体へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していただく必要があります。

確定申告をする場合

寄附をされた翌年に確定申告をすることにより、寄附金控除を受けることができます。確定申告には寄附金の領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

なお、確定申告をされた場合は、確定申告をした年分の所得税と翌年度分の個人住民税が控除されます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合

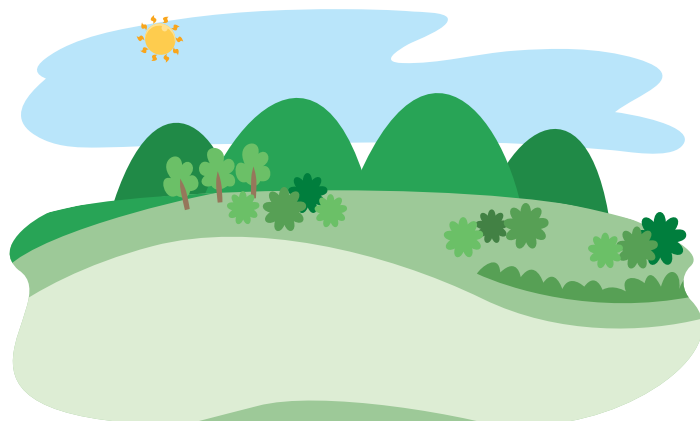
確定申告をする必要のない給与所得者等は寄附先市区町村に寄附金控除を申請できる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。

ただし、ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的とは別に、所得税や住民税の申告をする必要がない人で、ふるさと納税を行う自治体数が5団体以下である場合に限られます。

(ふるさと納税ワンストップ特例制度について)

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附先の自治体に提出し、その自治体が寄附をされた人の住所地の市区町村へ控除申請を代わりに行うことで、寄附金控除を受けられる仕組みです。

この場合は、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。





市議会・選挙

市議会

問 議会事務局 ☎551-0137 FAX551-0146

市議会は、18人(定数)の議員で構成され、市政の方針や予算など市民生活に係る行政の重要な事項を審議・決定する議決機関です。市議会の定例会は年4回とし、毎年3月、6月、9月、12月に招集されます。その他、必要に応じて臨時会が開かれます。

全議員で構成する会議を本会議といい、議会としての権限(議決・選挙・承認等)は本会議で行うことで法的な効力が生じます。本会議以外にも、議会運営全般について協議及び意見調整を行う議会運営委員会、本会議における審議の予備的審査機関として常任委員会、特定の事件の審査機関として必要に応じ設置する特別委員会などを設けています。

また、「市民によく見え、魅力ある議会」を目指し、議会改革を進めています。

※この二次元コードから、本会議の録画映像を見てください。



傍聴

本会議や委員会は特定の場合を除き公開しており、個人でも団体でも自由に傍聴することができます。傍聴は、市議会の活動や市政の進行状況などを知ることができる身近な方法です。なお、開催日程は市HPでお知らせします。

また、聴覚に障がいのある人を対象に、傍聴時の手話通訳者を派遣しますので、事前にお問い合わせください。

市議会だより「大きな栗の木の下で」

定例会閉会2か月後に栗東市議会だより「大きな栗の木の下で」を発行して、議会での決定事項や活動内容などをお知らせしています。

選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎551-0103 FAX554-1123

郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票(郵便等投票)の制度が利用できる人の条件

次のいずれかに該当する人が対象です。

手帳等の種類	障がいの種類など	障がいの程度
身体障がい者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1・3級
	免疫、肝臓の障がい	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症

手帳等の種類

障がいの種類など

障がいの程度

介護保険被保険者証

要介護状態区分が要介護5

郵便等投票証明書

「郵便等投票」を利用する場合は、市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要となります。

郵便等投票証明書の発行は、該当する障がいなどに応じた「身体障がい者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」のいずれかを持参の上、市選挙管理委員会にある「郵便等投票証明書交付申請書」に本人または代理人が必要事項を記載し、市選挙管理委員会に提出してください。郵便等投票証明書の発行には、一週間程度かかります。なお、この証明は発行の日から7年間有効(要介護者は被保険者証の有効期限まで有効)です。

投票の方法

1 選挙の日程が近づきますと、市選挙管理委員会から郵便等投票証明書の発行を受けている人に、「不在者投票用紙等請求書」を送付します。この請求書に本人または代理人が必要事項を記載し、郵便等投票証明書と一緒に市選挙管理委員会へ郵送してください。

※請求期限は選挙期日(投票日)の4日前までになりますので、早めに請求してください。

2 不在者投票用紙などは、公示日または告示日以降に本人宛てに郵送します。

3 不在者投票用紙の交付を受けた人は、直ちに自宅で投票をし、投票用紙を「内封筒」に入れて封をし、さらにそれを「外封筒」に入れ封をしてください。

4 外封筒の表面には、必ず投票した年月日と場所を記載し、氏名欄に署名してください。

5 同封してある返送用の封筒に外封筒を入れて封をして、市選挙管理委員会へ郵送してください。

代理記載投票

郵便等投票を利用できる人のうち、一定の条件に該当する場合は、事前に代理人を指定する「代理記載制度」を利用することができます。

病院に入院中や入院予定の人または老人ホームなどに入所中の人の不在者投票

都道府県選挙管理委員会から不在者投票を行うことのできる施設として指定を受けている病院や老人ホームなどに入院または入所中の方は、その施設の中で投票ができます。

不在者投票用紙の請求は、施設長が選挙管理委員会に対して行いますので、事前に施設で事務を行っている職員に「不在者投票を行いたい」旨を申し出てください。なお、不在者投票を行う日時は施設によって異なりますので、早めに申し出てください。



市議会・選挙



栗東国際交流協会 (RIFA:Ritto International Friendship Association)

栗東国際交流協会(RIFA)は、外国籍の皆さんが快適に生活できるように取組みをしています。

栗東国際交流協会(市役所3階 自治振興課内)
住所:〒520-3088 安養寺1-13-33
TEL: **551-0293** Mail: mail@rifa.jp
FAX: **551-0432** ホームページ: <https://rifa.jp>
Facebook: <https://www.facebook.com/RIFA.Ritto>
時間: 月～金曜日(9:00～17:00)
* 毎週水曜日(13:00～17:00)ポルトガル語通訳



RIFAのホームページにはさまざまな情報を載せていますのでぜひご覧ください。

主な活動

内 容	と き	場 所	費 用
日本語教室	第2・4土曜日 10:15～11:45	コミュニティセンター大宝 (栗東駅近く)	無料
在住外国人生活相談窓口 (ポルトガル語通訳)	毎週水曜日 13:00～17:00	市役所3階 自治振興課内	無料 (予約不要)

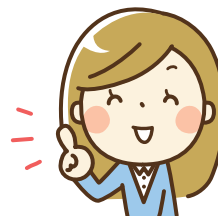
日本語を
覚えよう♪

英語が母語の人へ To native English speakers

RIFA:Ritto International Friendship Association

Ritto International Friendship Association(RIFA) helps foreigners to live comfortable.

RIFA(City Hall 3F)
Address: 〒520-3088 Ritto city, Anyoji 1-13-33
TEL: **551-0293** E-Mail: mail@rifa.jp
FAX: **551-0432** Homepage: <https://rifa.jp>
Facebook: <https://www.facebook.com/RIFA.Ritto>
Hours: Monday to Friday(9:00～17:00)
* A Portuguese Translator is available every Wednesday from 13:00～17:00



Please check RIFA's website.

Main Activities

Content	Time	Place	Fee
Japanese Language Course	2nd & 4th Sat. 10:15～11:45	Community Center Daiho near Ritto Station	Free
Foreign Residents Help Window (Portuguese Translator Available)	Every Wednesday 13:00～17:00	City Hall 3F	Free No reservation required

Let's Learn
Japanese ♪



スペイン語が母語の人へ Para aquellos con la lengua patria español

Asociación de Intercambio Internacional de Ritto

Asociación de Intercambio Internacional de Ritto (RIFA) queremos asistir a los extranjeros para que puedan vivir cómodamente.

Asociación de Intercambio Internacional de Ritto
(3° piso en la Municipalidad de Ritto)
dirección: 〒520-3088 Ritto-shi Anyouji 1-13-33
Teléfono: **551-0293** Mail: mail@rifa.jp
Fax: **551-0432** Homepage: <https://rifa.jp>
Facebook: <https://www.facebook.com/RIFA.Ritto>
Horario: Lunes~Viernes (9:00~17:00)
* los Miercoles (13:00~17:00) Intérprete en portugués



Vamos a aprender japonés ♪

En el Homepage de RIFA hay varias informaciones en. Veanlos por favor.

La actividad principal

Contenidos	Horario	Local	Costo
Clase de idioma japonés	2° y 4° sábados 10:15~11:45	Community Center Daiho (Cerca de la estación de Ritto)	Gratis
Consultas de la vida cotidiana para los residentes extranjeros (con intérprete en portugués)	Los miércoles 13:00~17:00	3° piso de la municipalidad	Gratis (No necesita la reserva.)

ポルトガル語が母語の人へ Para aqueles com lingua pátria portuguesa

Associação de Intercâmbio Internacional de Ritto (RIFA)

A Associação de Intercâmbio Internacional de Ritto (RIFA) tem como objetivo apoiar para os estrangeiros viverem com o ambiente melhor.

Associação de Intercâmbio Internacional de Ritto (3° andar da prefeitura)
Local: 〒520-3088 Ritto-shi Anyoji 1-13-33
TEL: **551-0293** Mail: mail@rifa.jp
FAX: **551-0432** Home Page: <https://rifa.jp>
Facebook: <https://www.facebook.com/RIFA.Ritto>
Expediente: de segunda a sexta (9h00 a 17h00)
* Toda quarta-f. (13 às 17hs.) atendimento em português



Aprenda o idioma japonês ♪

No portal da RIFA, há diversas informações. Favor acessar.

Atividades principais

Tipo de atividades	Data	Local	Custo
Aula de japonês	Sábados da 2ª e 4ª semana do mês 10h15 a 11h45	Community Center Daiho (perto da Estação de Ritto)	Grátis
Balcão de consulta de vida aos estrangeiros (em português)	Toda quarta-f. 13h00 a 17h00	3° andar da prefeitura	Grátis (Não precisa fazer a reserva.)

